

いきいきかどま高齢者プラン 2018

—門真市第7期高齢者保健福祉計画—

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

（素案）

平成30（2018）年1月現在

門真市

はじめに

<今後、追加予定です>

平成 30 (2018) 年 3 月

門真市長 宮本 一孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）	1
2. 計画の目的と背景	2
3. 計画の位置づけと性格	3
(1) 法的位置づけ	3
(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との調和	3
(3) 他計画との調和	3
4. これまでの取り組みと計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
(1) 計画策定体制	4
(2) 実態調査の実施	5
(3) パブリックコメントの実施	5
第2章 統計データからみる門真市の状況	
1. 人口の動向	6
(1) 国勢調査からみる総人口と一般世帯数の推移	6
(2) 住民基本台帳からみる近年の人口の推移	7
(3) 全国・大阪府と比較した高齢化率	10
2. 世帯の動向	11
3. 高齢者の就業状況	13
4. 将来人口の推計	14
第3章 高齢者を取り巻く動向と課題	
1. 全国的な動向・大阪府の動向	15
2. 第6期計画までの現状と課題	16
(1) 総合的な介護予防対策の推進	16
(2) 生活自立への支援	20
(3) 高齢者の尊厳の確保	29
(4) 生きがいつくりと社会参加の促進	32
(5) 住みやすい環境づくり	35
(6) 総合的な推進体制の充実	40
第4章 計画の基本的な考え方	42
1. 本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念	42
(1) 本市のまちづくりに対する考え方	42
(2) 本計画の基本理念	42
2. 第7期計画における基本的な視点	43
視点1 人権の尊重、自立と尊厳を支える体制の整備	43
視点2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	43
視点3 協働による地域包括ケアシステムの深化・推進	43
3. 第7期計画のめざすべき将来像	44
4. 基本目標	44

基本目標 1	健康づくり、介護予防の推進	44
基本目標 2	高齢者及びその家族への日常的な支援	45
基本目標 3	高齢者の尊厳の確保	45
基本目標 4	生きがいくくりと社会参加の促進	46
基本目標 5	住みやすい環境づくり	46
基本目標 6	総合的な推進体制の充実	46
5.	計画の体系	47
第5章 施策・事業の展開		
1.	健康づくり、介護予防の推進	48
(1)	重度化防止に向けた介護予防の推進	48
(2)	生涯にわたる健康づくりの推進	50
2.	高齢者及びその家族への日常的な支援	52
(1)	各種生活支援サービスの充実	52
(2)	在宅医療の推進	55
(3)	地域での見守り等による支援	57
(4)	認知症対策の充実	60
3.	高齢者の尊厳の確保	63
(1)	高齢者の人権の尊重と虐待防止	63
(2)	高齢者の権利擁護の推進	65
(3)	高齢者の孤立防止	67
4.	生きがいくくりと社会参加の促進	70
(1)	生涯学習・生涯スポーツの推進	70
(2)	社会活動の促進	72
(3)	就労支援の充実	74
(4)	世代間交流等の推進	76
5.	住みやすい環境づくり	78
(1)	福祉のまちづくりの推進	78
(2)	住宅対策の推進	80
(3)	安全・安心のまちづくりの推進	82
6.	総合的な推進体制の充実	84
(1)	地域支援体制の充実（連携体制の構築）	84
第6章 計画の推進体制		
1.	計画推進について	88
(1)	くすのき広域連合、大阪府等との連携	88
(2)	地域・団体・事業所等との連携	88
(3)	計画の周知	88
2.	計画の進行管理	88
3.	情報提供の充実	89
資料編		90

第1章 計画の策定にあたって

1. 日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）

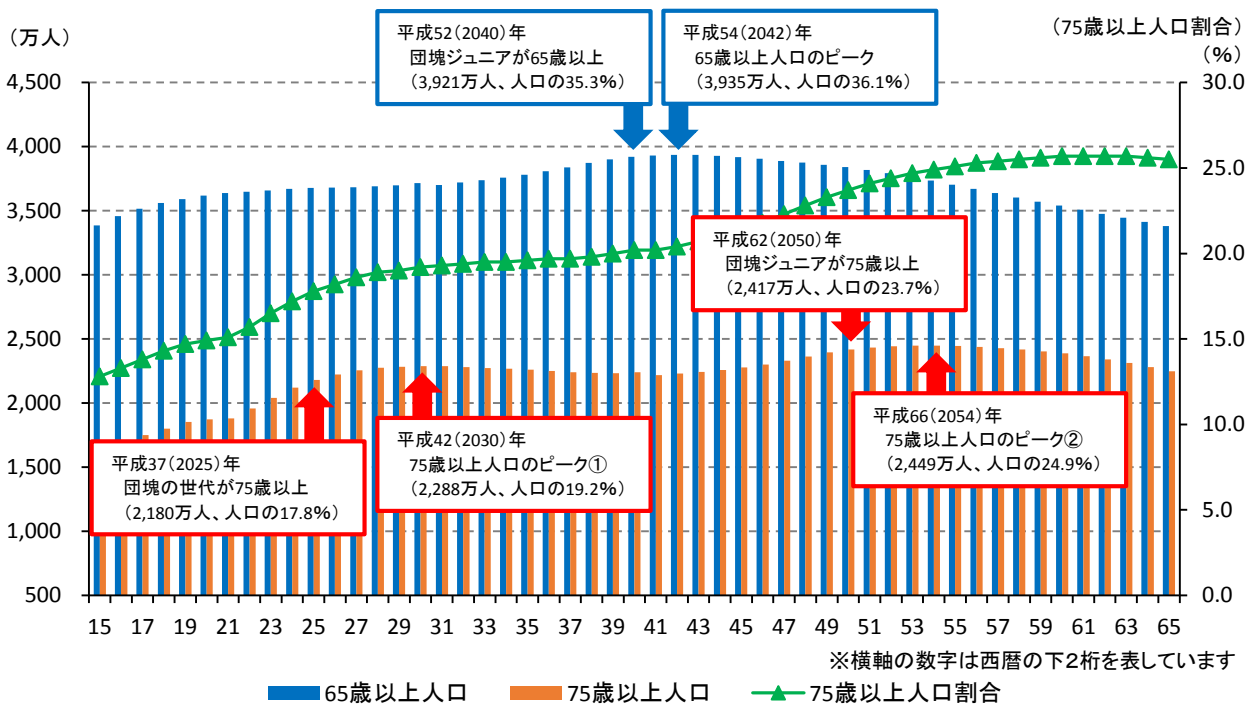
平成27（2015）年の国勢調査の人口の確定数が公表され、国立社会保障・人口問題研究所において、新たな将来人口推計が公表されました。

平成27（2015）年の国の総人口は1億2,709万人ですが、平成77（2065）年には8,808万人になり、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は、平成27（2015）年の26.6%から平成77（2065）年には38.4%まで上昇すると推計されています。

前回の推計（平成24（2012）年1月推計）と比較（平成77（2065）年時点）すると、総人口は8,135万人から8,808万人に、高齢化率は40.4%から38.4%に、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和された推計となっております。

しかしながら、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える平成52（2040）年までは中長期的に介護需要は増加し続けると推測されます。

【全国の65歳以上人口と75歳以上人口の将来推計】



資料：日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）国立社会保障・人口問題研究所

2. 計画の目的と背景

「いきいきかどま高齢者プラン 2018」（以下、「第7期計画」という。）は、市における高齢者を取り巻く現状と課題を踏まえ、継続的に超高齢社会に対応した高齢者保健福祉施策を進めるため、「いきいきかどま高齢者プラン 2015（以下、「第6期計画」という。）」を見直し、介護保険事業の運営を担うくすのき広域連合の介護保険事業計画との整合を図り策定するものです。

□高齢化率が全国や大阪府の平均を上回り急速に高齢化が進行

本市では、平成29（2017）年10月1日現在の住民基本台帳による人口における高齢化率は28.9%となっており、平成26（2014）年から2.3ポイント上昇し、全国や大阪府の平均値を上回り、急速に高齢化が進行しています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加も著しく、特にひとり暮らし高齢者が増加しています。平成2（1990）年の1,756世帯が平成27（2015）年では8,497世帯と、この25年間で4.8倍にも増加しており、全国や大阪府と比べてひとり暮らし高齢者の割合は多い状況です。

□平成37（2025）年を見据えた高齢者を支える取り組みが必要

急速に高齢者が増加している中、今後は、高齢者数の急激な伸びは想定されていないものの、団塊の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える平成37（2025）年には、75歳以上高齢者の割合も平成27（2015）年の11.7%から17.5%まで上昇すると推計されています。一方で生産年齢人口が減少し、1人の高齢者に対し現役世代の支え手側となる割合は徐々に低下しています。加齢に伴い、医療にかかる割合も介護認定率も高くなるため、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進の取り組みが求められています。

□みんながつながる元気で活躍できるまち・門真をめざして

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者など、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者の増加が予測されることから、高齢者を支える取組や健康寿命の延伸のための生活習慣病の予防、見守り体制、社会と関わりを持てる生きがいくくりなどがますます重要になってきます。

さらには、高齢者・障がい者・子どもや子育て等、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められており、市民一人ひとり・地域・各関係団体、企業、行政等が協働し、安心・安全な地域づくりをめざします。

3. 計画の位置づけと性格

(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38（1963）年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づき市町村老人福祉計画として策定するものです。

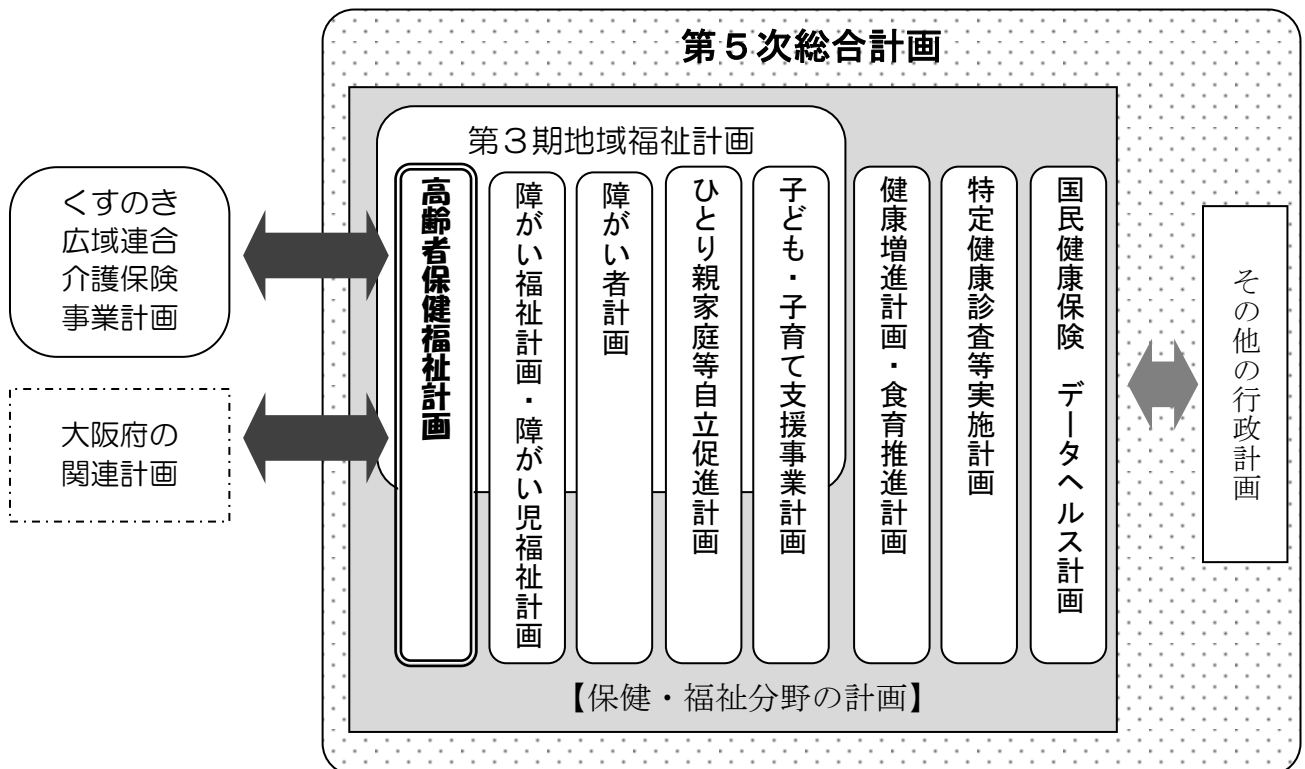
(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との調和

高齢者保健福祉計画は、高齢者あるいは高齢期に関する施策全般にわたる計画です。したがって、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むもので、高齢者あるいは 40 歳以上の壮年者の高齢期を見据えた健康づくり、高齢者の生活自立支援、生きがいくくり、防災や防犯、交通安全など、生活全般にわたる施策を含めた計画となっています。

なお、介護保険サービスの確保と提供、整備などに関する介護保険事業については、くすのき広域連合で策定される「くすのき広域連合介護保険事業計画」で定められます。高齢者の生活を支えるさまざまな施策・事業の展開にあたっては、くすのき広域連合における介護保険事業の取組との調和・連携が重要であることから、本計画は「くすのき広域連合介護保険事業計画」との調和・整合を図り策定しています。

(3) 他計画との調和

本計画は、高齢者などの保健・福祉などの分野に関して、具体的に取り組む方向を定めるものであり、「門真市第 5 次総合計画」及び「門真市第 3 期地域福祉計画」を上位計画とし、他計画との整合性を図ります。



4. これまでの取り組みと計画の期間

高齢者保健福祉計画は、3年ごとに作成しており、前計画である第6期計画では、「みんなでつくる いきいき・健やか 人にやさしいまち」をめざすべき将来像に据え、第3章に記載の施策・事業に取り組んできました。

第7期計画は、期間を平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とし、計画の策定にあたっては、現状や課題を分析し、平成37(2025)年度を見据えた中長期的な視点に立ち、新規や継続の施策・事業の取り組みを進めていきます。

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度	平成 36 (2024) 年度	平成 37 (2025) 年度	平成 38 (2026) 年度
前計画(第6期)											
			本計画(第7期) 平成37(2025)年度を見据えた計画								
						第8期計画					
									第9期計画		

5. 計画の策定体制

(1) 計画策定体制

高齢者などの施策検討にあたっては、保健・福祉の分野をはじめ生涯学習、教育、住宅、まちづくりなど関連分野の施策との連携が重要であることから、本計画の策定にあたっては、庁内関連部局の参画する「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

また、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域組織代表、公募による市民代表などで構成される「門真市高齢者保健福祉計画審議会」を設置し、幅広く意見を伺いました。

(2) 実態調査の実施

計画策定の基礎資料となる高齢者などの生活の様子やニーズを把握するため、市内に住む40～64歳の人に対するアンケート調査を実施しました。

平成29(2017)年7月1日現在で、本市に住む40～64歳の市民2,000人を対象に実施しましたが、調査対象者を抽出する際、抽出条件に一部誤りがあったため、改めて2回目のアンケートを実施し、1回目・2回目の合計で集計・分析を行っています。

また、65歳以上の要介護などの認定を受けていない高齢者については、くすのき広域連合において実施したアンケート調査結果を活用しています。

アンケート調査の概要

項目	若年者一般調査 (40～64歳)	高齢者一般調査 (65歳以上)
①調査基準日	平成29(2017)年7月1日	平成29(2017)年6月1日
②調査期間	第1回目 平成29(2017)年7月7日から 7月28日まで 第2回目 平成29(2017)年7月26日から 8月18日まで	平成29(2017)年6月20日から 7月7日まで
③調査方法	郵送	郵送
④調査客体数(発送調査票数)	2,632件	1,606件
⑤回答調査票数	998件	799件
⑥有効調査票数	997件	799件
⑦有効回収率(⑥/④)	37.9%	49.8%

(3) パブリックコメントの実施

計画について広く市民から意見を募集するため、平成30(2018)年1月11日から31日までの間にパブリックコメントを実施しました。

実施にあたっては、ホームページに掲載するとともに、高齢福祉課、市本館入り口、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、女性サポートステーション(WESS)、市民プラザ、こども発達支援センター、ルミエールホール、市民交流会館・中塚荘、市立公民館、文化会館、図書館本館、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンターにおいて閲覧できるようにしました。

第2章 統計データからみる門真市の状況

1. 人口の動向

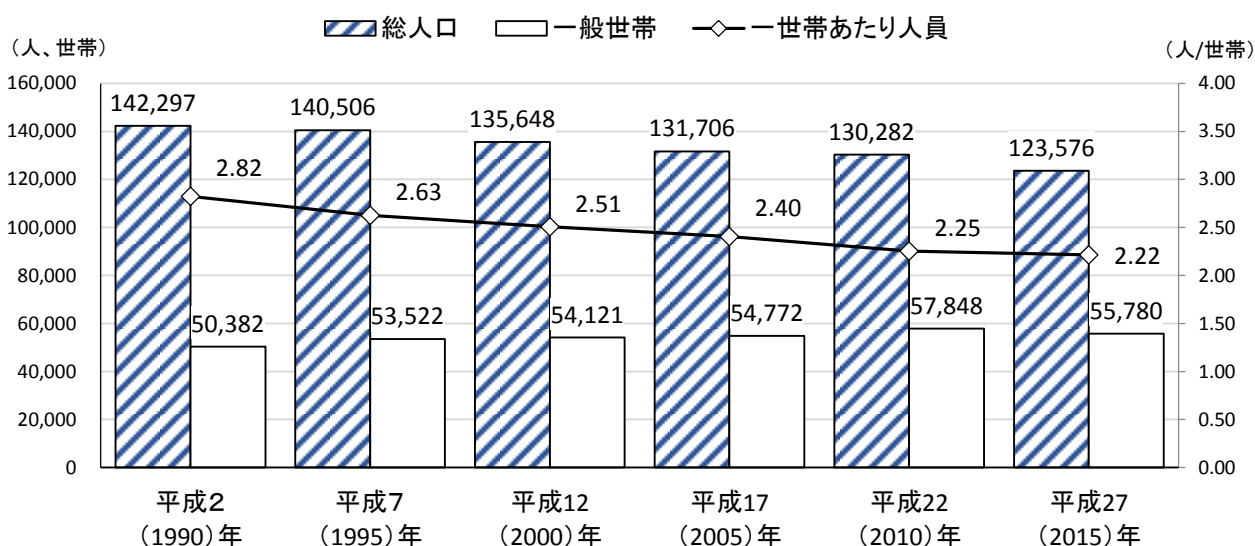
(1) 国勢調査からみる総人口と一般世帯数の推移

国勢調査における市の総人口は、平成2（1990）年の142,297人が平成27（2015）年には123,576人となり、年々減少しています。

一方、一般世帯数は平成22（2010）年まで年々増加していましたが、平成27（2015）年に減少に転じ、55,780世帯となっています。

一世帯あたり人員は年々減少しており、平成27（2015）年で2.22人となっています。

総人口・一般世帯数・一世帯あたり人員の推移



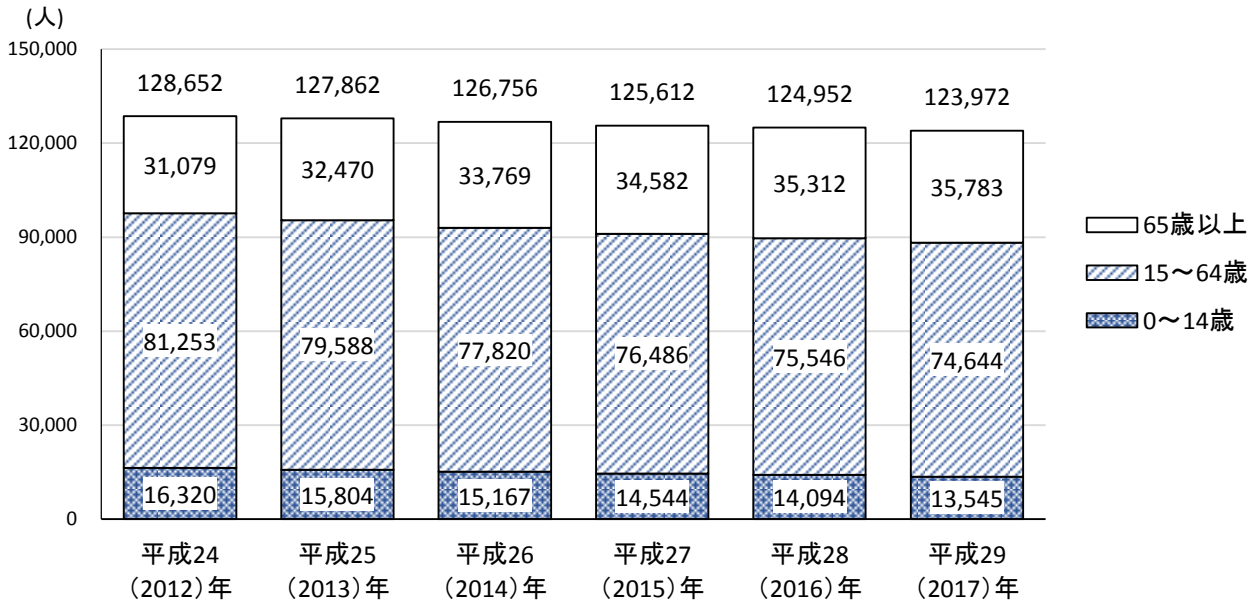
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 住民基本台帳からみる近年の人口の推移

住民基本台帳から近年の人口推移をみると、国勢調査と同様に本市の総人口は年々減少しており、平成29(2017)年に123,972人となっています。

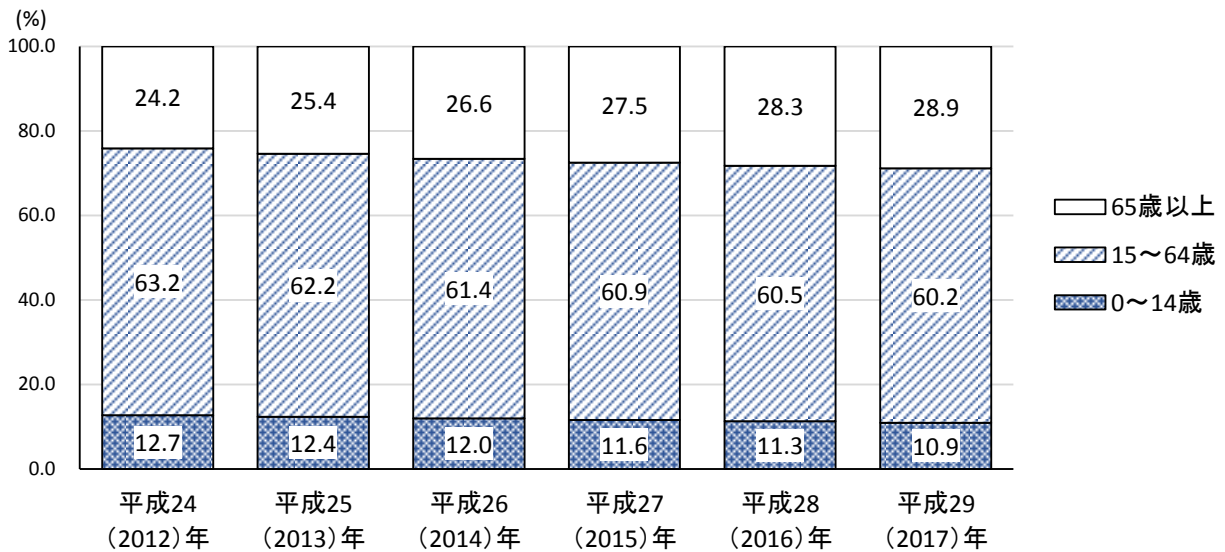
年齢区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はともに減少している一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が年々進行しています。

年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

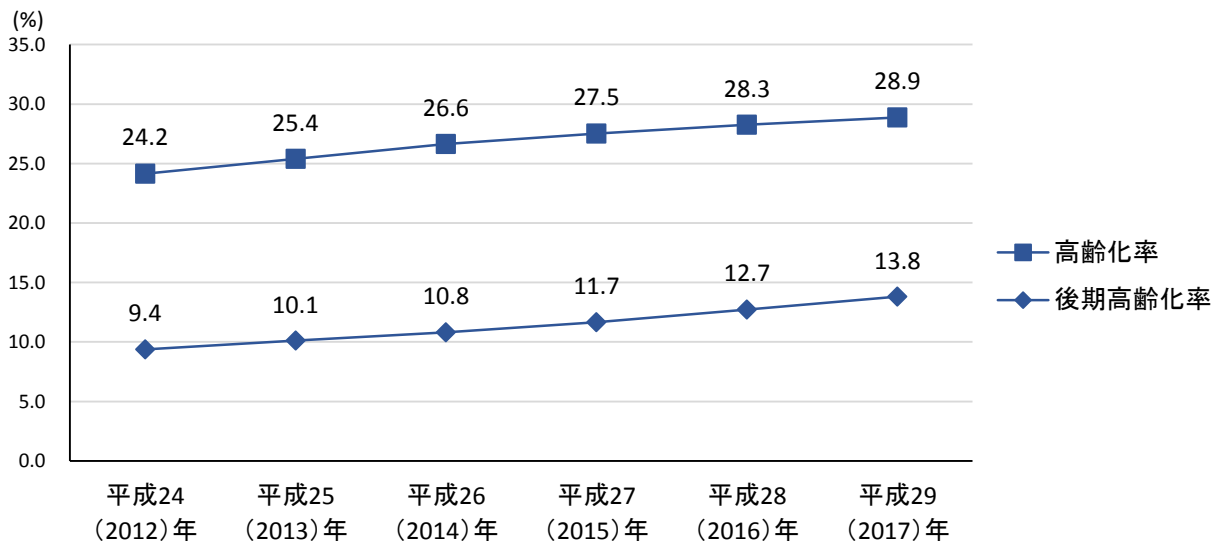
年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢化率・後期高齢化率はともに年々増加しており、平成 29（2017）年の高齢化率は 28.9%、後期高齢化率は 13.8%となっています。

高齢化率・後期高齢化率の推移

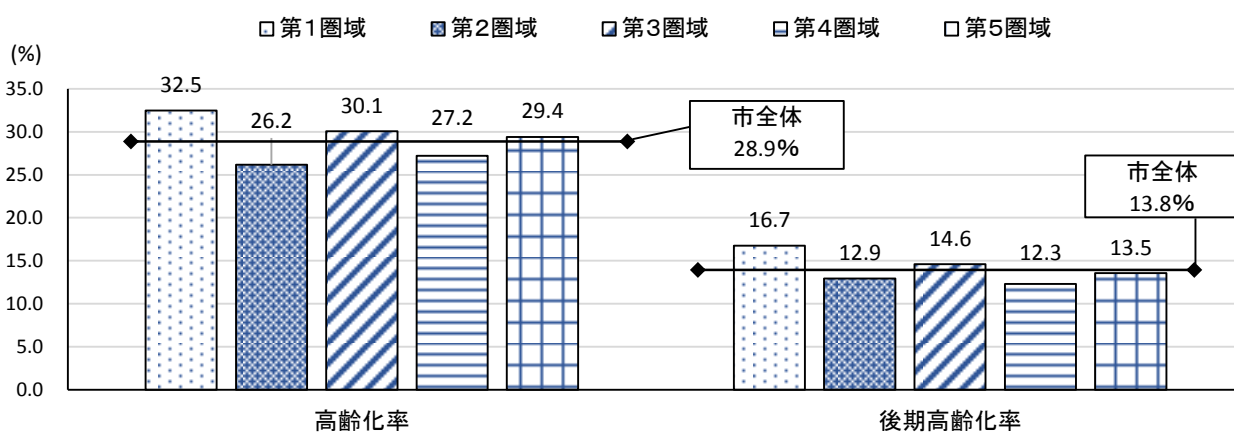


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

日常生活圏域別に高齢化の状況をみると、第 1 圏域が 32.5%で最も高く、次いで第 3 圏域、第 5 圏域と続き、第 2 圏域が 26.2%で最も低くなっています。

後期高齢化率は、第 1 圏域が 16.7%で最も高く、次いで第 3 圏域、第 5 圏域と続き、第 4 圏域が 12.3%で最も低くなっています。

日常生活圏域別の高齢化率・後期高齢化率（平成 29（2017）年）



資料：住民基本台帳（平成 29（2017）年 10 月 1 日現在）

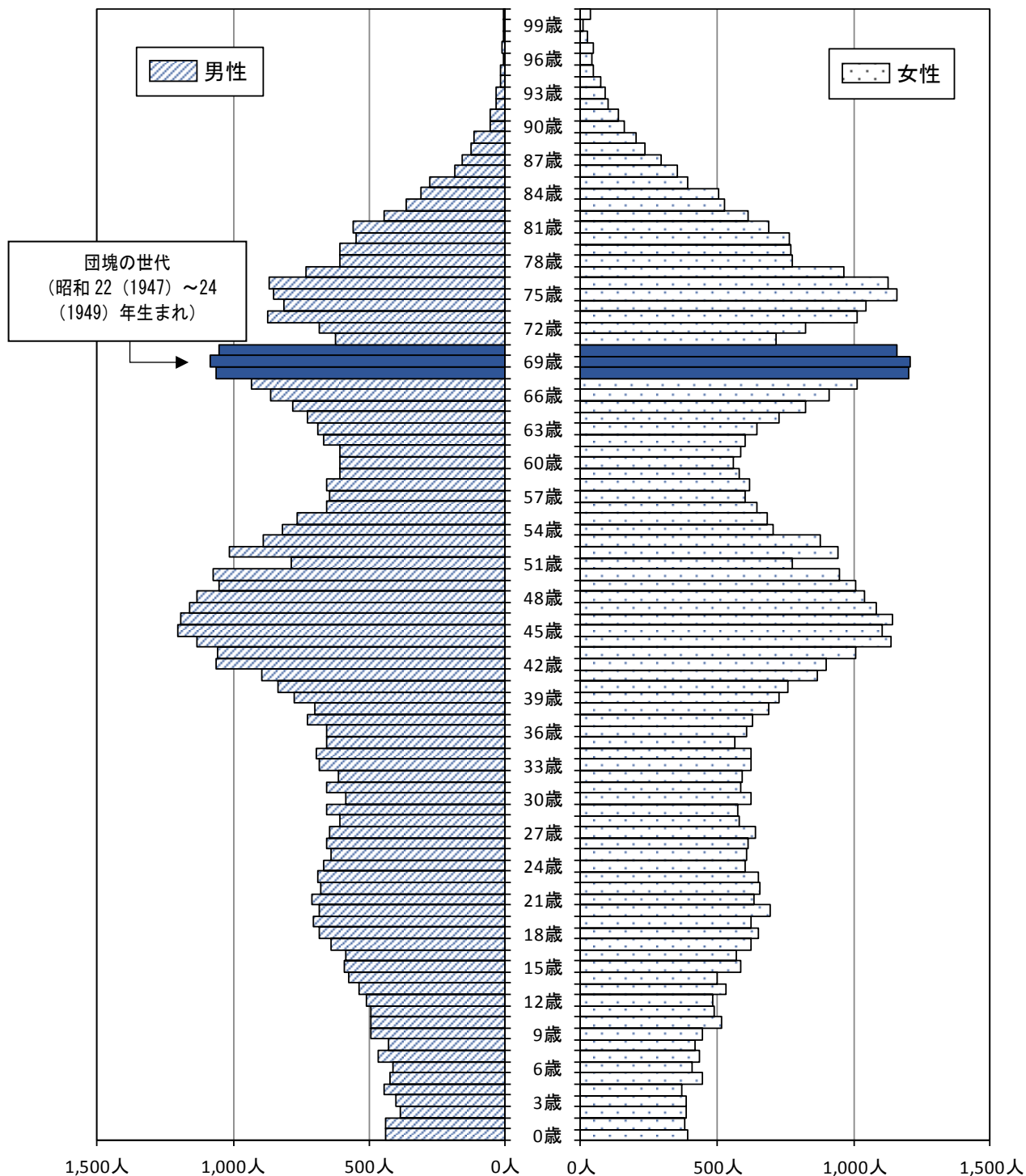
【日常生活圏域と小学校区】

圏域	小学校区
第1圏域	門真みらい
第2圏域	門真・速見
第3圏域	大和田・古川橋・上野口
第4圏域	四宮・沖・北巢本・五月田
第5圏域	脇田・砂子・二島・東

平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在の人口ピラミッド (男女別年齢 1 歳刻み人口) をみると、男女ともに 68 歳から 70 歳の人口 (団塊の世代) が多く、この世代を境におおよそ 60 歳までは年齢が低くなるにつれて人口が少なくなります。60 歳からさらに下の年齢になると人口が多くなる構成となっています。

この人口の構成により、今後はこれまでのように急激に高齢化は進まないと考えられますが、平成 49 (2037) 年頃から再度高齢化が進むと推測されます。

人口ピラミッド (男女別年齢 1 歳刻み人口)



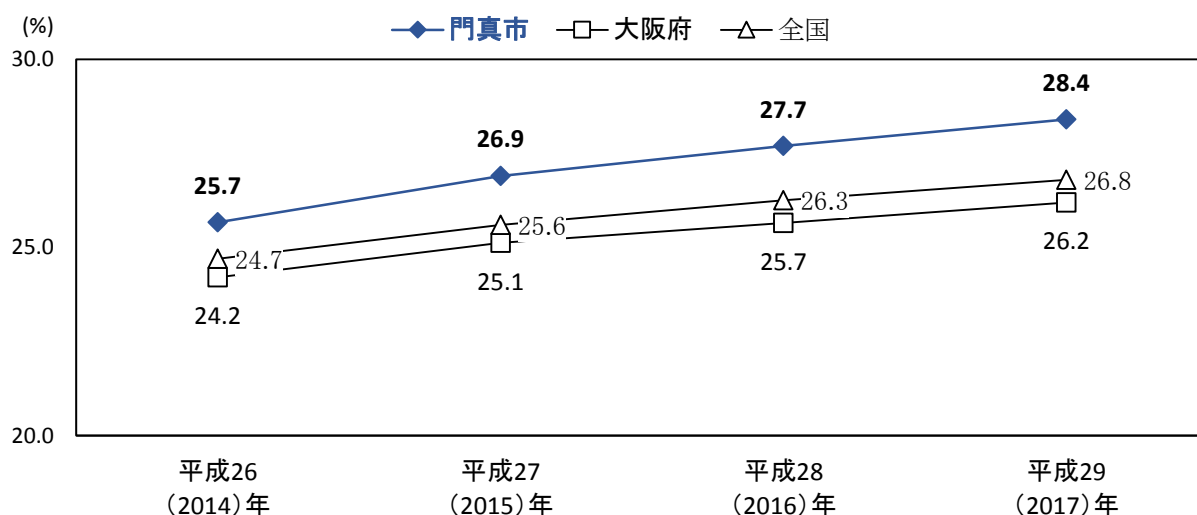
資料：住民基本台帳 (平成 29 (2017) 年 10 月 1 日現在)

(3) 全国・大阪府と比較した高齢化率

総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると全国・大阪府と比較し、本市は高齢化率が高くなっています。

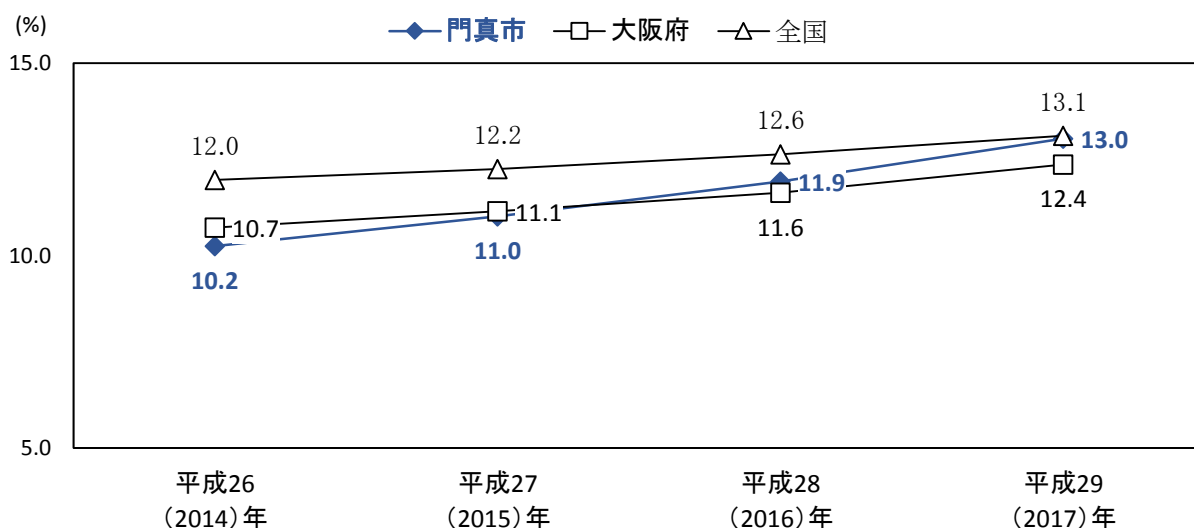
また、後期高齢化率を比較すると、平成27(2015)年までは全国・大阪府に比べて本市は低くなっていますが、平成28(2016)年以降は全国よりは低いものの、大阪府よりも高くなっています。

高齢化率の推移（全国・大阪府との比較）



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

後期高齢化率の推移（全国・大阪府との比較）



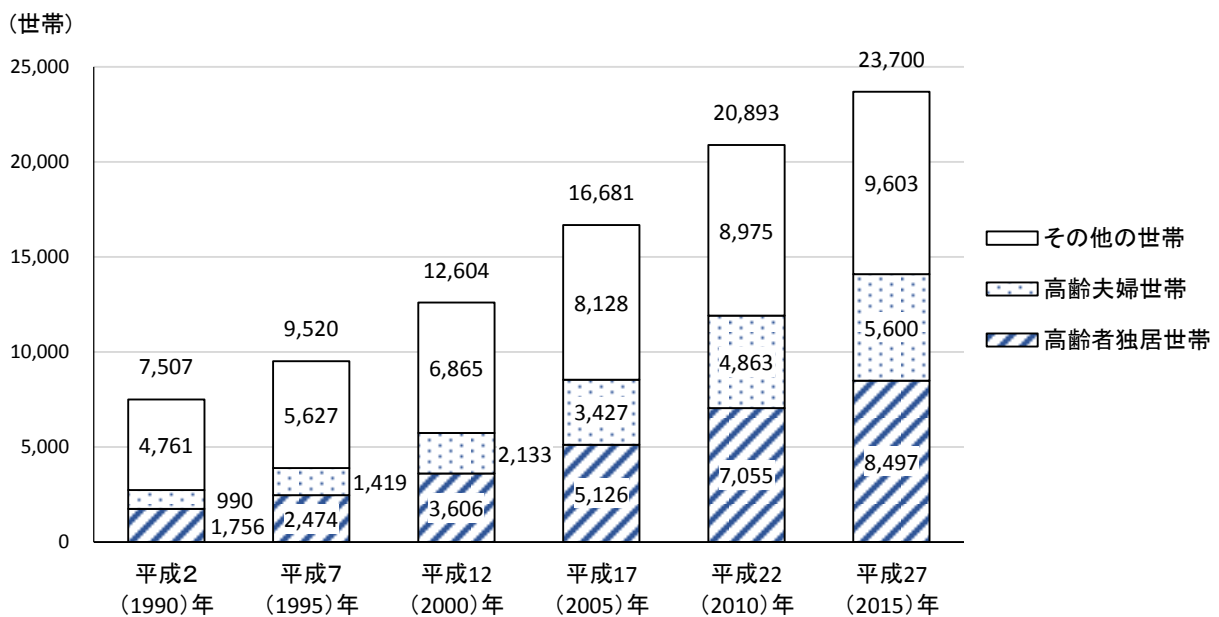
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

2. 世帯の動向

高齢者のいる世帯は一貫して増加しており、平成 27（2015）年で 23,700 世帯となっています。

高齢者独居世帯（ひとり暮らし高齢者）は、平成 2（1990）年の 1,756 世帯から平成 27（2015）年では 8,497 世帯に、この 25 年で 4.8 倍になり、高齢夫婦世帯は平成 2（1990）年の 990 世帯が平成 27（2015）年では 5,600 世帯と 5.7 倍に増加しています。

高齢者のいる世帯（高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯、その他の世帯）の推移



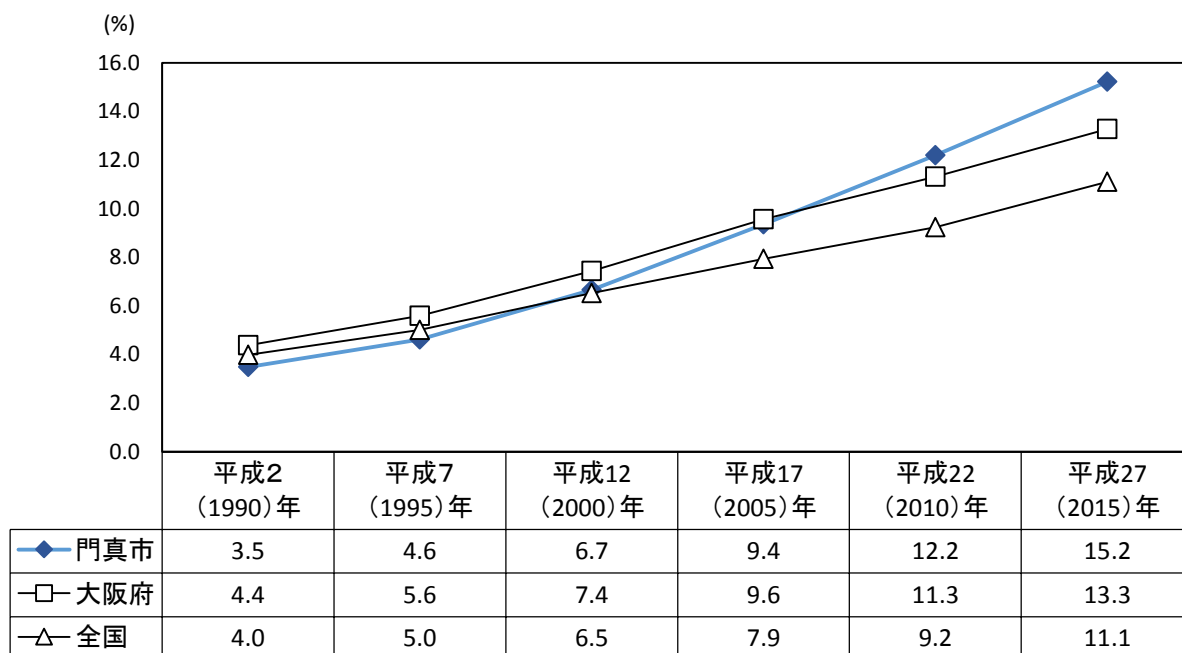
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※上記の「高齢夫婦世帯」は、夫婦ともに 65 歳以上の世帯を表記しています。なお、国勢調査上における「高齢夫婦世帯」は、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯としており、上記の高齢夫婦世帯数と異なります。

一般世帯に占める高齢者独居世帯（ひとり暮らし高齢者）の割合を全国・大阪府と比較すると、平成7（1995）年までは全国・大阪府より低い割合となっていますが、平成22（2010）年以降は全国・大阪府より高く、平成27（2015）年で15.2%となっています。

高齢夫婦世帯割合は、平成17（2005）年までは全国・大阪府より低い割合となっていますが、平成27（2015）年では10.0%と、全国・大阪府をわずかに上回っています。

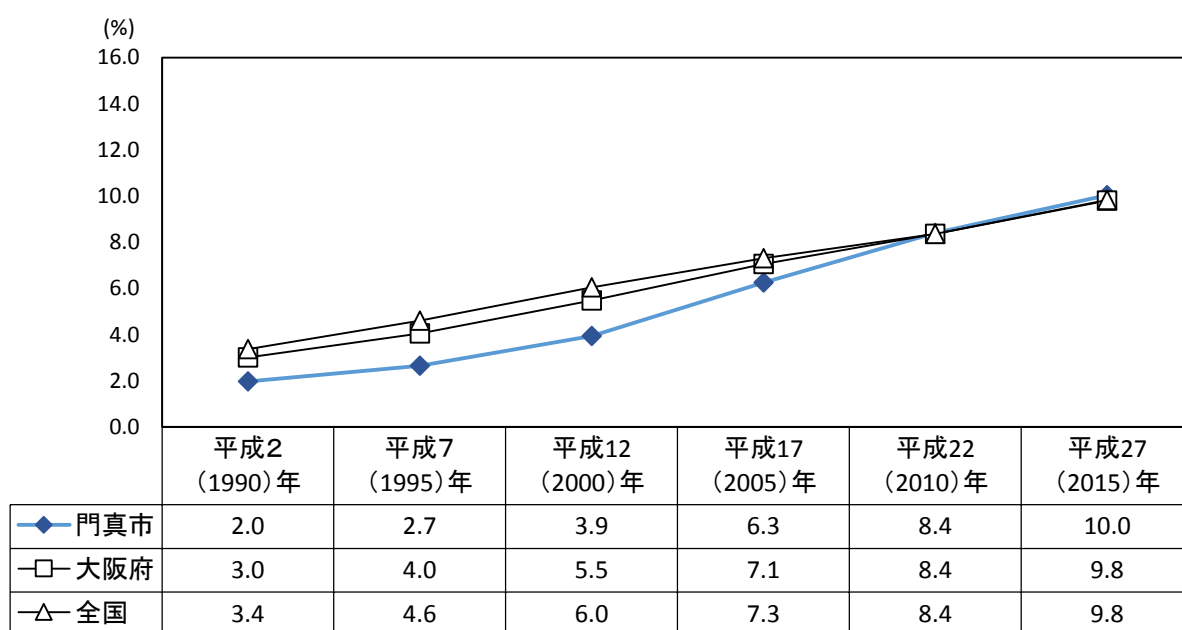
高齢者独居世帯（ひとり暮らし高齢者）割合の推移（全国・大阪府との比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢者独居世帯（ひとり暮らし高齢者）割合＝高齢者独居世帯数÷一般世帯数×100

高齢夫婦世帯割合の推移（全国・大阪府との比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

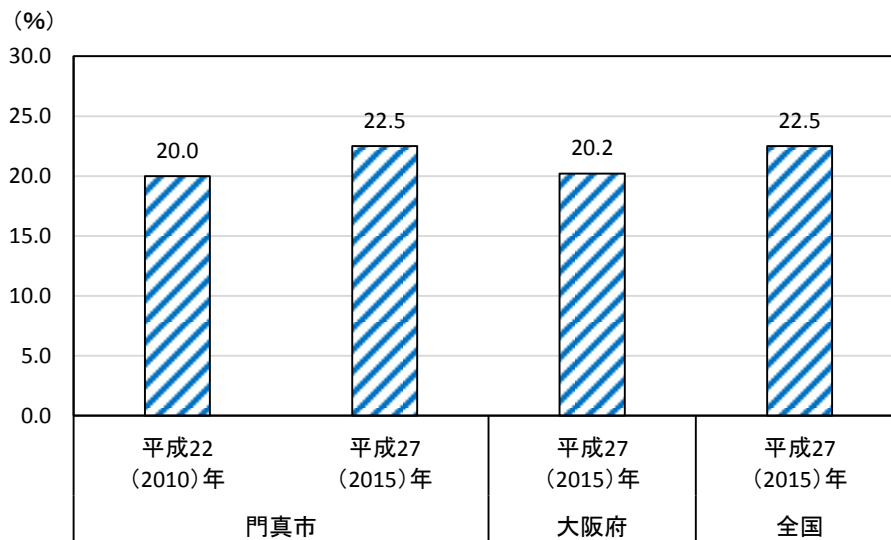
※高齢夫婦割合＝高齢夫婦世帯数÷一般世帯数×100

3. 高齢者の就業状況

高齢者の就業状況は、平成 22 (2010) 年の 20.0%が平成 27 (2015) 年で 22.5%と、働く高齢者が増えている状況にあります。

また平成 27 (2015) 年の就業率は、全国と同じ値で、大阪府よりも高くなっています。

高齢者の就業率



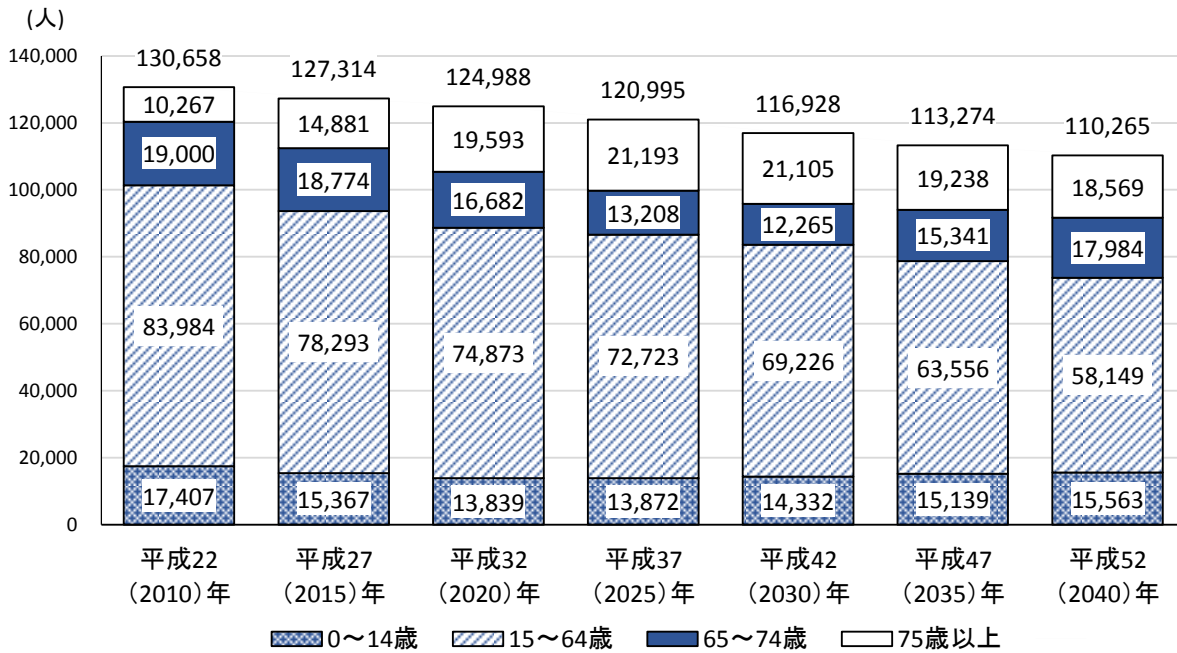
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※就業率は「就業者数÷15歳以上人口」で算出され、上記の高齢者の就業率は「65歳以上の就業者÷65歳以上人口」で算出しています。

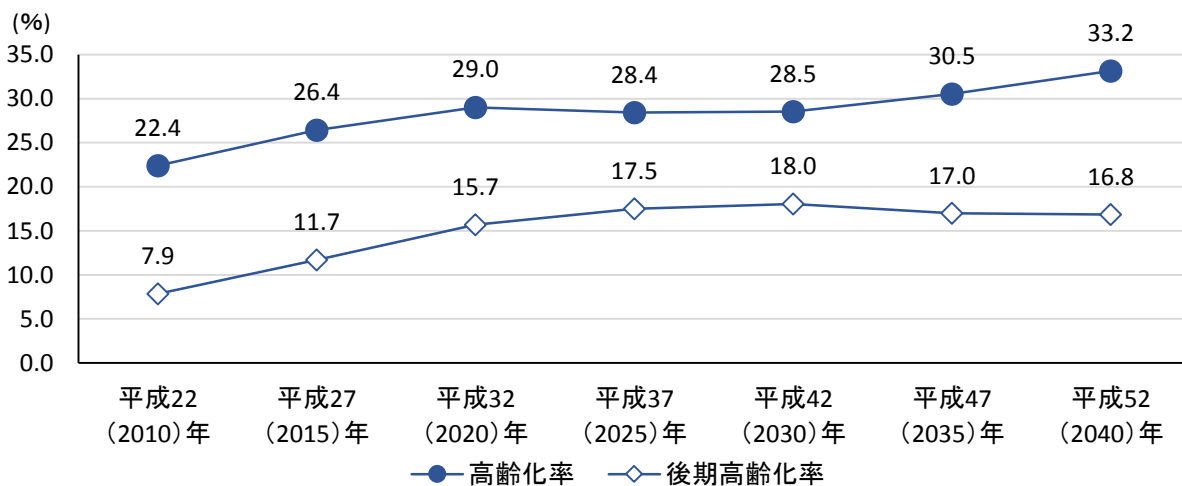
4. 将来人口の推計

平成 27 (2015) 年に策定された門真市人口ビジョンにおいては、平成 52 (2040) 年の総人口を約 110,000 人と見込んでいます。高齢化率は上昇し続け、平成 47 (2035) 年に 30% を超えると予測しています。

将来展望人口の推計



高齢化率・後期高齢化率の推計



資料：門真市人口ビジョン

※平成 22 (2010) 年人口は 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

※端数処理の都合上、階層別人口の合計が総人口に一致しない場合があります。

第3章 高齢者を取り巻く動向と課題

1. 全国的な動向・大阪府の動向

全国的に少子高齢化が進み、核家族化や都市化、ライフスタイルの多様化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯なども増加しています。また、加齢に伴い、医療や介護を必要とする高齢者や認知症高齢者なども増加しており、高齢者に対する支援は多様化・複雑化しています。

平成29(2017)年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、市町村介護保険事業計画に自立支援、介護予防・重度化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組むべき施策に関する事項並びにその目標を記載することとされました。団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成37(2025)年に向けて、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう市町村に求めています。

このような中、特に重要とされている「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて国から示された点は、以下の通りです。

○自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	日常生活における高齢者支援や、要支援・要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減、悪化防止に向けた取組が重要とされています。
○医療・介護の連携の推進	医療・介護、双方のサービスを必要とする高齢者が増えていることから、医療・介護サービスが一体的に受けられる体制、また医療・介護、双方の機関の連携により、高齢者を支える体制の構築が必要とされています。また、介護保険制度に新たに介護医療院が創設されます。
○介護に取り組む家族等への支援の充実	介護を理由に離職するケースが増えていることから、家族介護支援事業に加え、相談体制の拡充、労働部局との連携による働きの支援など、地域の実情に応じた対策が求められています。
○認知症施策の推進	認知症高齢者が増えている背景から、認知症への理解や症状に応じた医療・介護の提供など、新オレンジプランに基づいた認知症施策の推進が求められており、また新たに若年性認知症対策が追加されています。
○高齢者虐待の防止等	高齢者への虐待件数の増加などから、「高齢者虐待の防止等」に向け、虐待の発生要因について把握し、相談機能や支援体制の強化、発見に向けたネットワーク体制の構築などが求められています。
○高齢者の生活支援	介護予防・生活支援サービス事業が導入され、高齢者に対する生活支援体制の整備に向け、担い手や資源の創出・発見、元気な高齢者や地域住民の活力を取り入れたさまざまな生活支援体制の構築が求められています。

さらに、大阪府から示された内容としては、「府全体の要介護認定率のピークが平成 47 (2035) 年、介護需要のピークは平成 52 (2040) 年に到来することに留意し、大都市やその周辺都市など、地域によって高齢化の状況やそれに伴う介護需要が異なってくるのが想定されるため、各市町村の実情に応じ、めざすべき方向性を明確にしていくことが重要」であるとされています。

また、「人権の尊重」、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性」、「中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方」、「災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携」にも留意することが求められています。

2. 第6期計画までの現状と課題

(1) 総合的な介護予防対策の推進

65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、介護が必要な高齢者も増加しています。

一般的に加齢に伴い、何らかの病気を有する人が増えてきます。自分の健康状態を知るきっかけとして健(検)診の受診が重要となりますが、健(検)診を受けていない人が20%程度見られます。第6期中には、より受診しやすいよう受診方法の変更、周知や受診勧奨を行ってきましたが、壮年期は仕事や家事が忙しいため、受けていない人が多く、地域によっても受診率に差が生じている状況です。また、各地域の実情に応じて健康づくりや介護予防に関する取り組みを行い、より参加しやすいよう工夫がなされていますが、参加に積極的な地域もあれば消極的な地域もあることから、今後、地域による健康格差が生じる可能性があります。

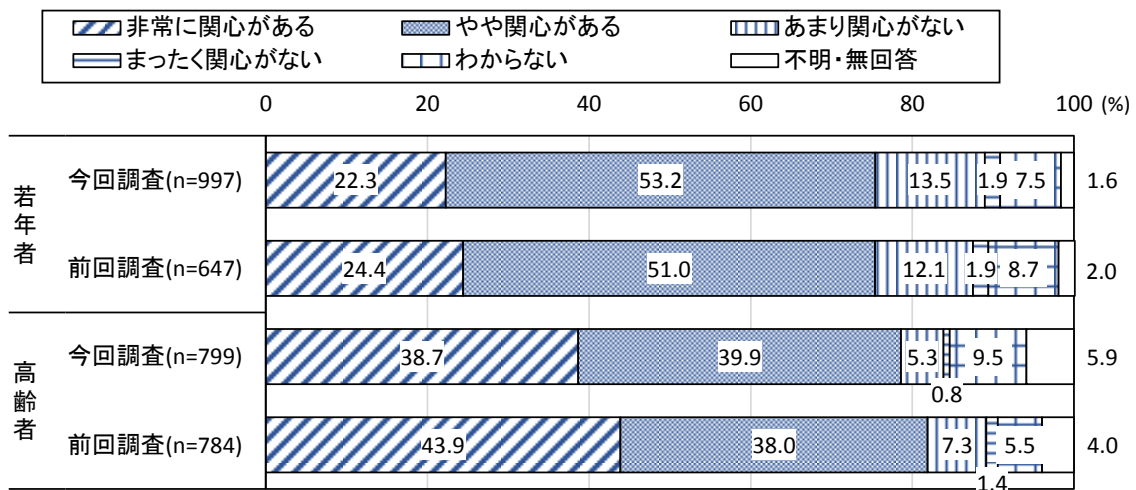
第6期計画の取組		現状
(1) 介護予防の効果的な推進	<p>○平成 28 (2016) 年度に各地域包括支援センターがそれぞれ各 1 か所、住民主体の「通いの場」を立ち上げることを目標に立ち上げ支援を行い、立ち上げ後、「いきいき百歳体操」などの取組を行っている。</p> <p>○生活支援サービスを効果的に推進するため、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第 1 層）の設置及び生活支援コーディネーターを配置。</p> <p>○各地域包括支援センター単位で、運動や口腔ケア、認知症予防など、さまざまな介護予防教室・講演会などを実施しており、全体で平成 26 (2014) 年度は 41 回、平成 27 (2015) 年度は 39 回、平成 28 (2016) 年度は 80 回開催。</p>	<p>○健康づくりや介護予防に「関心を持っている」人は、若年者・高齢者ともに 70% 台。</p> <p>○介護予防教室に「参加している」高齢者は 2.5% で、教室を「知らない」と答えた高齢者は 49.4%。</p> <p>○今後、介護予防教室へ「参加したい」高齢者は 17.8%。逆に「参加したくない」高齢者は 22.0%。参加したくない理由として、「時間がとれないから」「面倒だから」となっている。</p>
(2) 健康づくり・生活習慣病予防の推進	<p>○疾病などの早期発見・早期治療につなげるため、ポスター掲示などにより受診を勧奨。</p> <p>○平成 27 (2015) 年度より一般健診受診の機会を増やすために、39 歳以下の方は市内取扱医療機関（かかりつけ医）で受診できるように受診方法を変更し、周知・受診勧奨を実施。</p> <p>○健康づくりや生活習慣の改善に関し、健康展などさまざまな機会や広報紙などの媒体を活用した啓発を実施。</p> <p>○健康増進に向け、各種保健事業を展開。健康に対する意識向上に向け、出前講座の実施、若い世代から生活習慣病予防に取り組めるように、保育付きの教室の開催など、参加促進に向け、さまざまな工夫を行った。</p>	<p>○特定健康診査、がん検診など、各種健（検）診の受診率が伸び悩んでいる。</p> <p>○平成 28 (2016) 年度の特定健診の受診率は 31.3%、特定保健指導の実施率は 8.7%。（平成 29 (2017) 年 12 月 7 日時点）</p> <p>○健康寿命が大阪府の中でも短い。</p> <p>○「健康診査を受けていない」人は、若年者・高齢者ともに 20% 台。健（検）診を受けない理由として、若年者は「仕事や家事が忙しく、時間の都合がつかないから」が 22.8% と最も多く、特に第 5 圏域の人に多い。次いで「受けるのが面倒だから」が 14.2%。高齢者は「病院で定期的に診察を受けているから」が 41.5% と最も多く、次いで「受けるのが面倒だから」が 15.8%。</p> <p>○第 2 号保険者になる特定疾病で、一番多いのは、「脳血管疾患」について「糖尿病の合併症」「がん（末期）」「初老期における認知症」となっている。（くすのき広域連合：平成 27 (2015) 年 9 月・平成 28 (2016) 年 9 月、29 (2017) 年 9 月時点の第 2 号保険者の診断名より抜粋）</p>



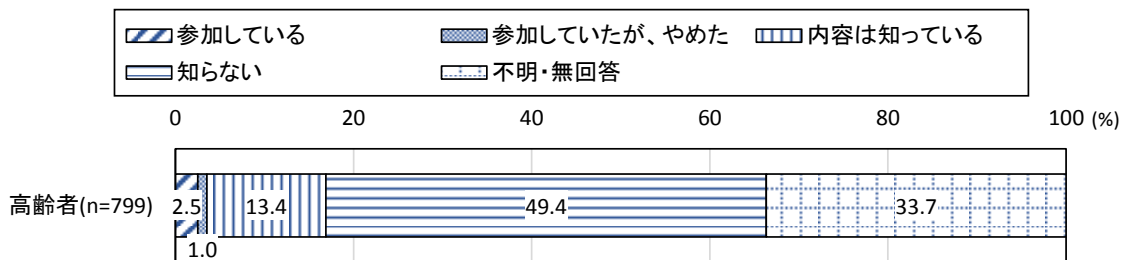
課題（以下の取組が必要と考えます。）

- 介護予防教室の周知啓発。
- 関心の高い内容の介護予防教室の身近な場所での開催。
- 若い世代から正しい生活習慣が身につく健康教育。
- 壮年期にも効果的な生活習慣病の予防及び改善。
- 各種健（検）診事業や健康教育など、再度の細かくニーズの把握。
- 特定健康診査・特定保健指導の取組の充実。

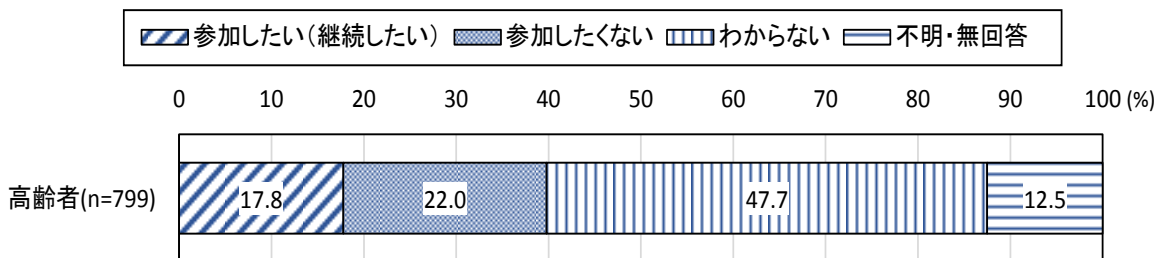
介護予防に対する関心



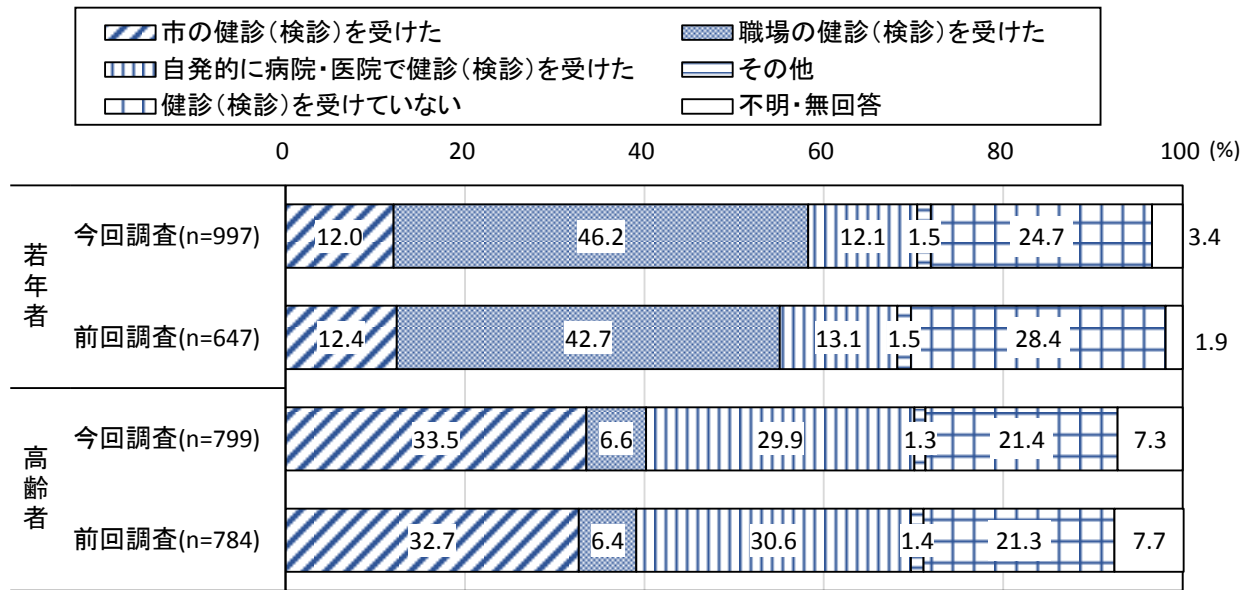
介護予防教室の参加状況



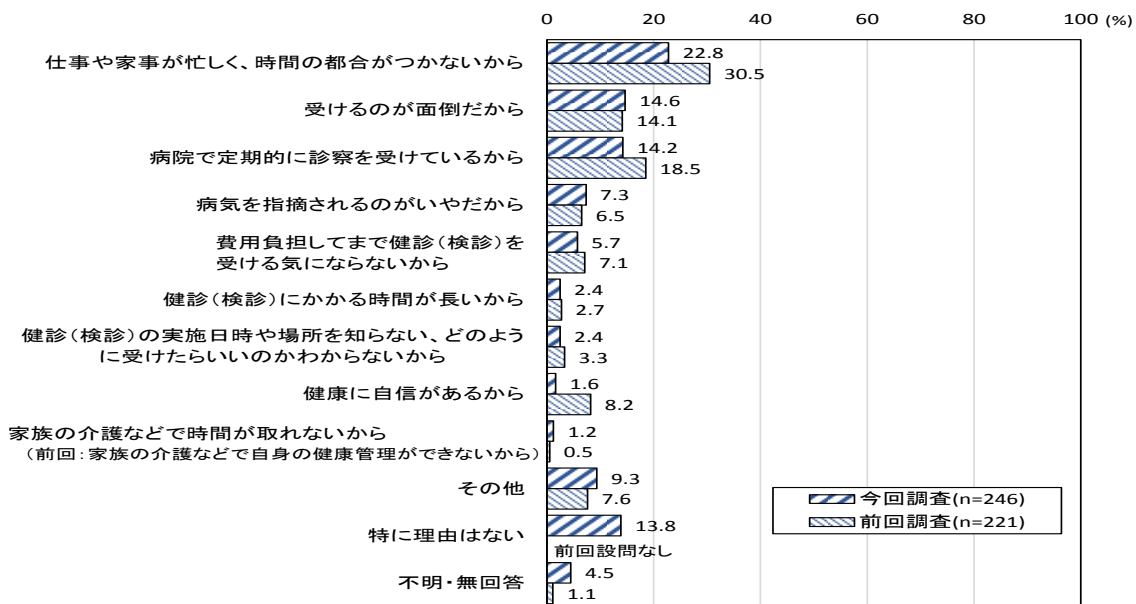
介護予防教室の参加意向



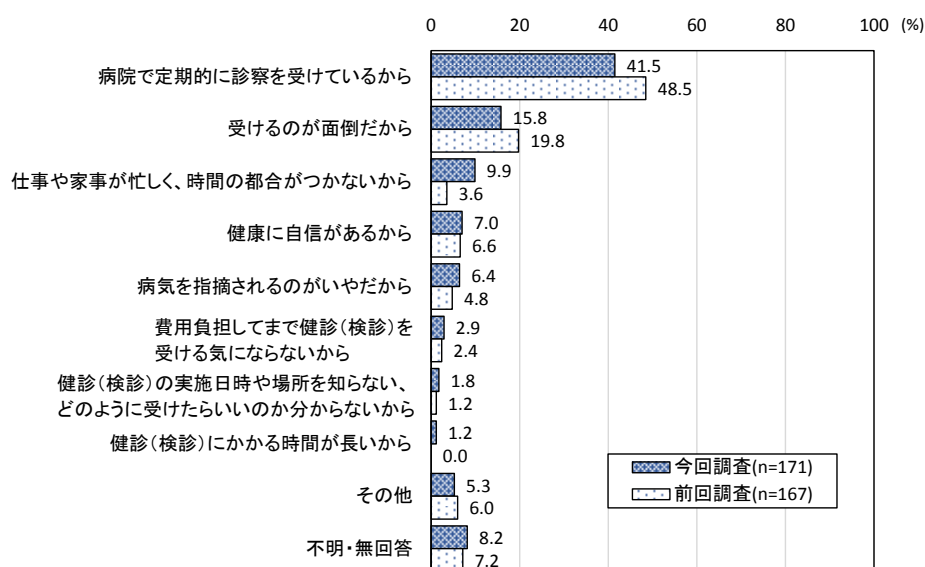
この1年間の健（検）診の受診状況



健（検）診を受けなかった主な理由【若年者】



健（検）診を受けなかった主な理由【高齢者】



(2) 生活自立への支援

第6期計画において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活用具の給付・貸与、新たな課題への対応など、市民サービスの向上に努め、相談体制の充実、地域での見守り活動などにつながるさまざまな事業に取り組んできました。このような中、アンケートにおいては、高齢者が利用しているまたはすぐに利用したい生活支援サービスとして「掃除・洗濯」が10.8%で最も多くなっていますが、多くの人が現在サービスを利用していません。また、今後は生活支援関連のサービスを利用したいと考えている人が多く、さらに地域によって求められているサービスも異なる状況です。また、近所づきあいについては、男性やひとり暮らしの人において、希薄化しており、地域によってもわずかに差が生じている状況です。

医療と介護の連携体制については、医師会と連携し、医療と介護の連携体制の強化に向けた取組を実施しています。

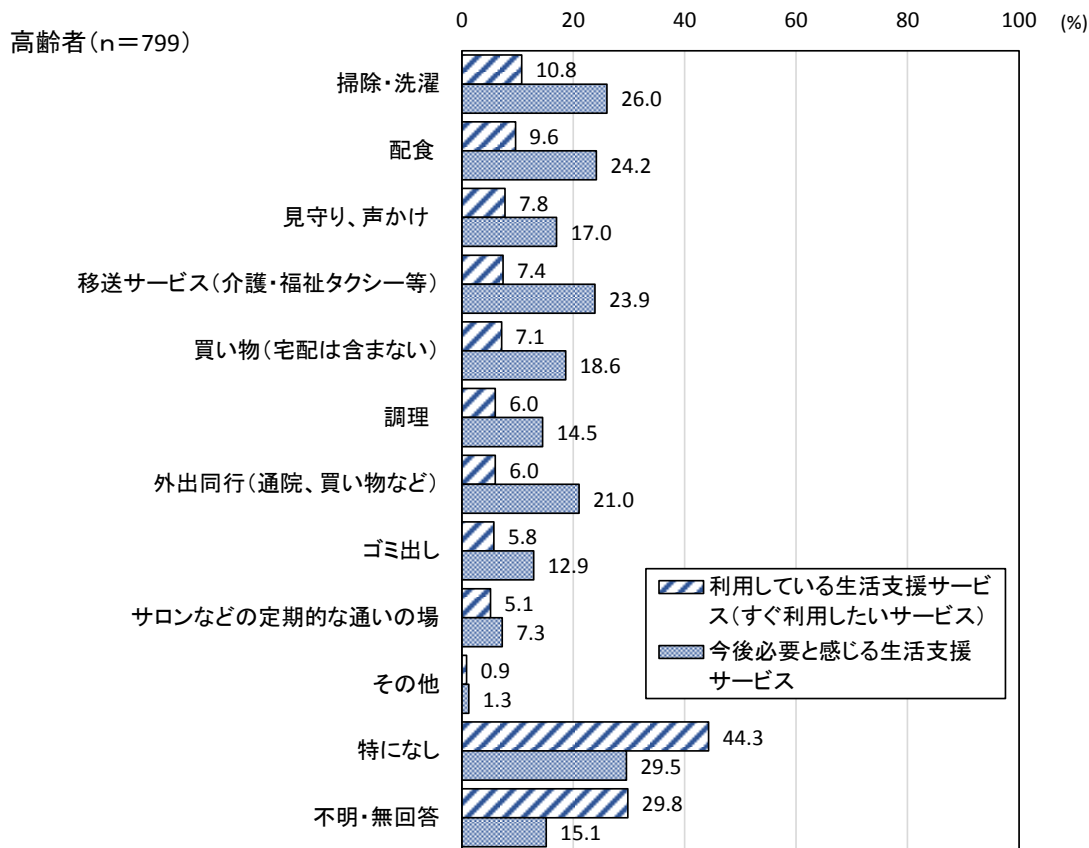
第6期計画の取組		現状
(1) 福祉サービスによる支援	<p>○在宅高齢者の自立した生活の維持、高齢者の外出の促進及び介護予防を図るため、趣味活動や給食サービスなどの日帰りサービスを提供する街かどデイハウス事業を実施。</p> <p>○ひとり暮らし高齢者などを対象に、安心して在宅生活を送れるよう、日常生活用具給付事業（電磁調理器・火災報知器・自動消火器）、緊急通報装置貸与事業、福祉電話貸与・補助事業を実施。</p> <p>○家族（同居人）による虐待からの保護など、経済的・環境的理由により自宅や地域に帰ることのできない高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために養護老人ホームなどへの必要な措置を実施。</p> <p>○社会福祉協議会事業として、紙おむつ給付サービス、ふとん丸洗いサービス、ハウスクリーニングサービス、車いすの貸与を実施。</p> <p>○ごみ出しに関する問題の解消に向け、新たに「ふれあいサポート収集」を開始。</p>	<p>○高齢者が利用しているまたはすぐに利用したい生活支援サービスは「掃除・洗濯」が10.8%で最も多く、今後の意向も最も高い。そのほか、「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」の意向が高い。</p> <p>○高齢者が望む生活支援サービスのうち「掃除・洗濯」は地域に関わらず意向が高くなっているが、「外出同行」や「移送サービス」は第3・4・5圏域において高く、地域によって求められるサービスが異なっている。</p> <p>○若年者で「介護を理由とした離職経験がある」と答えた人は男性で4.4%、女性で8.4%。</p>
(2) 在宅医療の推進	<p>○平成27（2015）年度より、くすのき広域連合の地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護推進事業について、医師会・門真市域在宅医療推進協議会などと緊密に連携し実施。</p> <p>○市民向けや事業所などに「医療・介護連携資源集」及び「医療機関・介護事業所つながりマップ」を配布。多職種の関係者による研修や市民への普及啓発などを医師会など地域の関係機関と連携して実施。</p>	<p>○現在治療中、または後遺症のある病気で、「ない」と答えた人は若年者で49.2%、高齢者で18.5%と、多くの高齢者が何らかの病気を抱えている状況。</p> <p>○現在、治療中の病気として、「高血圧」は年齢が高くなるにつれて多くなり、「ない」の回答は年齢が高くなるにつれて低くなる。</p> <p>○高齢者の78.3%が「かかりつけ医がいる」。「かかりつけ歯科医師がいる」は47.2%、「かかりつけ薬剤師がいる」は22.9%で、「いない」は12.4%。</p>

第6期計画の取組		現状
<p>(3) 地域での見守り等による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワーク活動の取組として、地域の子ども会や老人会と協力した食事会の開催、高齢者と小学生との世代間交流を実施。また歩いていける「居場所」として「ふれあいサロン」を実施。介護予防やひきこもりの防止に寄与する。 ○民生委員・児童委員などとの連携による救急医療情報キットの申請の促進など、事業の普及啓発を実施。さらに、市関連窓口での申請受付を行うことにより、転入などで新たにキットを希望する人にも配付。 ○地域住民などから姿がみえないなどの通報があった場合には、関係機関と連携して安否確認を実施。 ○生活困窮状態の高齢者に対しては、生活困窮者自立相談支援機関が一元的な窓口となっており、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を図り、問題解決に寄与した。 ○校区福祉委員会の活動として、声かけ見守り活動や、おせち料理配食事業などにより、孤立しがちな高齢者の見守りを実施。 ○76歳以上の方で、1年間介護保険を・健康保険などを利用していない方を対象に居所不明調査を行い、安否確認を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若年者が高齢者に対して重要だと思う生活支援としては、「見守り、声かけ」が73.5%。続いて、「外出同行、送迎（通院、買い物など）」。 ○近所づきあいについて、多くは「会えばあいさつをかわす程度」を回答。若年層で「まったくつきあっていない」人は7.6%。つきあっていない人の特徴としては、男性、ひとり暮らしの人。 ○今後重要だと思う高齢者施策で「高齢者の見守りなどの生活支援サービスの充実」と答えた人は若年層で28.5%と5番目に高い。高齢者は25.8%で4番目に高く、第2圏域が多い。ひとり暮らし世帯は見守りの生活支援サービスを求める人が多い。 ○心配ごとや愚痴（ぐち）を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人の有無について、ひとり暮らしの高齢者は「いない」と答えた人が多い。 ○若年層で孤立死防止に向けた方策について、「日ごろから、家族が連絡を密にする」「日ごろから、近所の人たちが声かけをしたり、見守りをする」と考える人が半数を超えている。



課題
<ul style="list-style-type: none"> ○健康の維持・管理、介護状態の悪化防止のためのかかりつけ医師、歯科医師、薬剤師の必要性の周知啓発。 ○今後の需要を見込んだ介護保険以外の生活支援サービスの検討。 ○地域の特性を踏まえた生活支援のニーズ及び地域資源の把握。 ○地域での買い物の手伝いなど、ボランティア活動に関心のある人に対する活動の場の確保や機会の提供及び支援したい人と支援を受けたい人のマッチング。 ○見守り活動を行う民生委員・児童委員や校区福祉委員、自治会などの高齢化による担い手の確保。 ○医療・介護関係者の連携強化。

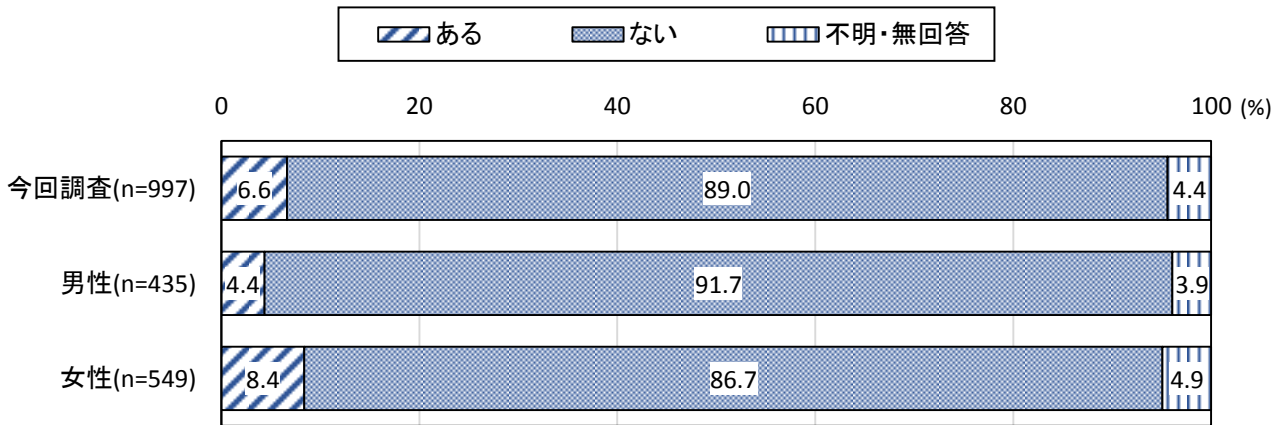
現在利用している（今すぐ利用したい）生活支援サービスと今後必要と感じる生活支援サービス



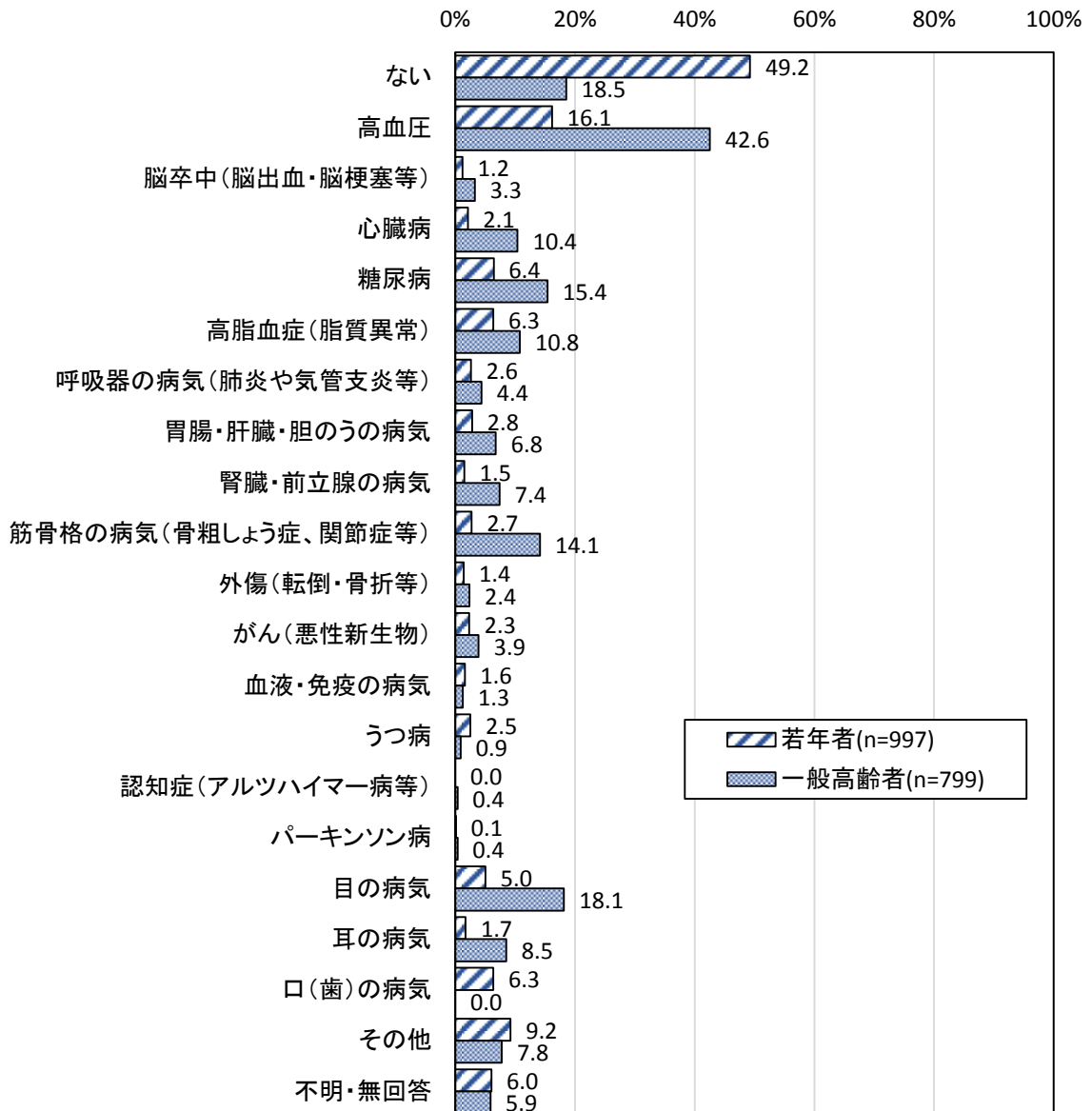
今後必要と感じる生活支援サービス【高齢者 圏域別】

	(n)	配食	調理	掃除・洗濯	買い物(宅配は含まない)	ゴミ出し	外出同行(通院、買い物など)	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	見守り、声かけ	場	サロンなどの定期的な通いの	その他	特になし	不明・無回答
全体	799	24.2	14.5	26.0	18.6	12.9	21.0	23.9	17.0	7.3	1.3	29.5	15.1	
圏域	第1圏域	121	25.6	11.6	23.1	13.2	14.0	18.2	14.9	5.0	0.8	33.1	13.2	
	第2圏域	114	17.5	13.2	23.7	15.8	7.9	17.5	19.3	8.8	1.8	28.1	18.4	
	第3圏域	146	20.5	11.0	25.3	16.4	11.6	24.7	14.4	4.8	2.1	32.2	13.0	
	第4圏域	153	28.8	19.0	29.4	20.3	11.1	24.2	17.6	7.8	1.3	28.1	11.8	
	第5圏域	195	26.7	16.9	29.2	24.1	17.9	22.1	18.5	9.7	0.5	27.7	17.4	

介護離職の経験【若年者】



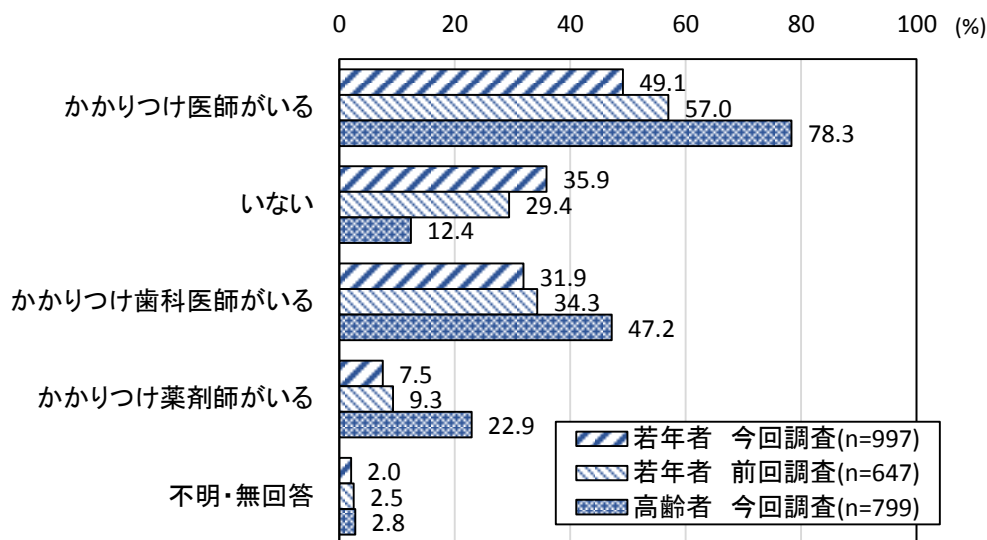
現在治療中、または後遺症のある病気



現在治療中、または後遺症のある病気【高齢者 年齢別】

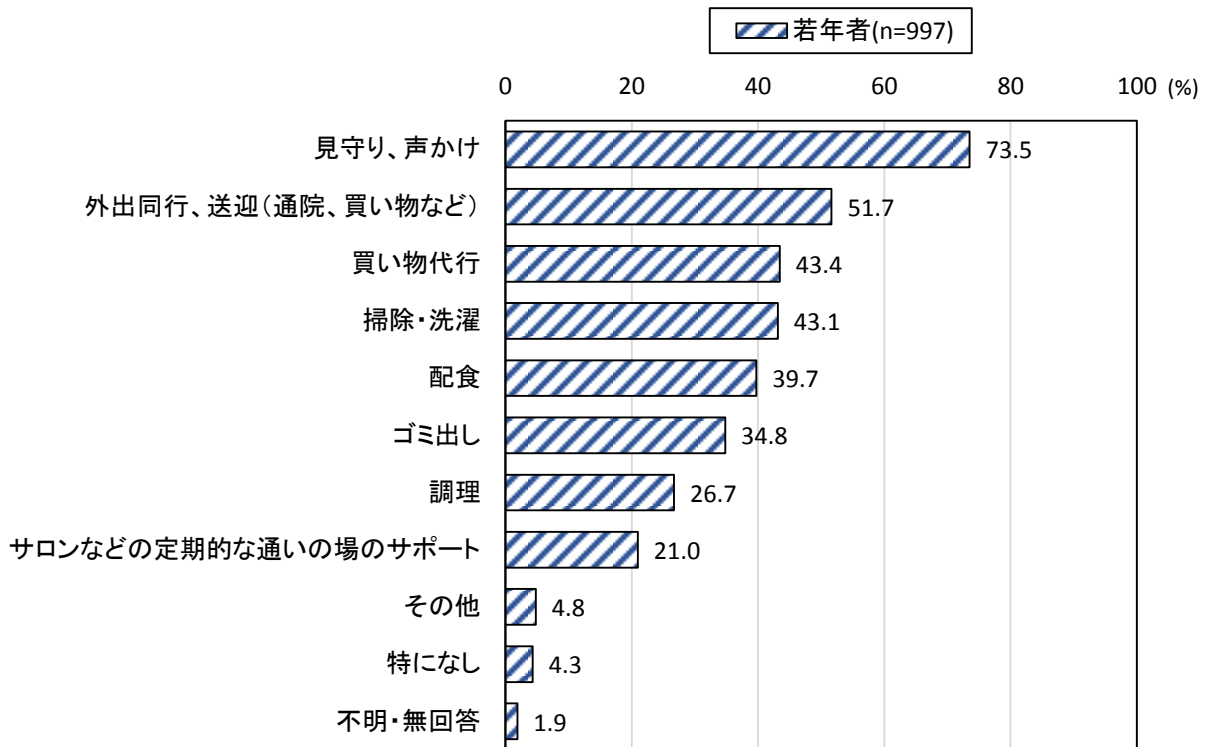
		(n)	ない	高血圧	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	心臓病	糖尿病	高脂血症(脂質異常)	呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	胃腸・肝臓・胆のうの病気	腎臓・前立腺の病気	筋骨格の病気(骨粗し よう症、関節症等)
全体		799	18.5	42.6	3.3	10.4	15.4	10.8	4.4	6.8	7.4	14.1
年齢	前期高齢者	459	22.4	37.9	2.6	9.2	15.0	11.5	3.7	6.3	4.6	12.4
	後期高齢者	335	13.4	48.7	4.2	11.9	16.1	9.9	5.4	7.2	11.3	16.7
		(n)	外傷(転倒・骨折等)	がん(悪性新生物)	血液・免疫の病気	うつ病	認知症(アルツハイマ ー病等)	パーキンソン病	目の病気	耳の病気	その他	不明・無回答
全体		799	2.4	3.9	1.3	0.9	0.4	0.4	18.1	8.5	7.8	5.9
年齢	前期高齢者	459	2.6	4.6	1.3	1.1	0.2	0.0	13.7	7.6	7.8	5.4
	後期高齢者	335	2.1	3.0	1.2	0.6	0.6	0.9	24.5	9.3	7.8	6.3

かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の有無



※高齢者の前回調査は今回調査と選択肢が大きく異なるため、比較は行っていません。

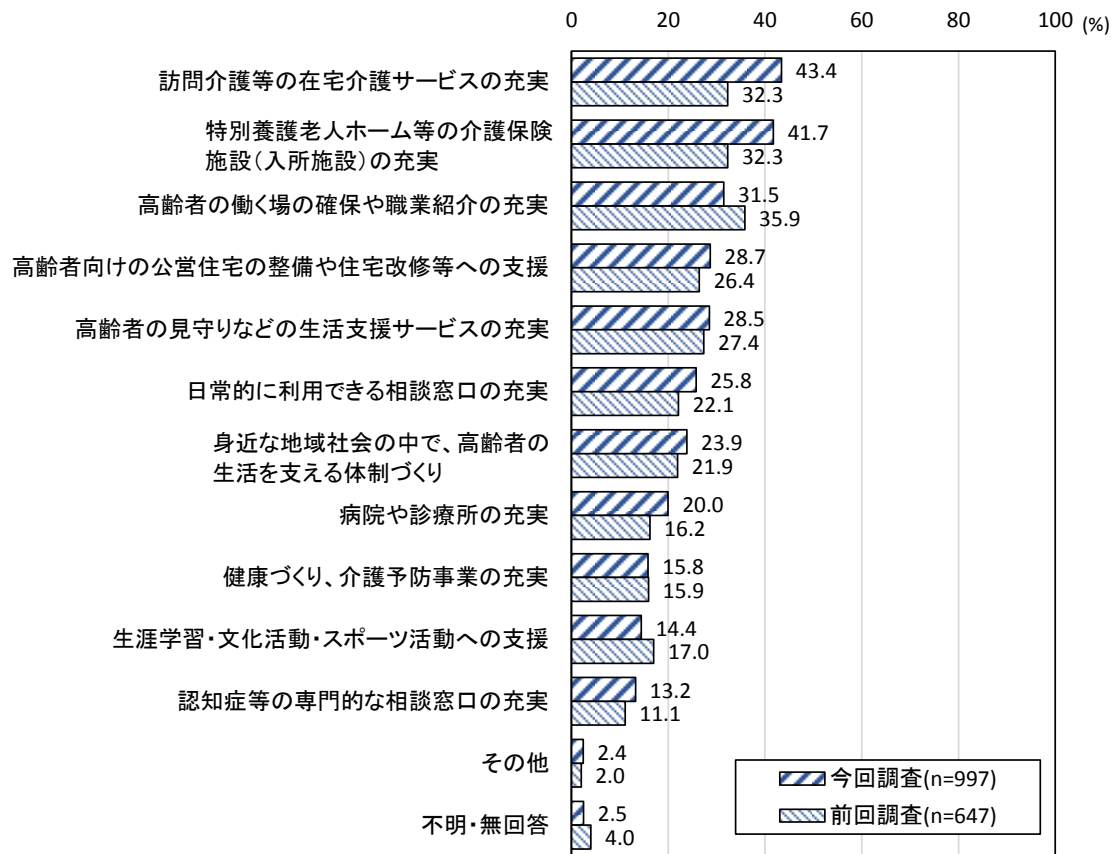
高齢者に対して重要だと思う生活支援【若年者】



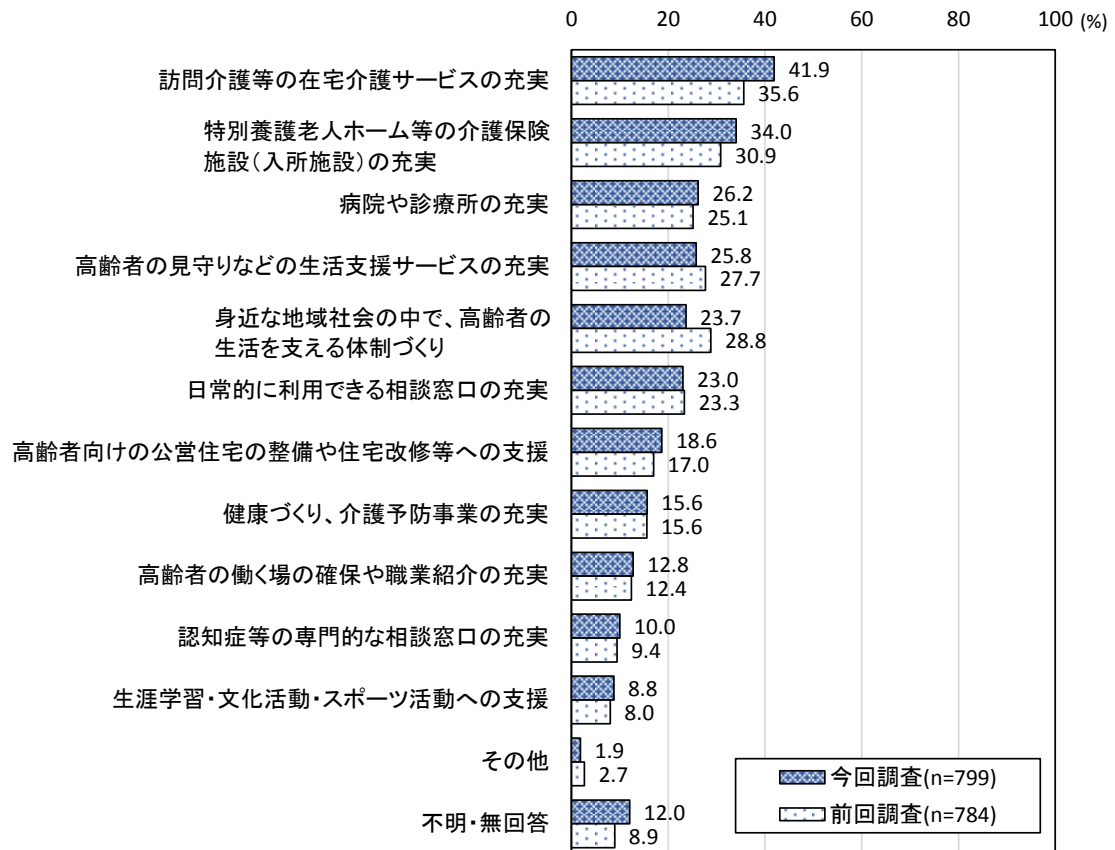
近所づきあい【若年者】

		(n)	まったくつきあっていない	会えばあいさつをかわす程度	たまに世間話や立ち話をする	相談したり、助け合うことがよくある	不明・無回答
全体		997	7.6	57.5	28.0	5.9	1.0
性別	男性	435	9.9	68.0	19.5	2.3	0.2
	女性	549	6.0	49.9	35.0	8.4	0.7
圏域	第1圏域	135	7.4	57.0	29.6	5.2	0.7
	第2圏域	190	7.9	58.9	28.4	4.2	0.5
	第3圏域	199	13.1	59.3	24.1	3.0	0.5
	第4圏域	236	5.1	53.8	31.4	9.3	0.4
	第5圏域	221	5.4	58.4	27.6	7.2	1.4
世帯	一人暮らし	142	21.1	58.5	16.9	3.5	0.0
	夫婦のみ	184	5.4	55.4	29.9	8.2	1.1
	親との二世帯	142	11.3	71.1	14.8	0.0	2.8
	子との二世帯	428	3.5	55.6	33.9	6.8	0.2
	三世帯	64	4.7	45.3	35.9	14.1	0.0
	その他	31	6.5	58.1	32.3	3.2	0.0

今後重要だと思う高齢者施策【若年者】



今後重要だと思う高齢者施策【高齢者】



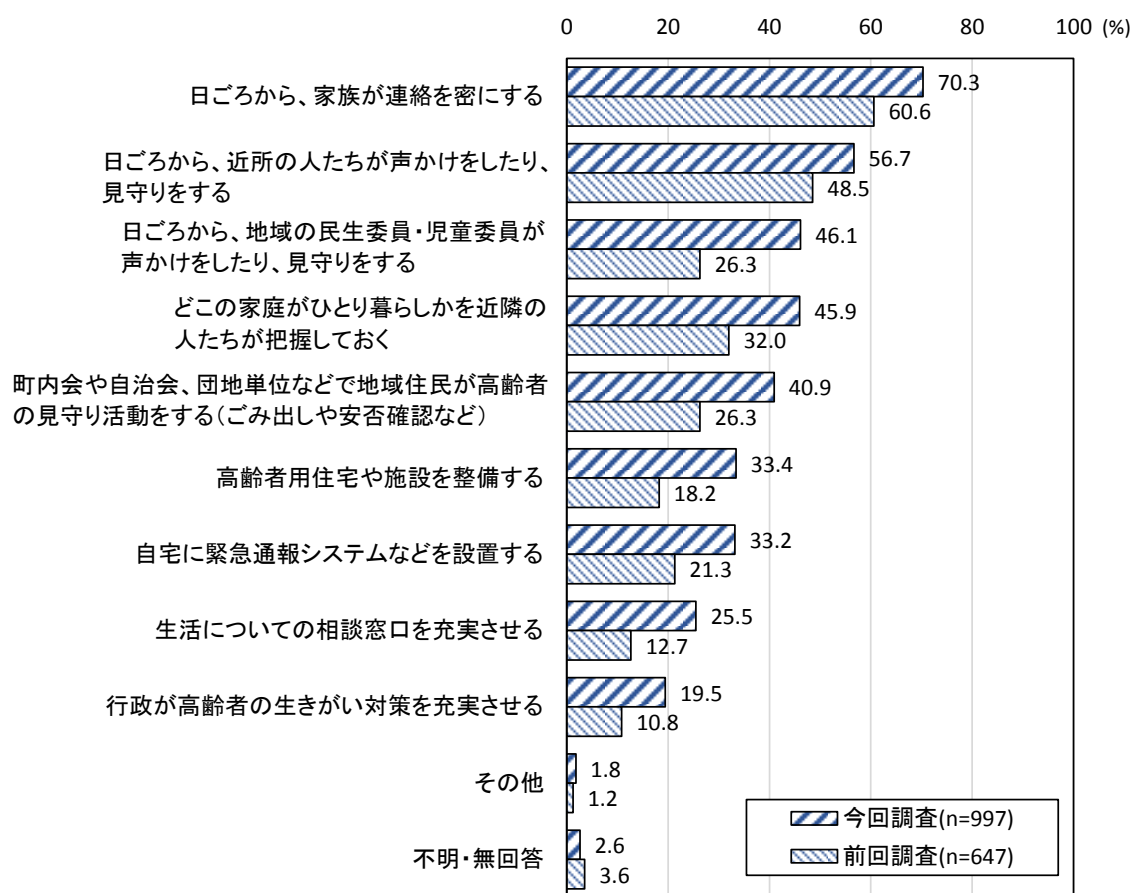
心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人【高齢者 世帯別】

		(n)	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	不明・無回答
全体		799	48.2	16.1	32.2	31.5	17.1	46.1	2.1	6.4	2.9
世帯	一人暮らし	182	1.6	0.0	40.1	31.9	22.5	51.1	3.3	13.7	2.7
	夫婦のみ世帯	355	75.5	1.7	36.6	30.4	17.7	42.8	1.7	3.9	3.4
	その他の世帯	248	45.2	49.2	19.0	33.9	11.7	45.2	2.0	4.8	2.4

心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人【高齢者 世帯別】

		(n)	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	不明・無回答
全体		799	44.6	15.3	30.7	33.4	21.3	47.1	1.6	8.1	5.0
世帯	一人暮らし	182	0.5	0.5	31.3	32.4	22.0	51.1	2.2	14.8	4.9
	夫婦のみ世帯	355	67.0	2.8	35.2	33.0	21.7	44.2	1.7	8.2	5.6
	その他の世帯	248	46.8	44.4	23.8	35.5	20.6	46.0	1.2	3.6	4.0

孤立死防止に向けた方策【若年者】



(3) 高齢者の尊厳の確保

高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の人権に関する啓発を進めるとともに、高齢者虐待の防止に関する取組及び、認知症高齢者やその家族に対する支援や見守り体制などの確立が求められています。

このような中、高齢者虐待や成年後見制度など高齢者の尊厳の確保につながるよう、高齢者の身近な相談窓口として日常生活圏域ごとに5か所設置している地域包括支援センターや関係機関と連携を図り、周知を行ってきました。また、身元不明の徘徊高齢者や高齢者虐待と思われるケースについて、適切に保護できるよう体制を整えてきました。

また、認知症施策として、徘徊SOSネットワーク事業、認知症初期集中支援チームの立ち上げなど進め、認知症サポーター養成講座や市広報による周知などを行ってきました。

第6期計画の取組		現状
(1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待の通報があった際は、事実確認を行うとともに必要に応じ緊急介入を行い、高齢者の支援に努めた。 ○各関係機関、さらには民生委員・児童委員や地域住民との連携を図るため、ネットワーク会議を開催、また平成28(2016)年度には、地域包括支援センターと「高齢者虐待対応の手引き」を作成。 ○緊急一時保護事業として、養護者による虐待などにより緊急保護を要する高齢者、または警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者に対し、老人ホームなどへ緊急で一時保護するため、市内の社会福祉法人に依頼できる体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待の相談窓口の認知状況は、「市役所」が半数を超え、次いで「警察」、「地域包括支援センター」の認知度が高くなっている。「どこに相談したらよいか知らない」は前回調査から下がっており、25.2%ほどみられる。 ○高齢者虐待の通報件数は増加傾向にある。 ○今後力を入れるべき高齢者虐待防止の取組は、「介護をしている家族等の相談・援助の充実」「相談窓口の周知」が半数を超え、多くなっている。
(2) 高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度について、敬老会を活用したり、地域包括支援センターなどと連携し、周知を実施。 ○判断能力が不十分な高齢者・知的障がいや精神障がいのある人が、必要なサービスを利用したり、金銭管理の支援を受けることができるよう、日常生活自立支援事業の普及啓発を実施。 ○日常生活自立支援事業の利用促進を図るよう、支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「成年後見制度を知っている」と答えた人は若年者・高齢者ともに20%台。 ○「日常生活自立支援事業を知っている」と答えた人は若年者・高齢者ともに10%台。

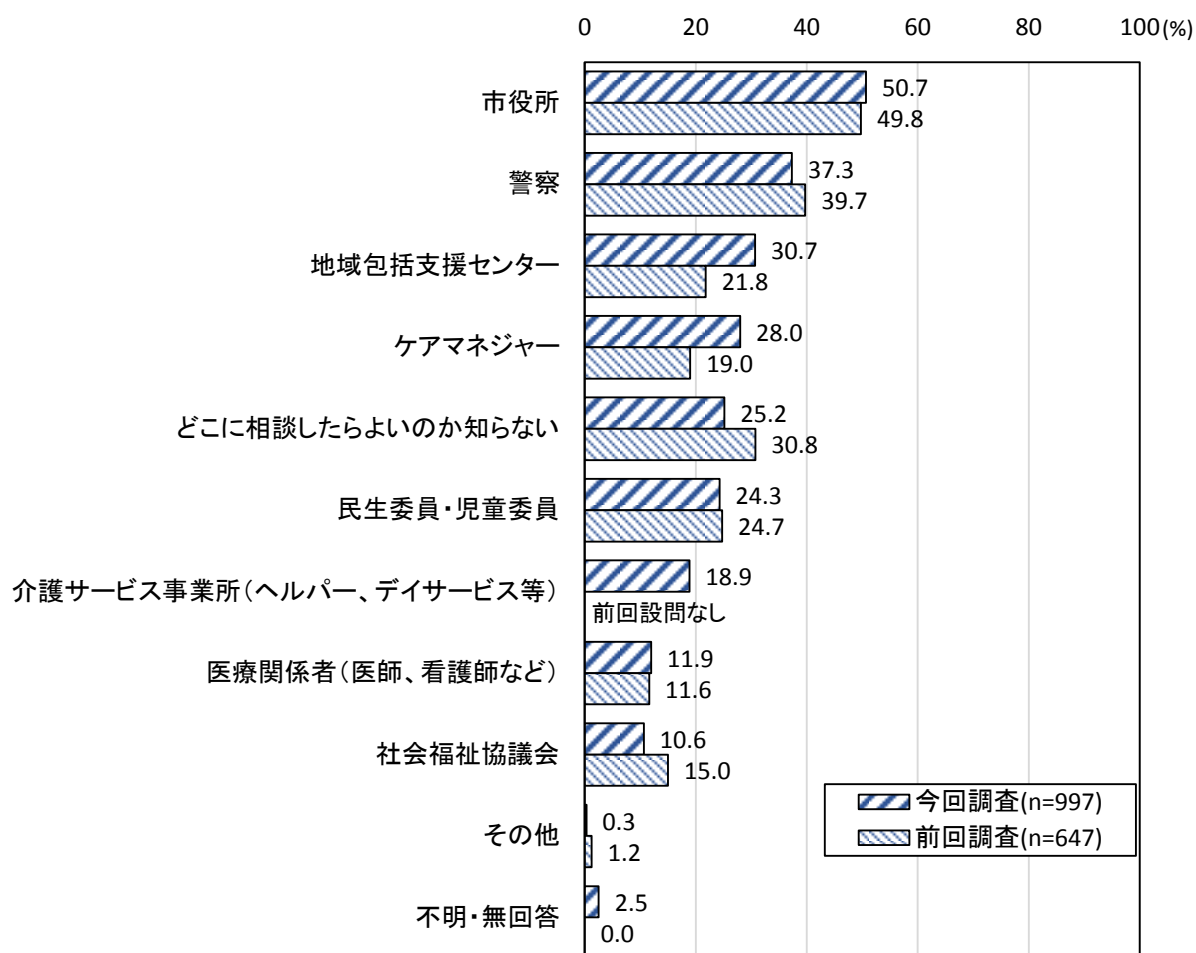
第6期計画の取組	現状
<p>(3) 認知症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 (2015) 年度に市内の郵便局と「高齢者の見守りに関する協定」を結び、郵便局員に向け認知症サポーター養成講座や会議を開催。 ○平成 27 (2015) 年度から、くすのき広域連合において高齢者徘徊SOSネットワークを開始。 ○警察署より認知症高齢者など支援対象者の情報提供がある場合、支援対象者またはその家族の要望に応じつつ、適切な支援につないでいる。 ○平成 28 (2016) 年度に、認知症初期集中支援チーム(門真オレンジチーム)を設置し、医師会のサポート医及び介護保険サービス事業者連絡会推薦の専門職のチーム員による認知症の早期発見、早期診断の支援を実施。 ○平成 29 (2017) 年度に、認知症地域支援推進員をくすのき広域連合門真支所に配置した。 ○平成 29 (2017) 年度に、どの段階で、どこに相談すればいいのかがわかるように、「認知症ケアパス」を作成し市民などに配布。 ○認知症の人や高齢者、家族、支援者、市民が町を共に歩き、伴に走りながらゴールをめざす「RUN伴+門真」において、認知症への理解を啓発。 ○市民公益活動補助金を活用したNPO法人による認知症サポーター養成講座の開催、地域の要望に応じた講座の開催などを実施。 ○平成 28 (2016) 年度に「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)の担い手の養成を目的に社会福祉協議会において「認知症予防リーダー入門講座」を実施。地域における認知症サロンなどの担い手を養成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症への不安については、「将来的な不安は感じるが、現在は、不安はない」とする高齢者が、前回調査より減少しており、認知症への不安・関心が増加。 ○今後取り組むべき認知症施策として、若年者・高齢者ともに「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が多い。 ○認知症高齢者及び介護している家族に対してできる支援を尋ねたところ、話し相手や相談相手になるという回答が若年者・高齢者ともに最も多く、特に若年者において回答が多い。 ○郵便局の窓口担当職員などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、認知症サポーターの登録者数が増えている。



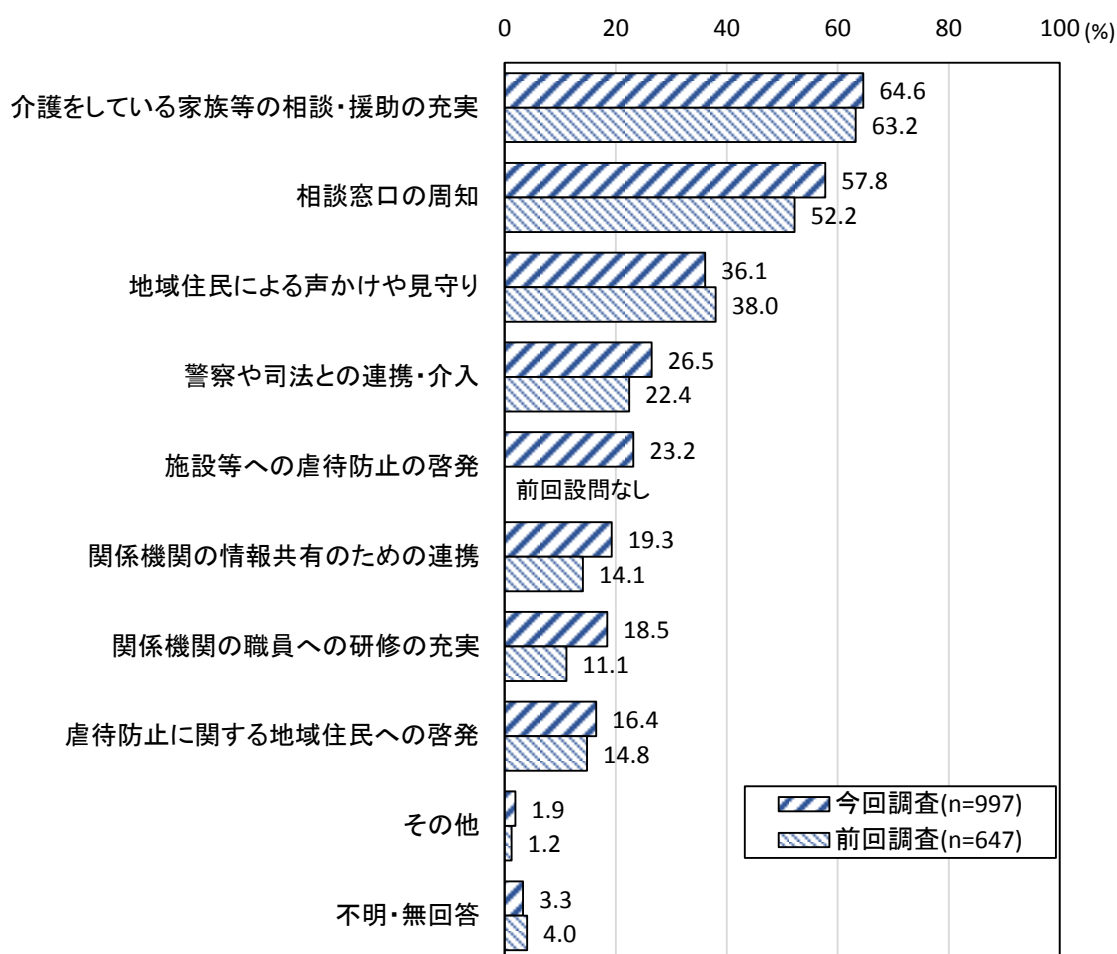
課題

- 高齢者虐待の相談窓口のさらなる周知。
- 市民後見人も含めた成年後見制度の体制整備。
- 将来的な認知症に対する不安の軽減に向けた取組の充実。
- 認知症サポーターのさらなる養成と活躍できる場の確保。
- 認知症高齢者に対する相談窓口の周知・相談体制の充実や介護家族者に対する支援。
- 家族介護者の負担軽減。

高齢者虐待の相談窓口の認知状況【若年者】



今後特に力を入れるべき高齢者虐待防止の取り組み【若年者】



(4) 生きがいくりと社会参加の促進

高齢者が、生きがいを持っていきいきと過ごすために、教育・保健福祉部局などと連携し、各種講座やレクリエーションなどを企画・開催するなど、生涯学習・生涯スポーツの推進を図り、社会参加を促進させる必要があることから、スポーツ・学びの機会など、さまざまな事業を展開しており、高齢者の参加が得られています。

第6期計画中には、これまでと同様、生涯学習施設、老人福祉センターなどにおける生きがいくりにつながる講座や交流活動の推進、健康づくりにつながるスポーツや運動に関する事業に取り組んできました。また、自治会や老人クラブなど地域での交流やボランティアの活性化、世代間交流などにつながる事業にも取り組んできました。シルバー人材センターは高齢者の生きがいくりに及び就業の場として、社会参加の促進をめざし、積極的に周知を行ってきたことで、全国的に会員数が減少する中、本市の会員数は増加してきました。このような中、高齢者の就業率は大阪府より高い状況です。

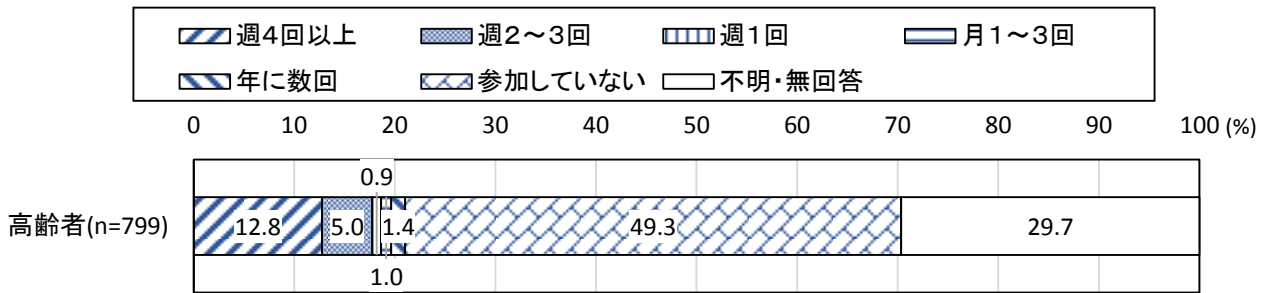
第6期計画の取組		現状
(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進	<p>○高齢者が、いきいきと過ごすため、各種の相談に応じるとともに、健康の維持、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設の提供を行った。</p> <p>○公民館・文化会館等で、高齢者の生きがいづくりの充実に向け、また仲間づくりの場として各種講座や事業を実施。</p> <p>○市民のスポーツの振興、健康の増進を図るため、市民の誰もが気軽に参加できるようなスポーツ関連事業を実施。</p> <p>○高齢者の健康の保持・増進のため、老人クラブ連合会との共催により、「歩こうよ・歩こうね」運動を実施。</p>	<p>○高齢者をはじめ、広く市民の学ぶ機会として、門真市立公民館・文化会館・門真市民プラザなどの生涯学習関連施設などにおいてさまざまな講座・講習会を開催しており、各種団体・サークルの活動支援を行っている。概ね好評を得ており、また高齢者の参加も多い。</p> <p>○総合型地域スポーツクラブと協働で、幅広い年齢層にスポーツ・レクリエーションの機会を提供。</p> <p>○「歩こうよ・歩こうね」運動は毎年、1,000人以上が参加している。</p> <p>○老人福祉センターの来館者数は49,592人。(平成28(2016)年度実績)</p>
(2) 社会活動の促進	<p>○身近な地域での社会奉仕や交流、または高齢者自身が健康づくりや介護予防のリーダーとして活動する老人クラブの取組を支援。</p> <p>○各種ボランティアグループ活動の活性化と継続性を支援するほか、グループ間の交流の促進を図った。また地域住民の地域活動の参加機会を創出するため、住民の関心の高いテーマに基づくボランティア養成講座を開催しながら、参加者の確保に努めた。</p>	<p>○老人クラブは130クラブ(平成29(2017)年4月1日時点)、老人クラブ登録者数は7,881人(同)あり、高齢者の社会参加、地域貢献活動をしている。</p> <p>○若年者の約半数が社会貢献活動やボランティア活動に取り組んでいない。</p> <p>○ボランティアセンターにおいて、認知症予防リーダー入門講座をはじめ、傾聴ボランティア養成講座や介護用品作成などのさまざまな講座を開催。</p> <p>○平成27(2015)年度よりボランティアポイント制度を開始。</p>

第6期計画の取組		現状
(3) 就労支援の充実	<p>○シルバー人材センターは会員数が1,680人（平成29（2017）年10月時点）おり、高齢者の就業機会の提供やボランティア活動などに取り組んだ。</p>	<p>○週4回以上働いている高齢者は12.8%。高齢者の就業率（平成27（2016）年国勢調査）は22.5%で、大阪府平均の20.2%よりも高い。</p> <p>○シルバー人材センターの会員数は、全国的には減少傾向の中、年々増加している。</p> <p>○シルバー人材センター事業の活動の魅力発信に努めている。</p> <p>○重要であると思う高齢者施策で「高齢者の働く場の確保や職業紹介の充実」と答えた人は、若年者で31.5%、高齢者で12.8%となっている。</p>
(4) 世代間交流等の推進	<p>○老人福祉センターや高齢者ふれあいセンターにおいて、老人クラブ連合会との共催による交流会などを開催。校区ボランティアによる高齢者同士、あるいは子どもたちとの交流会などを開催。</p> <p>○学校の運動会（小学校）、体育祭（中学校）へ招待、高齢者施設などへの職場体験、農作業指導を通しての交流などを行った。</p> <p>○子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション大会を通じて、世代間交流を図った。</p>	<p>○スポーツ・レクリエーション大会の参加者数（平成29（2017）年度）は5,527人であり、参加者数は年々増加の傾向している。</p>



課題
<p>○現在実施中の講座・教室の開催方法の工夫と市民が求める教室や講座の把握。</p> <p>○運動やスポーツに関する教室のさらなる周知啓発。</p> <p>○健康・福祉・介護・教育など関係機関の連携による、高齢者の健康づくりや介護予防の機会の提供。</p> <p>○市民のボランティア活動に対する意識の向上に向けた啓発。</p> <p>○若年者の社会貢献・ボランティア活動に対するニーズに応じた活躍の場の確保。</p> <p>○老人クラブ会員数を増加させるための周知啓発。</p> <p>○シルバー人材センターの活動の魅力発信。</p>

収入のある仕事【高齢者】



(5) 住みやすい環境づくり

第6期計画中には、安心・安全のまちづくりに向け、公共施設のバリアフリー化をはじめ、交通安全の取組、住まいに関する取組、災害などのいざという時のために、危機管理体制の充実、消費者被害などの喫緊の課題に対する取組などと合わせ、これらの周知啓発などを進めてきました。

第6期計画の取組		現状
(1) 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共用地である水路敷を利用した自転車歩行者専用道路の整備のほか、歩道の整備や交差点の改良、老朽化した舗装の打ち換え、道路の端部のカラー化による歩行空間の安全対策、カーブミラーなどの交通安全施設の設置など実施。 ○全国交通安全運動期間中に、市内各地で交通安全運動啓発キャンペーンを実施し、啓発品の配布などを行い交通マナーなどの啓発を実施。 ○警察署と連携した交通マナーなどの啓発活動や門真自動車教習所において、高齢者を対象とした交通安全教室を実施。 ○高齢者の見守り活動として民生委員・児童委員の協力により過去1年間で介護保険及び健康保険の利用がなかった高齢者に対する居所確認を実施。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護が必要となった場合、どのような介護を受けたいか」について「介護サービスを受けて自宅で生活を続けたい」が若年者・高齢者ともに最も多い。 ○古い建物の密集市街地の防災力向上に向けて、「まちの不燃化」「延焼遮断帯の整備」「地域の防災力の向上」を柱に取り組んでいる。

第6期計画の取組		現状
(2) 住宅対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○府営門真住宅建替え工事などの際、大阪府からの協力依頼により、関係部局などの間で、情報共有・連携を図った。 ○市営住宅の整備として、エレベーター設置について入居者アンケートを実施。 ○サービス付き高齢者住宅について、大阪府からの情報提供などにより、市内の整備状況を把握し、希望者から問い合わせがあった場合に、情報提供を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後重要だと思う高齢者施策で「高齢者向けの公営住宅の整備や住宅改修などへの支援」と答えた人は若年者で28.7%、高齢者で18.6%。

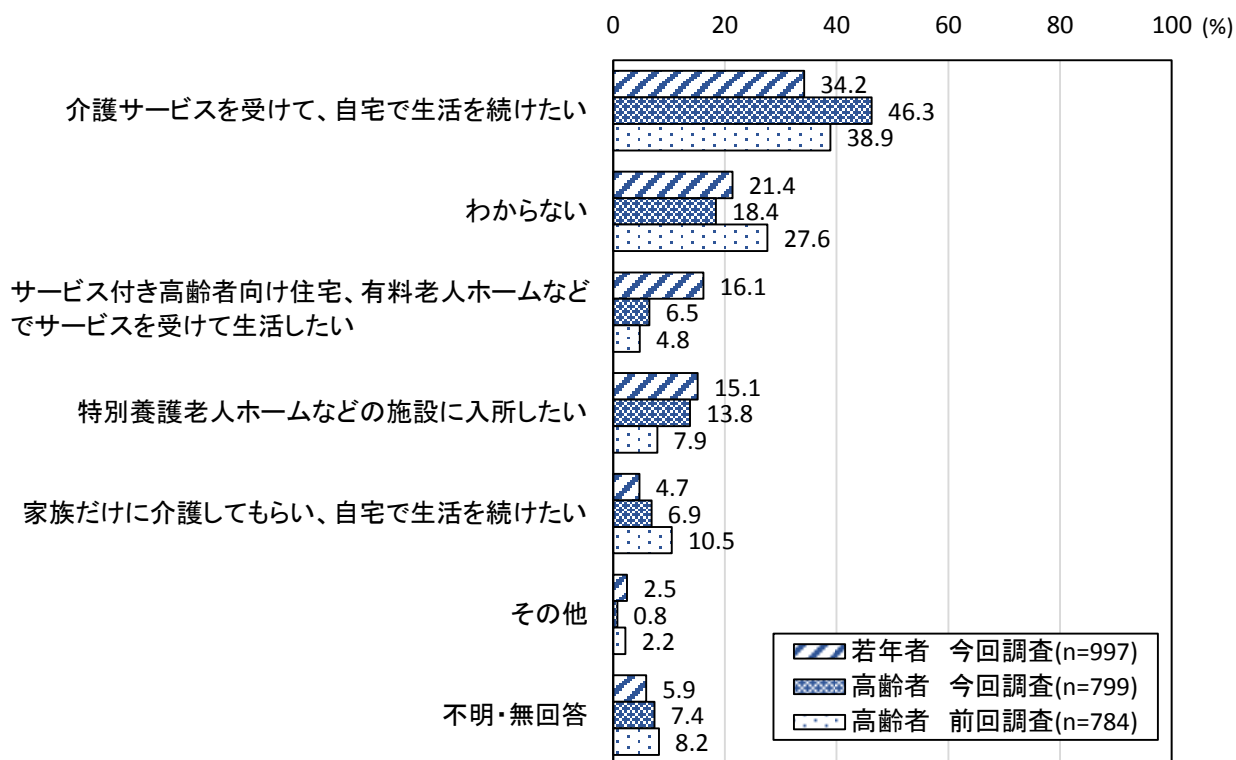
第6期計画の取組	現状
<p>(3) 安全・安心のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の醸成のため、防災用品、備蓄物資などの紹介の実施。また防災講話は、大阪府枚方土木事務所や市建築指導課とともに実施するなど充実を図った。 ○守口市門真市消防組合、門真市消防団と連携し、AED講習や消火器の使用説明、救助資機材の展示・説明を実施。 ○避難行動要支援者名簿の作成・更新を行うとともに、名簿情報を提供することに同意した人のみ掲載される同意者名簿を作成し、日ごろの見守り活動に活用。 ○自主防災組織の育成をはじめ、自主防災組織に対する防災講話、避難訓練を行うとともに、避難行動要支援者マニュアルの更新を実施。 ○災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者ための二次的な避難所として、社会福祉法人6法と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結。 ○特殊詐欺の緊急情報を広報紙・ホームページに掲載し、注意喚起の実施や警察、消費者団体、地域団体との協働で、特殊詐欺防止などの街頭啓発活動を実施。 ○自治会や福祉施設、地域団体などに消費生活相談員を派遣し、消費者問題の基礎知識や消費者トラブル事例の講座を開催。 ○ひったくり防止のため効果の高いひったくり防止カバーなどを配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若年者に悪質商法を見聞きした経験を尋ねたところ、「本人もしくは周囲に被害を受けた人がある」と答えた人は10.3%。 ○若年者に悪質商法などから高齢者を守る方法を尋ねたところ、「家族や周りの人が注意を払う」が73.2%、次いで「高齢者の身近で活動している民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター職員や社会福祉協議会職員、消費生活センターの職員などが連携し、見守る」が43.1%。 ○防犯・消費者被害対策として、大阪弁護士会や警察や消費生活センターなどが連携し、出前講座の実施や、広報紙・ホームページを通じて周知・啓発に取り組んでいる。 ○60歳以上の消費生活相談の内容は、携帯電話などに送られてくる架空請求や還付金詐欺の相談が上位を占めている。 ○平成28(2016)年度の被害状況は、還付金詐欺が7件、架空請求が2件。



課題

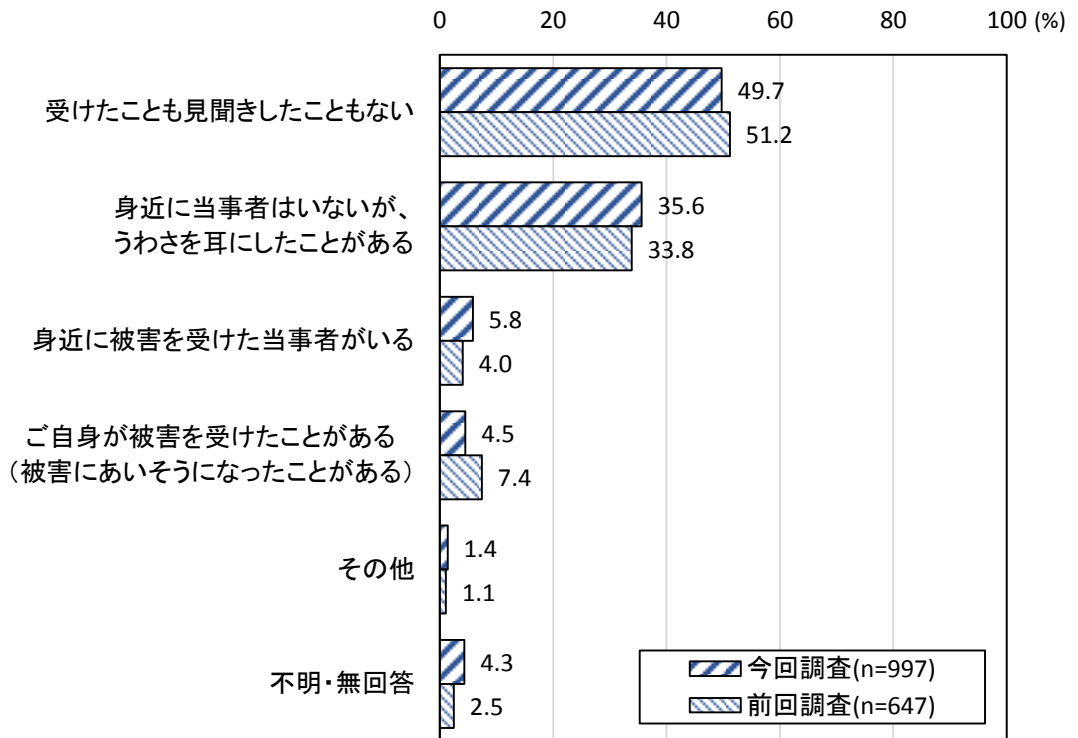
- 希望者に対する介護付き住宅などの情報の提供。
- 公共施設などのハード面における計画的なバリアフリー化。
- 公共施設の老朽化対策と計画的なバリアフリー化。
- 困っている人に対してのちょっとした声かけ、お手伝い、支援ができる、こころのバリアフリー化。
- 介護の状態に応じた、必要な住宅の改造・改修などの支援の確保。
- 防災対策として、密集市街地における整備の推進及び防災に対する市民の意識向上。
- 防災マップ・洪水ハザードマップの普及・啓発。
- 継続した防災知識の普及の推進と自主防災組織の育成。
- 福祉避難所の確保。
- 巧妙化している悪質商法の手口や商法などについての周知。

介護が必要となった場合、どのような介護を受けたいか

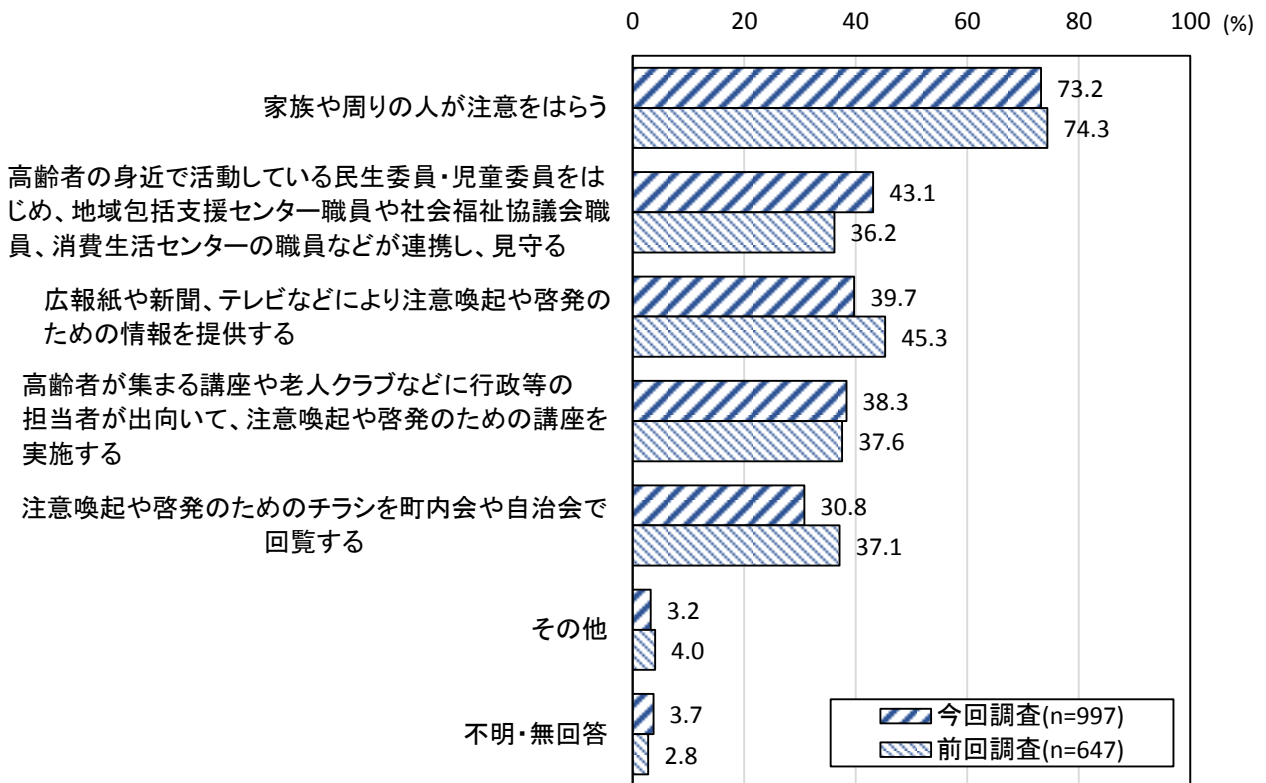


※若年者の前回調査は今回調査と選択肢が大きく異なるため、比較は行っていません。

悪徳商法を見聞きした経験【若年者】



悪質商法などの消費者被害から高齢者を守るための方策【若年者】



(6) 総合的な推進体制の充実

第6期中には、地域ケア会議の推進や在宅医療・介護連携推進事業により、多職種・関係機関における連携体制、情報共有体制を一步一步進めてきた状況にあります。また、高齢者に関する情報が必要な人に必要な時期に適切に届くよう、取組を進めてきました。

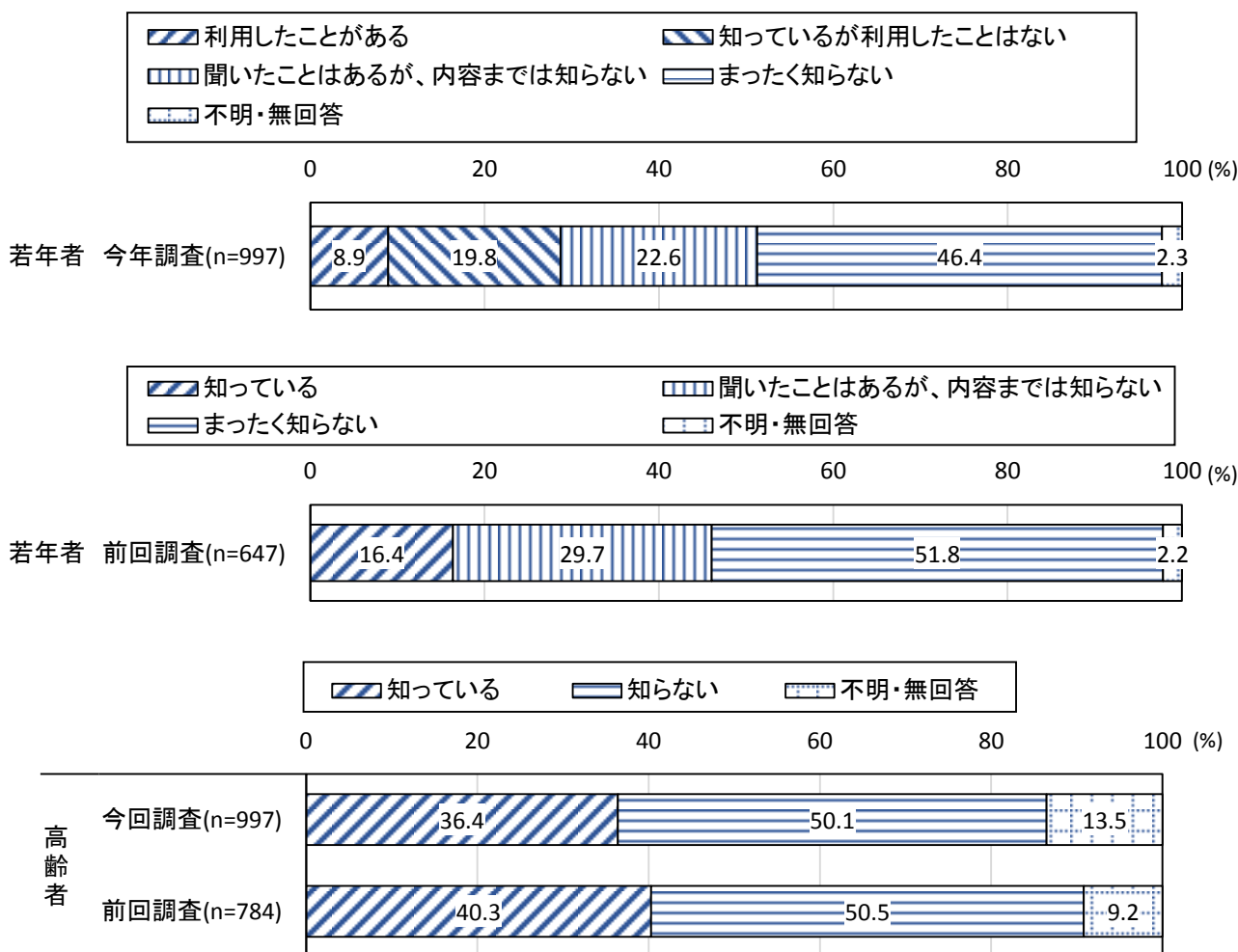
第6期計画の取組		現状
(1) 地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議を日常生活圏域ごとに設置するとともに、随時会議を開催することで、地域の課題解決及び課題の抽出、関係機関との連携強化を図った。また門真市域包括ケア会議連絡部会・地域支援部会・全体部会も開催し、地域包括支援センター同士の情報共有や関係機関との情報共有も行い、地域包括支援センターをはじめ関係機関職員のスキルアップや意識の向上に取り組んだ。 ○校区福祉委員会が主体となる小地域ネットワーク活動などにおいて、住民の主體的な活動による地域の支え合い、見守り活動を推進。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が地域におけるさまざまな課題や問題について話し合い、地域への支援へと活動を展開する地域会議の設立を進めている。 ○地域包括支援センターの認知度は、若年者では「全く知らない」が46.4%、高齢者では「知らない」が50.1%。「知っている」は若年層において高まっている(今回28.7%、前回16.4%)。 ○高齢者虐待の相談窓口について「どこに相談したらよいのか知らない」が25.2%となっている。
(2) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に関するさまざまな情報、サービス内容を当事者である高齢者が適切に利用できるよう広報紙・ホームページで周知するとともに、高齢者福祉施策一覧やリーフレットなどでサービス内容を紹介し、高齢福祉課窓口などで配布。 ○介護保険認定調査時などに正しく情報が伝わるよう外国語通訳者の派遣を行うことができるよう体制を整備した。 ○視覚障がいのある高齢者が情報の入手を容易にできるよう地デジ放送が受信可能なワンセグラジオを日常生活用具の給付対象に追加。 ○視覚障がいのある高齢者に対して発送する郵便などに点字シールやメモを同封し、「福祉のしおり」の録音テープや点字版の作成を行った。 ○避難行動要支援者名簿の案内及び臨時給付金制度の案内の点字版作成を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若年者に健康や福祉などの情報をどのようにして得ているか尋ねたところ、「市の広報紙やホームページ」が51.1%で最も多く、次いで「インターネット」が33.2%、「テレビや新聞雑誌」が32.4%。



課題

- 地域ケア会議において個別ケース検討から地域課題の検討を行い、地域づくりや地域に必要な取組を明らかにする必要がある。
- 高齢者の在宅での生活を可能とするための医療と介護の連携によるさらなる取組。
- 地域包括支援センターの認知度の向上。
- 認知症に対する啓発や体制整備。
- 多種多様な地域での問題や課題の解決のため、地域との連携・協働での取組。
- 地域ケア会議、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体、地域会議など地域をよく知る人、場、機会の活用及び連携による地域課題や資源の的確な把握。

地域包括支援センターの認知度



第4章 計画の基本的な考え方

1. 本市のまちづくりに対する考え方と本計画の基本理念

(1) 本市のまちづくりに対する考え方

本市では、平成22(2010)年3月に「門真市第5次総合計画」を策定し、まちの将来像を「人・まち“元気”体感都市 門真」と定め、人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざしており、平成27(2015)年3月に見直しを実施した「門真市第5次総合計画(改定版)」においてもこの将来の姿を引き継いでいます。

門真市第5次総合計画(改定版)におけるまちづくりの理念と将来像



(2) 本計画の基本理念

(1)の「第5次総合計画」では、福祉や保健分野の基本目標を「健やかな笑顔あふれる支え合いのまち」とし、人権や男女共同、生涯学習、文化などの分野の基本目標を「いきいきと人が輝く文化薫るまち」としています。

よって、第7期高齢者保健福祉計画の基本理念は、引き続き第6期計画の基本理念を継承し、次の3つとします。

基本理念1 いきいきと人が輝くまちづくり

基本理念2 健やかな笑顔あふれるまちづくり

基本理念3 安全・安心なまちづくり

2. 第7期計画における基本的な視点

本計画の策定にあたり、国が示した基本指針及び大阪府が示した「第7期市町村高齢者計画策定指針」を勘案し、基本視点として以下の3つを設定します。

◇ 視点1 人権の尊重、自立と尊厳を支える体制の整備

介護が必要な状態になっても、認知症や障がいの有しても、すべての高齢者の尊厳が損なわれることなく、いつまでも尊重されなければなりません。

すべての場面において高齢者一人ひとりの個性が尊重され、高齢者が主体的に、必要なときに、必要な場所で、必要な情報や支援が受けられるまちづくりに取り組みます。

◇ 視点2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することをめざし、高齢者への支援、介護予防、要介護状態などの軽減、重度化の防止を理念としています。

そのため、健康づくりや介護予防、生涯学習活動など、さまざまな個人の人々の取組、地域における取組に対して活動支援を行うとともに、健康づくりや介護予防の必要性について壮年期、さらには幼少期まで広く周知を図り、生涯における健康づくり活動を推進します。

◇ 視点3 協働による地域包括ケアシステムの深化・推進

第7期の国の基本指針において「地域包括ケアシステムの深化・推進」が重要とされ、医療・介護の連携、日常生活における支援体制の整備、介護予防活動の普及など、地域の実情に応じた体制整備が必要不可欠です。

さらには、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援が必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備も念頭に置き、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進にめざし、保健・医療・福祉・教育などさまざまな分野における施策の推進に向け、市民や地域団体、関係機関との協働・連携のもと、取り組んでいき、地域が一体となって高齢者等を支える体制を構築していきます。

3. 第7期計画のめざすべき将来像

みんながつながる元気で活躍できるまち・門真

第6期計画では「みんなで作る いきいき・健やか 人にやさしいまち」をめざすべき将来像に据え、6つの基本目標を設定し、高齢者のみならず誰にでもやさしいまちづくりに取り組んできました。

第7期計画は「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」を将来像とし、市民・地域・団体などの主体的な取組を推進するとともに、協働で高齢者を支えるまちづくりに取り組み、人もまちも元気なまちづくりをめざしていきます。

高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者、老老介護世帯の増加、高齢者と障がい者を含む家族、介護と育児を同時に担う家族など、地域にはさまざまな問題や不安、悩みを抱えた人が住んでいます。

また、アンケートから介護が必要になっても在宅での生活を望む人が多いことから、地域で高齢者を支える体制を構築するとともに、高齢者自らが元気で、地域で活躍できる環境づくりが必要です。これが本市のまちづくりの方針である「人」と「まち」が元気であるべき姿と言えます。

このように「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」のまちづくりを実現させるためには、行政のみの活動だけでは十分でなく、市民一人ひとり、地域などと連携し、高齢者を支える体制を構築しなければなりません。

4. 基本目標

第7期計画の将来像である「みんながつながる元気で活躍できるまち・門真」のまちづくり達成に向け、以下の6つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

◇ 基本目標1 健康づくり、介護予防の推進

高齢者の自立と介護状態の重度化の防止につなげるため、個々人における介護予防の取組を推進するとともに、地域全体で介護予防に対する気運が高まるよう、取り組んでいきます。

また、高齢者一人ひとりがいつまでも元気で活躍できるよう、若い世代から健康に関心をもち、生涯にわたって健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、健康寿命の延伸に努めます。

基本施策

- (1) 重度化防止に向けた介護予防の推進
- (2) 生涯にわたる健康づくりの推進

◇ 基本目標 2 高齢者及びその家族への日常的な支援

高齢者の日常生活を支える各種生活支援サービスの確保とさらなる充実を図るとともに、地域の見守りにより普段から高齢者の日常生活を支える体制の構築に取り組みます。

また、加齢に伴い、医療と介護両方を必要とする高齢者が増えることから、医療サービス・介護サービスが一体的に受けられる支援体制を関係機関との連携のもと進めていきます。

認知症になっても自分が望む生活を送ることができるよう、地域で認知症高齢者を支える体制づくりに取り組むとともに、認知症に対する理解を深めていきます。

基本施策

- (1) 各種生活支援サービスの充実
- (2) 在宅医療の推進
- (3) 地域での見守り等による支援
- (4) 認知症対策の充実

◇ 基本目標 3 高齢者の尊厳の確保

すべての高齢者の尊厳が保たれるまちづくりをめざし、高齢者の人権に関する啓発をさらに進めるとともに、高齢者の虐待防止のための体制強化を図る取組を推進します。また、孤立防止に資する見守りの強化等を図っていきます。

基本施策

- (1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止
- (2) 高齢者の権利擁護の推進
- (3) 高齢者の孤立防止

◇ 基本目標4 生きがいくくりと社会参加の促進

高齢者がいきいきと活力ある日々を過ごすためには、生きがいくくりと社会参加が必要であり、高齢者の介護予防にもつながるものです。

公共施設等での学習講座、サークル活動、運動やスポーツ活動、文化活動などの各種生涯学習活動を推進するとともに、ボランティア活動などの地域活動から働く高齢者支援など、高齢者の生きがいくくりと社会参加につながるよう取組を進めます。

また、高齢者の生きがいくくりにつながる世代間交流を推進していきます。

基本施策

- (1) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (2) 社会活動の促進
- (3) 就労支援の充実
- (4) 世代間交流等の推進

◇ 基本目標5 住みやすい環境づくり

高齢者のみならず、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりに努め、安心して在宅生活が継続できるよう、住宅対策を推進します。

災害時などにおける支援体制づくりや消費者被害防止や相談対応などのさらなる推進に努めます。

基本施策

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 住宅対策の推進
- (3) 安全・安心のまちづくりの推進

◇ 基本目標6 総合的な推進体制の充実

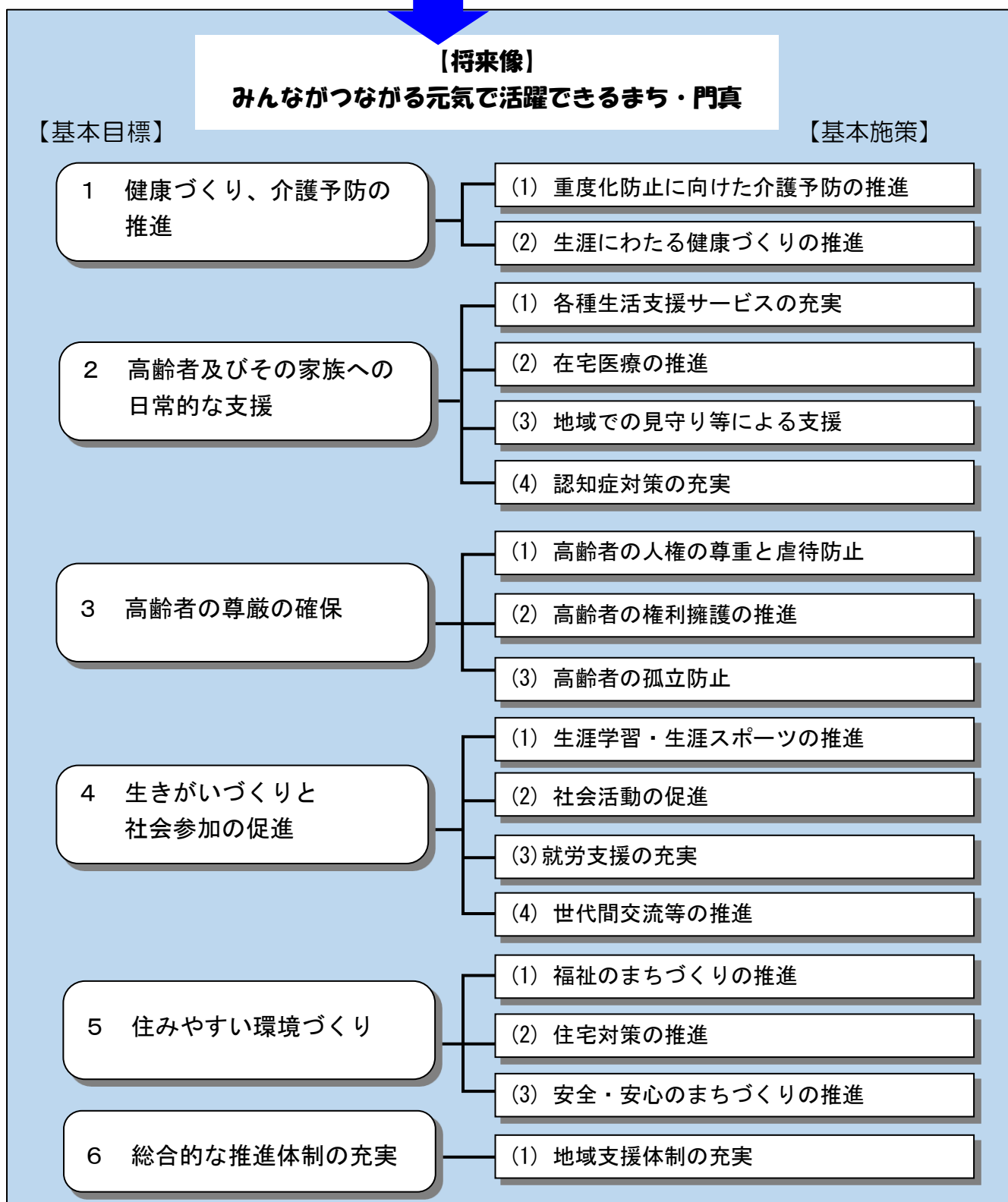
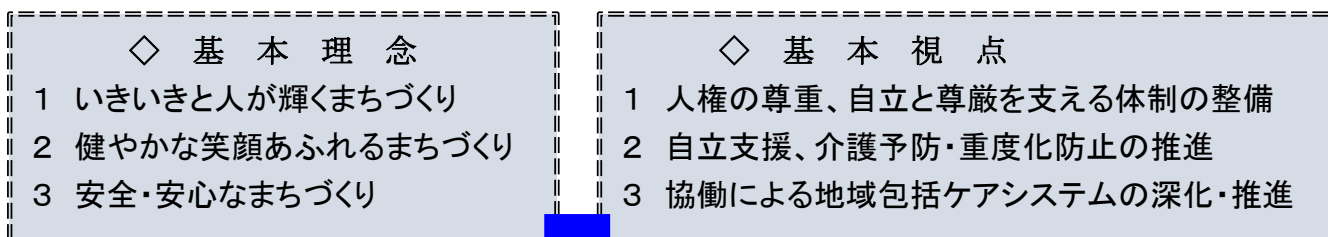
高齢者が抱える不安や悩みは多様化・複雑化しており、その内容はひとつの分野にとどまりません。

そのため、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな関係機関・地域団体・市民における連携体制の強化を図ることにより一体的に高齢者を支える体制の充実に取り組んでいきます。

基本施策

- (1) 地域支援体制の充実

5. 計画の体系



第5章 施策・事業の展開

1. 健康づくり、介護予防の推進

(1) 重度化防止に向けた介護予防の推進

■ 現状と課題

国は、第7期計画において、地域包括ケアシステムの深化・推進のためには「自立支援・介護予防・重度化防止の推進」が重要であるとし、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態または要支援状態にならないよう予防、要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止が重要としています。

第6期中には、介護予防関連事業として、地域包括支援センターを中心に住民主体の通いの場を立ち上げ、いきいき百歳体操等の普及に取り組んできました。各圏域において、運動や栄養改善、認知症予防など、さまざまな介護予防教室が開催されており、参加人数は、概ね増加の傾向にあります。

介護予防に対する関心が高いことから、今後は介護予防に取り組む人を増やしていくとともに、興味と関心に応じたさまざまな教室を開催していく必要があります。また、地域における介護予防活動を推進するため、地域包括支援センターと連携し、介護予防活動の支援に努めていく必要があります。

■ 方向性

より多くの市民に介護予防の取組が認知され、参加者が増加するよう、介護予防教室に対する周知・啓発に努めます。開催にあたっては、高齢者が興味を持つ教室の開催など、介護予防教室に参加しやすくなるよう工夫をしていきます。

また、開催時間・場所等にも工夫を凝らすなど、参加者の増加に向け関係機関と連携を図っていきます。

自立支援・重度化防止に向け、多職種による自立支援型の地域ケア会議を開催していきます。

介護保険事業の実施主体であるくすのき広域連合をはじめ、地域包括支援センターやさまざまな関係機関等と連携し、地域における介護予防活動を支援していきます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
一般介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の体操を支援し、高齢者の筋力アップを目的とした「いきいき百歳体操」などの普及に努めます。 ●高齢者の興味と関心に応じた各種介護予防教室の開催、推進に向け関係機関と取組を進めます。 ●介護予防に対する関心をさらに広めるため、介護予防普及啓発事業を継続して実施するとともに、効果的な普及方法について検討を重ねていきます。 ●口腔機能向上と誤嚥性肺炎の予防のため、「かみかみ百歳体操」を推進していきます。 ●歯科医師・歯科衛生士を講師に招き、口腔ケア・ブラッシングの講義と実技を引き続き実施します。
介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を過ごせるよう、介護予防・生活支援サービス事業の充実に努めるとともに、福祉や医療、介護に携わるさまざまな関係機関と連携を図り、サービスの確保に努めます。
自立支援に向けたケアマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の自立支援・介護予防につながる介護予防ケアマネジメントの推進に向け、地域包括支援センターと連携しながら進めていきます。 ●多職種による自立支援型地域ケア会議の開催を推進します。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
介護予防教室の年間参加者数	人	1,633	↗
通いの場（「いきいき百歳体操」等）の設置箇所数	箇所	7	35

(2) 生涯にわたる健康づくりの推進

■ 現状と課題

すべての市民が健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができるよう、平成 25 (2013) 年度から平成 34 (2022) 年度を計画期間とした「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」を策定し、すべての市民の「健康寿命の延伸」と「食を通じた健全な心身と豊かな人間性の形成」をめざしています。

加齢に伴い、生活習慣病を有する人が増える中、アンケートにおいても有している病気で「高血圧」が若年者・高齢者ともに最も多くなっています。

また、健（検）診受診率の向上に向け、さまざまな場や機会を活用し、健（検）診の必要性について周知・啓発に取り組むとともに、保育付きの健康教室の開催や地域への出前講座などを実施し、市民の健康寿命の延伸に向けた取組をきめ細やかに進めています。

健康寿命の延伸や要介護状態にならないためには、栄養・運動・休養等の規則正しい生活習慣の形成が重要になりますが、生活習慣はなかなか改善することが難しく、若い世代から規則正しい生活習慣を形成することが重要となります。

■ 方向性

高齢期を住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、壮年期・高齢期における健康づくりはもちろんのこと、若い世代から正しい生活習慣を身につけ、健康管理に取り組むことが大切です。健康に関する正しい知識の普及・啓発や各種健（検）診の受診勧奨を行うことで、市民の健康づくりを推進します。

「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」に基づき、運動・食事・歯と口の健康・こころの健康・喫煙・アルコール・健康管理などに取り組むべく、すべての市民の「健康寿命の延伸」に努めていきます。

また、40～74 歳の市民対象の特定健康診査や特定保健指導に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防対策を引き続き進めます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
健康に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま 21～」等に基づき食事・運動・喫煙・歯・口腔等の生活習慣の改善によって、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、若い世代から高齢者までの健康づくりに取り組みます。 ●生活習慣の改善から始める認知症予防やロコモティブシンドローム予防に関する取り組みや、歯と口の健康や噛むことの大切さに関する正しい知識の普及・啓発を推進し、「嚥下」や「噛む」ことを通じて口腔機能の向上を図ります。
健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●一般健診・特定健康診査・がん検診・成人歯科健診等を実施し、疾病の早期発見、生活習慣病や寝たきりの予防につなげられるよう努めます。 ●高齢者の肺炎発症を半減させることができる成人用肺炎球菌の予防接種や高齢者が罹患すると重篤とされるインフルエンザの予防接種を実施します。
運動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持・増進はもとより、介護予防のためにも、「歩こうよ・歩こうね」運動などのウォーキングやスポーツ活動を引き続き奨励します。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
かかりつけ医師がいる人の割合（高齢者調査の「いる」の回答）	%	78.3	↗
健（検）診を受ける割合（高齢者調査の「受けていない」回答）	%	21.4	↘

2. 高齢者及びその家族への日常的な支援

(1) 各種生活支援サービスの充実

■ 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や支援を必要とする高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、相談機関や福祉サービスの周知を図るとともに、地域の実情に応じた各種生活支援サービスの提供に向け人材等の確保に取り組んでいく必要があります。人材の確保も懸念されている中、介護ロボット、スマートホーム、遠隔医療などの新しい技術の実用化も進みつつあり、今後「見守り」や「介護」などへの活用が見込まれています。

このような中、生活支援サービスに関して、第6期計画期間中の平成29(2017)年度からくすのき広域連合では総合事業をスタートしています。

総合事業の推進に向け、平成28(2016)年2月にくすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体(第1層)及び生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握、今後の事業のあり方などについて検討・協議を進めています。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
介護保険サービス	●要介護度や生活の状況に応じ、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスや施設へ入所して利用する施設サービスなど、心身の状況などにあつたサービスが選択できるよう、関係機関等と連携を図っていきます。
介護予防・生活支援サービス事業(再掲)	●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を過ごせるよう、介護予防・生活支援サービス事業の充実に努めるとともに、福祉、医療、介護等に携わるさまざまな関係機関・地域団体と連携を図り、サービスの確保に努めます。

■ 方向性

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を送ることができるよう支援するため、引き続き相談機関や福祉サービスの周知を図ります。

また、くすのき広域連合をはじめ、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者、地域の団体など、さまざまな機関と連携し、各種生活支援サービスの確保に努めます。

生活支援サービスの確保にあたっては、生活支援コーディネーターによる地域資源及びニーズを把握し、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体(第1層)において、引き続きサービスの提供体制のあり方などを検討していきます。

総合事業の効果的な実施に向け、多様な主体による担い手の確保、地域資源の把握に努めます。

施策・事業	今後の取組
生活支援体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援に関するニーズと地域資源の把握に努めるとともに、くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）において、本市における生活支援体制のあり方について、検討を重ねていきます。また、日常生活圏域ごとにおけるくすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第2層）の設置に向け、検討を重ねていきます。
街かどデイハウス通所事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもりがちな高齢者の社会参加の場・介護予防の場として事業を継続するとともに、利用者の増加に向けて取り組んでいきます。
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に支障のある高齢者に対し、必要な日常生活用具を給付することにより、高齢者の日常生活の利便性と福祉の増進に寄与していきます。 ●自立して安全に家事ができるよう、必要な人へ日常生活用具の給付を行うとともに、広く周知していきます。
緊急通報装置貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に属する高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、本人及び家族の不安の解消や安否状況確認手段の確保に努めます。 ●関係機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどと連携し、申請の支援に努めます。
福祉電話貸与・補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ●救急連絡などに用いることが出来る電話回線を貸与するとともに、電話使用料を補助することにより、高齢者の緊急連絡の手段の確保を図ります。
地域包括支援センターの相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの周知を一層図るとともに、介護、健康、福祉、権利擁護などの総合相談に対応するため、関係機関、専門機関などとの連携を図り、相談機能が充実されるよう働きかけます。 ●くすのき広域連合と連携を図り、地域包括支援センターがより効果的に機能するよう取り組みます。
ふれあいサポート収集	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし高齢者などに対し、家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺い、日常生活上のサポートを行います。
介護離職防止に向けた家族支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護者及び介護者の家庭状況を踏まえ、適切なケアマネジメントにより必要なサービスにつなぐことで、働く介護者の離職防止に努めます。 ●介護者が抱える不安や悩みの解消に向け、地域包括支援センターを中心に相談に応じていくとともに、同じ悩みや不安を抱える人が集まる介護者交流会を紹介するなど、介護者のレスパイトケアに努めます。 ●ハローワークなどの労働に関わる関係機関と連携し、市内の企業に対して介護離職に関する問題を発信し、介護休業が取得しやすい環境整備に努めます。

施策・事業	今後の取組
認知症高齢者及びその家族への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどの相談支援体制などに関する周知を「認知症ケアパス」などを利用し引き続き行います。 ●認知症高齢者や家族、介護や医療の専門職など、だれもが参加でき、集う場である認知症カフェの増設などに向け取り組むとともに、地域包括支援センター、介護者（家族）の会などと連携して周知を図ります。

【社会福祉協議会事業】

施策・事業	今後の取組
紙おむつ給付サービス	●ねたきり高齢者などがある家庭に対して、介護者の肉体的・精神的・経済的負担の軽減などを図るため、紙おむつ給付サービスを引き続き実施できるよう支援を行います。
ふとん丸洗いサービス	●高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、専門業者によるふとんの丸洗い・乾燥を引き続き実施できるよう支援を行います。
ハウスクリーニングサービス	●高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、専門業者による清掃を実施できるよう支援を行います。また、ニーズの把握に努め、福祉・介護関係機関などとのさらなる連携を図ります。
車いすの貸与	●身近に利用できるサービスとして多くの市民に活用されており、市民のニーズに対応するため、車いすの台数を確保できるよう、支援を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度実績値	平成 32 (2020) 年度末目標値
介護保険制度の認知度（若年者調査の「まったく知らない」の回答）	%	10.1	↓
くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）の開催回数	回	5	14

※くすのき広域連合門真市域生活支援サービス協議体（第1層）の開催回数は、平成 27（2015）年度からの累積回数

(2) 在宅医療の推進

■ 現状と課題

重度の要介護者、認知症高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加が予測される一方で、在宅生活を希望する高齢者も多くなっています。

高齢者の在宅療養を支えるため、地域ケア会議などを通じて、地域包括支援センターを中心として多職種間で情報共有を行いながら、医療と介護の連携強化に努めています。

また、「医療・介護連携資源集」「医療機関・介護事業所 つながりマップ」の作成をはじめ、会議開催を通じた情報共有と連携強化、在宅医療導入に向け情報整理を目的に標準化した「共通フォーマット」の使用を進めるなど、さまざまな取組を展開しています。

今後も、高齢者が在宅生活を継続できるよう、医療と介護が連携した支援体制をさらに強化していく必要があります。

■ 方向性

高齢者の在宅生活の継続と日常生活の支援に向け、医師会・門真市域在宅医療推進協議会等、地域包括支援センター、介護サービス事業者など、連携体制のさらなる充実に取り組んでいきます。

また、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師及び薬局の必要性について、高齢者のみならず、広く市民に周知・啓発していきます。

今後、医療サービスと介護サービスの両方を必要とする高齢者がますます増加することが予測されることから、各サービスの充実を図ることはもちろんのこと、個々人に応じた適切なサービス提供ができるよう、医療や介護の関係機関の連携体制を深める取組をさらに進めていきます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
在宅医療・介護連携推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会と連携し、在宅医療・介護連携推進事業の推進に努めます。 【在宅医療・介護連携推進事業】 <ul style="list-style-type: none"> ア. 地域の医療・介護サービス資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ. 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への普及啓発 ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 ●市民や事業所などに「門真市医療・介護連携資源集」及び「医療機関・介護事業所 つながりマップ」を引き続き配布し周知していきます。 ●多職種の関係者による研修や市民への普及啓発などを医師会等地域の関係機関と連携して実施していきます。また、在宅医療導入のための情報整理を目的に標準化した「共通フォーマット」の使用や在宅看取りのための連携システムなどの検討を進めていきます。 ●門真市域在宅医療推進協議会・訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護事業所などの多職種間で情報共有を行いながら、PDCAサイクルを意識した医療と介護の連携強化を推進していきます。
かかりつけ医等の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会・歯科医師会・薬剤師会及び薬局と連携し、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師及び薬局の重要性について、普及・啓発に努めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28（2016）年度実績値	平成 32（2020）年度末目標値
終末期に受けたい医療について、話し合ったことの有無（高齢者調査の「まったく話し合ったことがない」の回答）	%	49.7	↓
多職種連携研修会の参加者数	人	492	↑

(3) 地域での見守り等による支援

■ 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加している中、ライフスタイルの多様化や都市化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化が問題となっています。

地域によっては、見守りや声かけなどが難しくなっている地域もありますが、普段からの声かけや見守りなど、地域で高齢者を支える体制は、孤立死防止のみならず、災害などの緊急時における迅速な安否確認にもつながることから、積極的に進めていく必要があります。

アンケートにおいて、今後重要だと思う施策で「高齢者の見守りなどの生活支援サービスの充実」と答えた高齢者は25.8%で、圏域別にみると第2圏域が多く、世帯別にみるとひとり暮らし世帯において見守りなどの生活支援サービスを求める人が多くなっています。

地域における見守り体制として、民生委員・児童委員や校区福祉委員、自治会など、さまざまな福祉に関する担い手や団体などにおいて見守り・声かけ活動が展開されています。さらには門真市内の郵便局と「高齢者に関する見守り協定」を締結し、情報共有のための会議を開催するなど、見守り強化、連携を図っています。

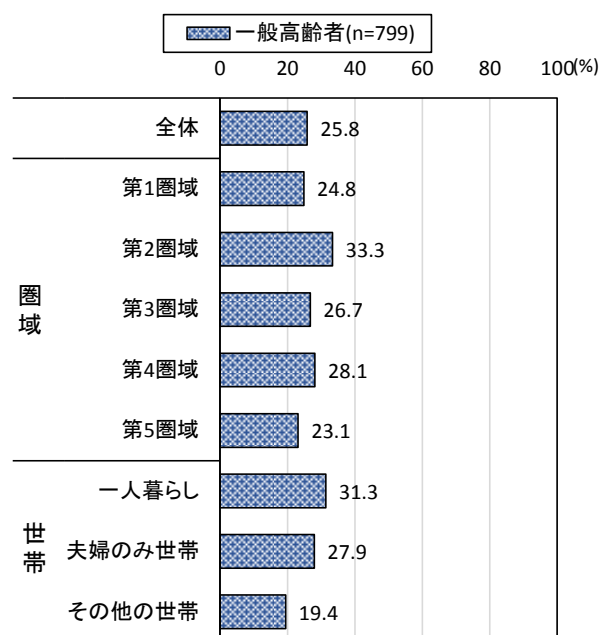
■ 方向性

身近な地域での見守り・支援活動をさらに促進するための仕組みづくりに努めます。

高齢者に対する日常的な見守りを重要と考える人が多いため、地域福祉に関わる組織・団体同士が、お互いの取組や事業を理解し、新たな関係づくりを進めることを促すとともに、その連携を生かした地域福祉の一層の推進に取り組みます。

また、地域に密着した事業所等に対し、見守り活動に協力いただけるよう、働きかけを行います。

今後重要だと思う施策で「高齢者の見守りなどの生活支援サービスの充実」と答えた人



【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
小地域ネットワーク活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や核家族が進む中で対象者が年々増加傾向にあり、校区福祉委員への負担が大きくなることが予測されるため、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保の支援に努めます。 ● 地域の子ども会や老人会と協力し、食事会を開催するなど、高齢者と小学生との世代間交流を継続して支援を実施していきます。 ● 小地域ネットワーク活動で行っている「ふれあいサロン」は、高齢者の主体的な参加によるサロン活動であり、介護予防やひきこもりの防止につながっているため、各校区におけるサロン活動の周知・啓発の支援に努めます。
救急医療情報キット配布事業の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医や持病などの医療情報を専用容器に入れ冷蔵庫に保管し、救急搬送を要する場合などに活用されており、今後も事業の普及を図るとともに、キット内の情報が適切に更新されるよう、かかりつけ医、介護支援専門員、民生委員・児童委員などと連携し見守り活動ネットワークの構築をめざします。 ● 広報紙・ホームページやパンフレットによる啓発を行います。 ● 迅速かつ適切な救命活動ができる体制を整備し、安全安心な生活環境をめざしていきます。
生活困窮状態の高齢者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立相談支援機関をはじめ、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、校区福祉委員会などとの連携を図り、生活困窮状態の高齢者の支援体制の構築をめざします。 ● 関係機関とのさらなる連携の強化による支援体制の構築と地域での生活困窮者の早期発見のための仕組みづくりについて、検討していきます。
高齢者等の孤立死防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、校区福祉委員会などとの連携を図り、高齢者等の生活実態の把握や見守り活動を促進します。 ● 地域住民などから通報があった場合には、関係機関と連携を図りながら安否の確認に努めていきます。
高齢者の見守りに関する協力機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 配達等で普段から高齢者を含む市民と交流する関係性を築いている事業者が異変に気づいた際、早期に関係機関へ報告し、適切な支援につなぐよう、協力事業者の充実を図ります。

【社会福祉協議会事業】

施策・事業	今後の取組
校区福祉委員会活動の促進	●ひきこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯などのうち、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員会による声かけや見守り活動などの促進を図るよう、支援を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度実績値	平成 32 (2020) 年度末目標値
救急医療情報キット申請者数	人	8,117	8,600

※救急医療情報キット申請者数は平成 23 (2011) 年 10 月からの累積人数

(4) 認知症対策の充実

■ 現状と課題

平成 28 (2016) 年度には「門真市域認知症初期集中支援チーム (門真オレンジチーム)」を立ち上げ、認知症のある方で医療・介護サービスを受けていない方などを対象に、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するための取組を進めてきました。

また、平成 29 (2017) 年度には「認知症地域支援推進員」をこれまでの兼務職員 1 名に加えて、専任職員を 1 名配置しました。

認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症高齢者などへの支援を効果的に行っています。

また、認知症サポーター数は平成 28 (2016) 年度末現在 3,976 人、人口に占めるサポーターの割合は約 3.3% であり、年々増加傾向にあります。全国平均の 6.5% 及び府平均の 5.5% を下回っています。

さまざまな団体等へ養成講座開催の働きかけを行い、さらに認知症サポーターが活躍できる環境づくりも必要となっています。

加えて、広く市民へ周知・啓発するため「認知症ケアパス」の作成、広報紙における記事の掲載などを行ってきました。

また、認知症高齢者の増加や親族間の関係の希薄さなどから、近年では成年後見制度の市長申立件数が増加傾向にあり、市民後見人も含めた権利擁護の支援体制の整備が必要となっています。

さらに、新たな課題となっている若年性認

知症対策にも取り組む必要があります。

■ 方向性

認知症対策は、認知症に対する理解促進から、認知症の早期発見・対応、認知症状に応じた適切な医療・介護サービスの提供、認知症高齢者やその家族、介護者が地域で安心して生活できる環境づくりなど、多岐にわたる分野で取組を展開していく必要があります。

国の新オレンジプランに基づき、認知症サポーター養成講座などを通じた認知症に対する市民への理解の促進とともに、早期発見・対応などに向けた相談支援や見守り体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者やその家族などが地域で安心して生活ができるよう、地域住民や地域団体、関係機関、専門職などが連携・協働し、地域全体で認知症高齢者を支えていく体制づくりを進めます。

さらに、若年性認知症対策についても、他分野との連携を図りつつ、総合的な支援に取り組めます。

施策・事業	今後の取組
認知症に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターを中心とした認知症についての正しい知識の普及、広報紙などによる継続的な周知を行い、認知症高齢者への理解の促進を図ります。
認知症サポーターの養成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症に関する周知・啓発を子どもや職域にも広げるため、学校や企業などと連携し、地域包括支援センター、認知症キャラバンメイトと協働のもと、幅広い市民の認知症サポーターの養成に一層努めます。 ●くすのき広域連合、地域包括支援センターなどと連携し、講師となる認知症キャラバンメイトの養成・育成に取り組みます。 ●くすのき広域連合、地域包括支援センターなどと連携し、認知症サポーターの地域での活動・活躍の場づくりをはじめ、認知症キャラバンメイトのフォローアップ講座などについて検討を進めます。 ●認知症高齢者など、家族、支援者、市民が町を共に歩き、伴に走りながらゴールをめざす「RUN伴+門真」において、引き続き認知症への理解の啓発に努めます。
認知症相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターや高齢福祉課での認知症に関する相談窓口の充実を図ります。 ●くすのき広域連合、関係機関と連携し、認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、医療や介護などのサービスを利用することができるのかを標準的に著した認知症ケアパスの周知、活用促進を図ります。 ●認知症の疑いのある高齢者などの訪問、アセスメント、家族支援などを行うため、くすのき広域連合、医師会などと連携し、医療・福祉関係の複数の専門職と認知症専門医による認知症初期集中支援チームにおいて、認知症の早期支援に努めます。
徘徊見守りネットワークの活用（SOSネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●徘徊による行方不明者が発生した時に、くすのき広域連合と構成2市、協力関係機関などと連携を図りながら、SOSネットワークを活用して行方不明者情報を迅速に配信することにより、徘徊高齢者の早期発見・早期安全確保に努めます。 ●身元不明者を保護した場合に、速やかな身元の判明につながるよう警察、関係機関などとの連携協力体制づくりに努めます。 ●地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と連携し、見守りが必要な高齢者の実態を把握し、日常の見守りや支援体制づくりに取り組みます。
認知症高齢者及びその家族への支援の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者が介護や健康の相談ができる地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム（門真オレンジチーム）などの相談体制などに関する周知を「認知症ケアパス」等を利用し引き続き行います。 ●認知症高齢者や家族、介護や医療の専門職などだれもが参加でき、

施策・事業	今後の取組
	集う場である認知症カフェの増設などに向け取り組むとともに、くすのき広域連合、関係機関などと連携して周知を図ります。
若年性認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●若年性認知症の早期発見・対応に向けて、若年性認知症についての啓発を進めます。 ●障がい者手帳の交付や障がい年金の受給など、介護保険サービスや障がい福祉サービスなど、本人や家族の状況に応じて、必要な支援・サービスにつなげていきます。
緊急一時保護事業	<ul style="list-style-type: none"> ●養護者による虐待などにより緊急保護を要する高齢者、または警察に保護された身元不明者の徘徊認知症高齢者に対し、老人ホームなどへ一時的に緊急保護することにより、高齢者などの身体面の安全及び精神的安定の確保に努めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
門真オレンジチームの相談件数	件	-	32
認知症サポーター養成数	人	3,935	6,000

※門真オレンジチームの相談件数は、平成 28 (2016) 年度からの累積件数

※認知症サポーター数は、平成 22 (2010) 年度からの累積人数

3. 高齢者の尊厳の確保

(1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止

■ 現状と課題

高齢者虐待の通報件数が増加傾向にあり、近年では養介護施設従事者等による虐待の通報も増加しています。これまで高齢者虐待に関する啓発・早期発見のための関係機関のネットワークの構築、身体の安全を確保するための緊急一時保護事業などの実施に取り組んできました。

アンケートにおいて、今後力を入れるべき高齢者虐待防止の取組としては、「介護をしている家族等の相談・援助の充実」や「相談窓口の周知」が半数を越えて上位を占めており、「地域住民による声かけや見守り」も、次いで多い状況にあります。

今後も、高齢者の人権尊重に向けた市民理解のさらなる醸成とともに、虐待の背景にある介護者の負担感・不安感を軽減・解消するための相談支援体制の充実を図る必要があります。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
小学校・中学校における人権教育	●人権教育などを通じて、さまざまな人権問題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成を図ります。
地域における相互理解の促進	●高齢期を迎え、加齢に伴う心身機能の低下は避けられないことなど、高齢者への正しい理解について、さまざまな情報媒体を通じた啓発や、社会福祉協議会などとの連携により体験機会、講座・講演会などを通じて、意識向上に努め、地域間の相互理解を促進します。
人権啓発の推進	●課題となっている高齢者に関する人権問題に対し、各種テーマを取り上げ、市民講座などを通じて、啓発に努めます。
高齢者の虐待防止	●高齢者虐待には通報義務があることなど、高齢者虐待に関するさまざまな知識・情報を始め、通報・相談窓口に関する周知・啓発を引き続き進めます。

■ 方向性

高齢者が、家庭や地域で安心して暮らしていくためには、すべての場面において高齢者一人ひとりの個性が尊重されることが基本となることから、引き続き、人権啓発・人権教育などを通じた高齢者の人権に関する取組を進めます。

また、高齢者虐待の防止に向けて、市民の意識啓発を図り、相談窓口などの周知に努めるとともに、虐待の早期発見・対応に向けた関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図ります。

虐待が起こる背景として、介護疲れが大きな要因であることから、気軽に相談できる体制を構築することで、適切な支援につないでいきます。

さらに、介護者の負担感・不安感の軽減・解消に向けた取組の充実を図ります。

施策・事業	今後の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ●弁護士などの専門職による相談体制を整備するとともに、各関係機関や民生委員・児童委員、地域住民などとの連携強化を図り、虐待の早期発見と適切な対応に努めます。 ●高齢者虐待に関する対応を充実するため、職員などの育成や研修を実施するとともに、地域包括支援センターなど関係機関で構成する実務者会議・ネットワーク会議を通じ、さらなる関係機関との連携強化に努めます。 ●地域包括支援センターが高齢者虐待の相談窓口であることへの周知に努め、介護者の不安や悩みの解消に向けた取組を進めます。
養介護施設従事者等による虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者への身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的・精神的にも大きな弊害を与えることから、身体拘束ゼロに向けてくすのき広域連合と連携を図りながら、施設などに働きかけを行います。 ●養介護施設従事者等による虐待や身体拘束防止のため、従事者などに対し資質の向上などに向けた研修等に引き続き取り組みます。
老人福祉施設への入所等措置	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的・環境的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者が安心して生活することができるよう、引き続き養護老人ホームへの適切な入所措置に努めます。 ●虐待などのやむを得ない事由により分離保護などが必要な高齢者に対して特別養護老人ホーム等への適切な入所措置に努めます。
緊急一時保護事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●養護者による虐待などにより緊急保護を要する高齢者、または警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者に対し、老人ホームなどへ一時的に緊急保護することにより、高齢者などの身体面の安全及び精神的安定の確保に努めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
人権講座の年間開催回数	回	5	10
高齢者虐待の相談窓口の認知状況（高齢者調査の「知らない」の回答）	%	52.8	↓
高齢者虐待の相談窓口の認知状況（若年者調査の「知らない」の回答）	%	25.2	↓

(2) 高齢者の権利擁護の推進

■ 現状と課題

今後も認知症高齢者の増加が想定され、また、悪質商法等の消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が多いことから、成年後見制度の利用など権利擁護に関する取組が、非常に重要となっています。

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進を図るために、まずは、制度・サービスの周知・啓発に積極的に取り組む必要があります。しかし、アンケートにおける成年後見制度及び日常生活自立支援事業の認知状況は十分な状況にあるとはいえません。

また、高齢者やその家族などが、安心して制度を認識し、サービスを利用できるような環境づくりを進めることが重要となります。

■ 方向性

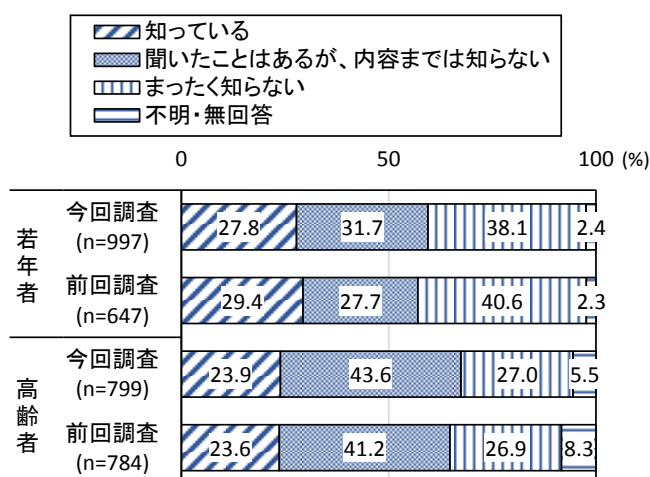
認知症に対する市民への理解の促進とともに、早期発見・対応などに向けた相談支援や見守り体制の充実を図ります。

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分であっても、高齢者が必要なサービスが利用できるよう、また、財産管理や日常の金銭管理などを支援し、地域の中で安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

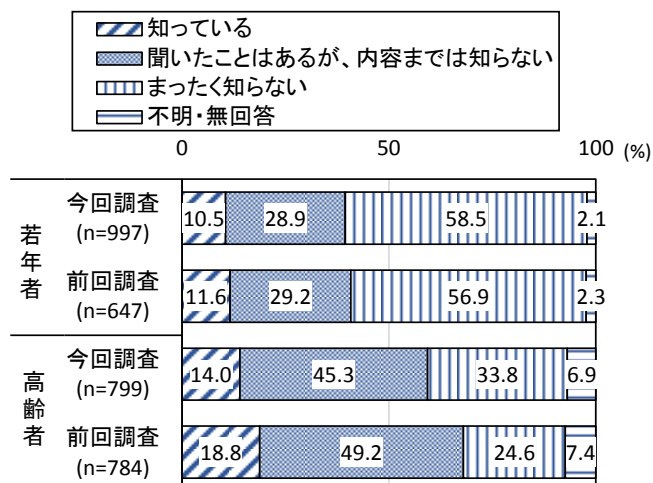
また、市民後見人の養成、法人後見の検討を進めるとともに、制度を安心して利用できる環境づくりに向けて、相談支援体制の充実を図ります。

また、消費者トラブルにあうリスクが高い高齢者などの被害防止に向け、関係機関と連携し周知・啓発を図るとともに、判断能力が衰える前に対策をとることができるよう、周知を図ります。

成年後見制度の認知状況



日常生活自立支援事業の認知状況



【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
認知症に関する正しい知識の普及・啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターを中心とした認知症についての正しい知識の普及、広報紙などによる継続的な周知を行い、認知症高齢者への理解の促進を図ります。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が不十分な高齢者などが、不利益を被らないよう、また、契約や財産管理などの法律行為への支援を受けることができるよう、成年後見制度についての周知をより一層進め、利用促進を図ります。また、家族などによる申し立てが困難な場合には、市長申立により、適正な支援を図ります。 ●地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を図り、権利擁護に関する相談対応の充実を図ります。 ●地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を図り、さまざまな機会・場や媒体を積極的に活用し、成年後見制度の周知・啓発を図ります。 ●市民後見人の養成・活用や法人後見について検討を進めます。

【社会福祉協議会事業】

施策・事業	今後の取組
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が不十分な高齢者・知的障がいや精神障がいのある人が、必要なサービスを利用したり、金銭管理の支援を受けることができるよう、また、日常生活自立支援事業の普及啓発を進め、利用の促進に努め、支援を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
成年後見制度の認知度（若年者調査の「知っている」の回答）	%	27.8	↗
成年後見制度の認知度（高齢者調査の「知っている」の回答）	%	23.9	↗

(3) 高齢者の孤立防止

■ 現状と課題

ひとり暮らし高齢者は、この25年間で4.8倍に増加しており、今後もひとり暮らし高齢者は増加していくものと考えられます。

アンケートで高齢者に対して、まわりとの「たすけあい」について、心配ごとや聞いてくれる人や、看病や世話をしてくれる人の有無を尋ねたところ、ひとり暮らしの高齢者は心配ごとを聞いてくれる人、看病や世話をしてくれる人などがほかの高齢者よりも少なく、地域や社会から孤立している状況がうかがえます。

また、若年者に孤立死防止に向けた方策を尋ねたところ、「日ごろから、家族が連絡を密にする」「日ごろから、近所の人たちが声かけをしたり、見守りをする」が半数を超えて多くなっています。

高齢者の余暇や交流を促進するための活動拠点として、老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロン等があり、高齢者に対して、各種の相談に応じたり、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションが行われ、高齢者の交流の支援に取り組んでいます。

高齢者の孤立死は社会問題となっており、普段からの声かけや見守りなど、地域で高齢者を支える体制が必要です。

■ 方向性

高齢者の孤立を防止するため、民生委員・児童委員や校区福祉委員など、さまざまな人・団体などにおける地域の見守り体制の充実に努めます。

また、生涯学習や社会参加活動などを推進し、さまざまな人と交わり、交流する機会を設けていきます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
高齢者等の孤立死防止（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、民生委員・児童委員や自治会、校区福祉委員会などとの連携を図り、高齢者等の生活実態の把握や見守り活動などを促進します。 ●地域住民などから通報があった場合には、関係機関と連携を図りながら安否の確認に努めていきます。
高齢者の見守りに関する協力機関の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●配達等で個別訪問を行っているなど、普段から高齢者を含む市民と事業者とが交流する関係性を築いている事業者が定期的に高齢者の見守りを行い、異変があれば早期に関係機関へ報告し、適切な支援につなぐよう努めます。
小地域ネットワーク活動の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化や核家族が進む中で対象者が年々増加傾向にあり、校区福祉委員への負担が大きくなることが予測されるため、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保に努めます。 ●地域の子ども会や老人会と協力し、食事会を開催するなど、高齢者と小学生との世代間交流を継続して実施していきます。 ●小地域ネットワーク活動で行っている「ふれあいサロン」は、高齢者の主体的な参加によるサロン活動であり、介護予防やひきこもりの防止につながっているため、各校区におけるサロン活動の周知・啓発に努めます。
社会参加の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●社会参加・社会貢献活動として実施している老人クラブやシルバー人材センターをはじめ、生涯学習や生涯スポーツにおけるさまざまな教室・講座について、広く周知し、ひきこもりがちな高齢者の地域活動への参加の促進に努めます。

【社会福祉協議会事業】

施策・事業	今後の取組
校区福祉委員会活動の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯などのうち、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員会活動による声かけなど見守り活動などの促進を図るよう、支援を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
小地域ネットワーク活動参加延べ人数（高齢者）グループ援助活動	人	17,942	20,000
小地域ネットワーク活動参加延べ人数（高齢者）個別援助活動	人	8,436	9,000
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンの年間延べ利用者数	人	137,677	↗

4. 生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進

■ 現状と課題

すべての高齢者が健康で、いきいきと生きがいをもち、楽しく暮らしているまちは、若い人にとっては将来的な安心につながり、住み続けたいまちはつながります。

平成26(2014)年3月に「門真市生涯学習推進基本計画」を策定し、「みんなでつくろう！おもしろいまち・おもろいまち門真！」を合言葉に、学習環境の整備や人材育成をとおして、それらの活動を支援することにより、協働を基軸とした生涯学習によるまちづくりを推進しています。

生涯学習の場として、市立公民館や文化会館、図書館、生涯学習センターなどにおいてさまざまな教室や講座が開催されており、多くの市民に興味を持ってもらえる教室・講座の開催や、市民の生涯学習活動に対して支援を行っています。

また、身近で気軽に利用できるスポーツ推進の拠点として門真市立総合体育館があり、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が楽しめる教室・講座などを開催しています。

高齢者が生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう生涯学習や生涯スポーツの機会を充実させる必要があります。

■ 方向性

高齢者が自分の興味や関心を持てるさまざまな生涯学習・生涯スポーツ活動に取り組める環境の整備に努めます。

高齢者の生きがいや社会参加の促進に向け、市立公民館や文化会館、図書館、生涯学習センター・総合体育館などで実施している各種講座などを継続して開催していきます。

また、健康づくりや地域における介護予防活動など、さまざまな分野における地域活動が協働・連携しながら、高齢者の生きがいづくり活動に寄与できる体制づくりに努めます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
社会教育施設における各種講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで幅広い年代が集い、楽しめる教室・講座の開催に努めるとともに、現在実施している各種教室・講座の普及・啓発に努めます。 ●子どもと高齢者、若い人と高齢者など、幅広い世代がともに楽しめる教室・講座の開催に努めます。 ●高齢者が求める教室・講座は、教育分野のみならず、健康づくりや介護予防に関するものも多いことから、保健・医療・福祉など、さまざまな分野で行われている各種講座・教室との共同実施を行うなど、よりよい講座・教室の開催に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動の機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●総合型地域スポーツクラブと協働で高齢者がいきいきと健康で過ごすことができ、誰もが、そのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機会をつくり出します。 ●市立総合体育館が市民にとって身近なスポーツ施設となるよう、さまざまな機会や媒体を通じて、普及・啓発に努めます。また、高齢者をはじめ、幅広い年代の人が興味と関心を持つような教室・講座の開催に努めます。
運動の奨励（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持・増進はもとより、介護予防のためにも、「歩こうよ・歩こうね」運動などのウォーキングやスポーツ活動を引き続き奨励します。
まなびの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが生涯学習に関する必要な情報を必要なときに入手できるような環境づくりを進めます。また、学習成果を地域社会に生かしたいと考えている学習者に対し、市の関連の情報だけでなく、地域でのさまざまな活動の情報についても、インターネットをはじめとする多様なメディアを活用して、できるだけわかりやすく提供していくことに努めます。
活動の場の確保・活躍の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き生涯学習活動や生涯スポーツ活動のための場の確保、またそれらの活動を通じて得た知識や、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験が生かせる場・機会の創出に努めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28（2016）年度 実績値	平成 32（2020）年度末 目標値
スポーツ・レクリエーション大会参加者数	人	5,543	6,400

(2) 社会活動の促進

■ 現状と課題

高齢者の社会参加・地域貢献活動として、老人クラブ活動やボランティア活動などがあります。

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、さまざまな地域貢献活動に取り組むとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにも寄与しています。

老人クラブのクラブ数は各年で増減しながらもほぼ横ばいの状況にあります。会員数は年々減少傾向にあり、特に若手高齢者の加入が少なくなっています。

ボランティア活動として、市では市民公益活動支援センターにおいてさまざまな市民活動を支援するとともに、門真市社会福祉協議会においてボランティアセンターを設置し、ボランティアの育成・支援に取り組んでいます。

また、「協働によるまちづくり人材バンク」の周知・啓発に努めてきました。

第3期地域福祉計画策定の際に行った市民意向調査において「ボランティア活動の活発化に必要なこと」を尋ねており、その結果では「気楽に参加できるように活動内容を充実する」が56.6%で最も多く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」が上位となっています。

介護保険制度に基づく各種生活支援サービスの提供も必要ですが、老人クラブやシルバー人材センター、ボランティア活動など、制度の枠にあてはまらない多様な生活支援を求める人もいることから、さまざまな社会活動を促進していく必要があります。

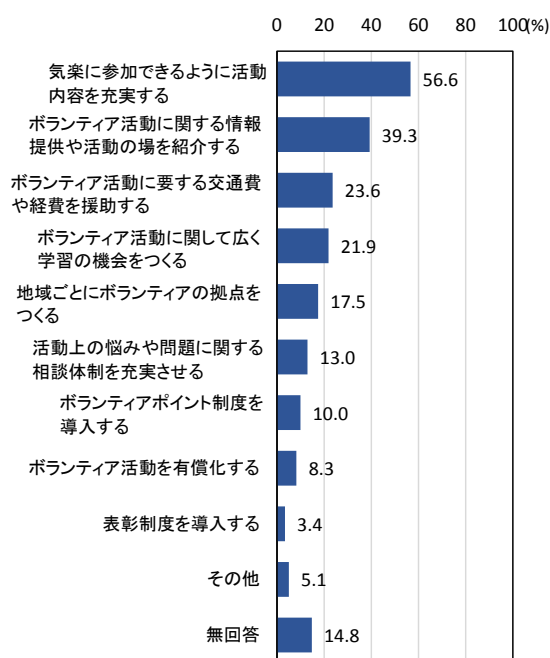
■ 方向性

高齢者の社会参加・地域貢献活動につながる老人クラブ活動やボランティア活動などの活発化を図るとともに、各活動の必要性や魅力について、広く周知・啓発に努めるとともに、それらの活動を支援していきます。

また、高齢者が無理なく、身近な地域で自分の能力や興味に応じた社会活動に取り組めるよう、各地域で行われている活動を把握し、広く周知していくとともに、気軽に参加できる場づくり・機会づくりを各種団体と連携しながら取り組んでいきます。

社会活動の促進は、高齢者自身の生きがいづくり・社会参加につながるだけでなく、生涯にわたる健康づくり、介護予防にもつながることから、さまざまな分野が協力・連携のもと、各種事業を展開していきます。

ボランティア活動の活発化に必要なこと



資料：地域福祉計画策定に関する市民意向調査
(平成27(2015)年9月実施)

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
老人クラブ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域での社会奉仕や交流、また高齢者自身が健康づくりや介護予防の担い手として活動する老人クラブの取組を引き続き支援していきます。 ●老人クラブの社会貢献活動の内容や魅力について広く周知し、未加入高齢者への加入や若手高齢者の加入促進を図ります。 ●老人クラブ活動が地域の福祉の担い手として、新たな地域課題に対し取り組むための支援を図っていきます。
ボランティア・NPO活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が、経験や知識、技術などを生かせるように、ボランティア活動情報を提供するとともに、参加促進のための啓発を支援します。 ●ボランティア講座の開催やボランティア体験機会の提供に努めます。 ●高齢者が健康でいきいきと活動できるよう、市民公益活動支援センターでは、さまざまな機会を捉え、ボランティア活動への誘導、人材育成講座などを開催します。 ●「協働によるまちづくり人材バンク」を引き続き周知していきます。
ボランティアポイント制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアをはじめのきっかけやボランティア活動の継続への励みとなり、またボランティア活動に対する関心と支え合う気運の醸成をめざすボランティアポイント制度の普及・啓発に努めます。

【社会福祉協議会事業】

施策・事業	今後の取組
ボランティアセンター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動者の養成のため、各種ボランティア養成講座を開催できるよう支援を行います。 ●ボランティア活動の周知・活動紹介をホームページなどで行うと同時に、門真市ボランティアフェスティバルを開催し、より多くの市民に活動を知ってもらえるよう支援を行います。 ●ボランティア活動者への情報提供や活動支援を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
ボランティアポイント登録人数	人	710	900
ボランティアセンターでのボランティア養成人数	人	1,256	1,466

(3) 就労支援の充実

■ 現状と課題

少子高齢化や生産人口の減少などの課題に直面する中、国において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられ、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮できる社会を目指すこととされたほか、シルバー人材センターにおける就労時間上限の引き上げなど、高齢者の就労に向けた環境整備が進められています。

本市における高齢者の就業率は、平成 27 (2015) 年の国勢調査では 22.5%と全国平均と同率、大阪府平均より高い割合となっており、意欲と能力のある高齢者がその知識と経験をいかし、労働力として地域において活躍することは、収入の確保のみならず、いきがづくりや健康寿命の延伸等にもつながります。

高齢者の就労の機会として、公益財団法人門真市シルバー人材センターがあり、高齢者の方々の豊富な知識や経験を活かし、就業の確保、提供という手段を通じて、自己の健康維持管理や地域社会と連携を図り地域の絆や活力を育むための公益事業を行っています。センターでは、就業などの相談事業、就業開拓提供事業、清掃ボランティア活動やイベント開催時での普及啓発事業など様々な取組が展開されています。

また、様々なイベントなどにおける積極的な周知・勧誘活動、会員へのフォローアップのための技能スキルアップ研修会等に取り組み、全国的にシルバー人材センターの会員数が減少傾向にある中、会員数が増加傾向となっています。

ハローワーク門真に設けられた高齢者専用の相談窓口である「生涯現役支援窓口」は、55歳以上の人を対象として再就職の支援が行われており、窓口の周知に協力してきました。

■ 方向性

意欲と能力のある高齢者が働き続けることで生きがいがづくりにもつながらよう、シルバー人材センターの自主的な運営を尊重しつつ、周知、勧誘活動、情報提供、人材育成などの支援を引き続き行います。

引き続き、国の動向を踏まえ、意欲と能力のある高齢者が働き続けることで生きがいがづくりにもつながらよう、企業等に向けた制度や「生涯現役支援窓口」に関する周知に関し、ハローワーク等に積極的に協力し、高齢者の就労に繋がります。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
シルバー人材センター活動の充実	●高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し提供するとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技能を生かし、生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
就労のための情報提供	●ハローワークの「生涯現役支援窓口」等のハローワーク事業について引き続き周知します。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
シルバー人材センター会員数 (年度末時点)	人	1,538	1,900

(4) 世代間交流等の推進

■ 現状と課題

高齢者が長年培った知識や経験、技能を次世代へ伝えていくことは、高齢者自身が社会の中で大きな役割を担っていることを自ら確認する機会となり、高齢者の生きがいにもつながります。子どもや若い人にとっては、豊かな人間性や職業観、人生観などを学ぶ機会となり人生の先輩として高齢者を尊敬することにもつながります。

高齢者と子ども等の世代間交流は、保育園や幼稚園、学校などにおいてさまざまな行事を通じ行われています。また、生涯学習センターなどにおいて、幅広い世代がともに楽しめる教室や講座、誰もが楽しめるニュースポーツなどを通じて、多様な世代間交流が行われています。

また、世代間交流は、高齢者にとっては生きがいづくりのみならず、ICTなどの新しい知識を学ぶ機会ともなるため、今後もさまざまな機会を利用し幅広く行っていくことが重要です。

■ 方向性

高齢者と子ども、高齢者と若者など、幅広い年代がさまざまな機会や場を活用した交流をし、高齢者の生きがいと楽しく、明るい生活を継続できるよう寄与していきます。

世代間交流を通じて、それぞれが有する知識や経験、技能を学べるよう、取り組んでいきます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
老人福祉センターや高齢者ふれあいセンター等での交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉センターにおいて引き続き、老人クラブ連合会との共催による交流会等の開催を促進します。 ●校区ボランティアによる高齢者同士、あるいは子どもたちとの交流会などの開催を引き続き促進します。
保育園、幼稚園、学校等での高齢者との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園や幼稚園での行事への高齢者の参加促進を図るとともに、知識や技術、経験などを生かした地域貢献につながるよう、小・中学校などでの教育やクラブ活動などへの参加促進を図ります。
地域で応援する支援者と子ども、そしてこどもの親の世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●食事を通じて社会性を育むコミュニティをつくることなどを目標に、子どもとその保護者及び地域の大人を対象に子ども食堂の開催を引き続き支援します。 ●子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を通じて、世代間交流を図ります。
各種生涯学習講座を活用した世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における各種講座や教室において、年代を問わず興味と関心を通じて、ともに学べる機会を設けていきます。 ●子どもから高齢者まで誰もが楽しめるニュースポーツを通じて、世代間交流を図ります。
小地域ネットワーク活動の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化や核家族が進む中で対象者が年々増加傾向にあり、校区福祉委員への負担が大きくなることが予測されるため、小地域ネットワーク活動を支えるボランティアの育成・確保の支援に努めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28（2016）年度実績値	平成 32（2020）年度末目標値
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・高齢者交流サロンでの世代間交流回数	回	14	↑
老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・高齢者交流サロンでの世代間交流参加人数	人	171	↑

5. 住みやすい環境づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

■ 現状と課題

高齢者等が安心して外出できるまちは、誰にとっても暮らしやすいといえます。これまで、自転車・歩行者専用道路の整備をはじめ歩道の整備や交差点の改良、歩行空間の安全対策などに取り組んできました。

あわせて、密集市街地における防災力向上に向けて、災害時に避難路となる道路整備などを進めてきました。

また、人口密度が高く、自転車の利用が多いため、高齢者をはじめ市民の交通事故を防ぐため、市内各地で交通安全運動キャンペーンによる交通マナーなどの啓発、高齢者を対象に自転車の乗り方などについて学ぶ交通安全教室、運転免許自主返納サポート制度の周知啓発等を行っています。

緑豊かでうるおいのあるまちなみの形成に資する公園は、子どもが遊ぶ、高齢者がくつろぐ、地域のコミュニティの増進などのさまざまな役割があり、さまざまな機会を捉えて用地を確保し、整備に取り組んでおり、市民の健康増進に資するために、健康遊具の設置も少しずつ進めています。

ハード面による暮らしやすいまちづくりを進める一方で、さまざまな場面で高齢者や障がいのある人に対して配慮、支援に取り組む「こころのバリアフリー化」も重要です。

平成28(2016)年4月に「障害者差別解消法」が施行され、日常生活におけるさまざまな場面において合理的配慮の提供が一人ひとりに求められています。

■ 方向性

高齢者などが安心して暮らし、気軽に出かけることができるよう、引き続き道路・学校・行政施設をはじめとする公共施設の計画的なバリアフリー化を進めるとともに、「こころのバリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の考え方を浸透させ、ハード・ソフトの両面で人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

また、地域のニーズを把握しながら、健康遊具の設置などを含め、公園の整備や公園施設の改修に取り組みます。

引き続き道路交通環境の整備、安全な歩行空間の形成、交通安全対策の充実や防犯活動、高齢者運転免許自主返納サポート制度等の支援・促進を図り、高齢者をはじめすべての人が安全・安心に生活し社会参加できるようなまちづくりを総合的に推進します。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
道路交通環境等の整備・改善	●必要となる道路の改善手法を考え、市内道路全体の整備の方向を整理しながら、高齢者が安全で利用しやすい道路交通環境の整備に努めます。
市民に対する啓発の充実	●交通安全運動などにおいて市民の交通マナーに対する意識啓発を引き続き図ります。 ●高齢者による交通事故の増加に歯止めをかけるため、高齢者運転免許自主返納サポート制度について、引き続き周知啓発を図ります。
交通安全意識の啓発の充実	●警察と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図ります。
こころのバリアフリーの啓発	●高齢者などの介助体験・疑似体験などを実施し、こころのバリアフリーにつながるよう取り組みを進めます。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
水路の有効利用による自転車歩行者専用道路等の延長	km	17.3	18.7

(2) 住宅対策の推進

■ 現状と課題

アンケートで介護が必要となった場合、どのような介護を受けたいか尋ねたところ、若年者・高齢者ともに「介護サービスを受けて、自宅で生活を続けたい」が最も多く、高齢者においてその意向が前回調査から高くなっている状況です。

要支援・要介護認定者に対して住宅改修などの支援を行うとともに、改修前には専門知識を有する介護支援専門員などによる確認等を推進しています。

また、市営住宅や市内の府営住宅、サービス付き高齢者向け住宅の情報を提供しています。

住まいは生活を送るための拠点であり、高齢者の身体状況に応じた安全、安心、快適な住まいの整備が重要となります。

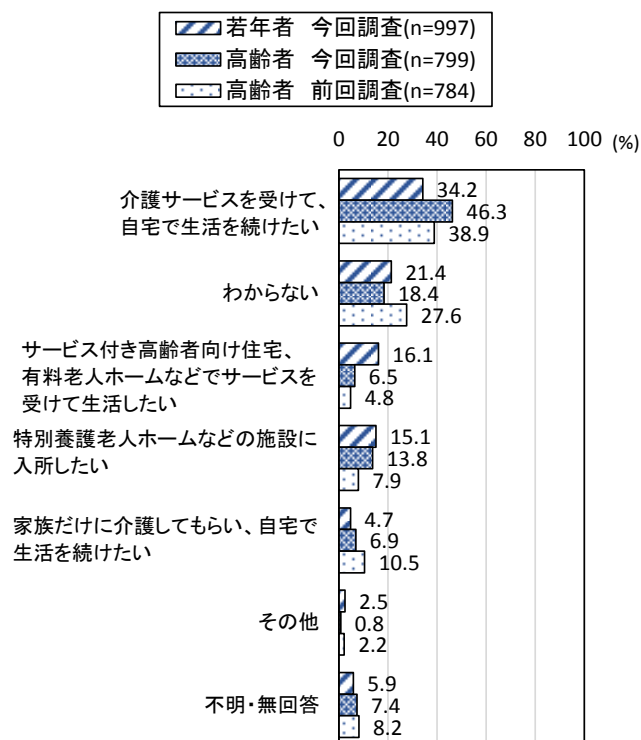
■ 方向性

今後も高齢者の身体状況に応じた安全、安心、快適な住まいの環境づくりに取り組みます。

また、くすのき広域連合や介護支援専門員などと連携し、介護が必要な状態になっても、慣れ親しんだ自宅での生活が送れるよう、要支援・要介護認定者に対する住宅改修が適正に行われるよう、取り組んでいくとともに、生活に必要な介護保険サービスや生活支援サービスが受けられる体制の構築に努めます。

「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に基づく民間賃貸住宅情報の提供などを引き続き実施します。

介護が必要となった場合、どのような介護を受けたいか



【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
公的住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府や関係機関の協力を得ながら、高齢者に配慮した住宅の建設、建替えに伴う要望・要請を行っていきます。 ●建替えによる高齢者世帯の生活上の不安や心配ごとなどについて、地域包括支援センターなどと連携し、必要な方への相談を行います。
市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化に向けて、エレベーター設置の検討を行っていきます。
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に基づく民間賃貸住宅情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯などが円滑に入居できるよう、大阪府において実施されている「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」について情報提供を行います。
サービス付き高齢者向け住宅の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の整備状況を適宜把握するとともに、希望者へ情報提供を行います。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
介護サービスを受けて、自宅で生活を続けたい人の割合（高齢者調査結果）	%	46.3	↗

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

■ 現状と課題

近年、全国各地で大規模な災害による被害が発生している中、平成 25 (2013) 年 6 月に「災害対策基本法」が改正され、高齢者や障がいのある人など、災害時に自力で避難が困難な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しており、更新しています。

内閣府の平成 28 (2016) 年「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」では、「災害が発生する」と思っている人は半数を超えています。災害に備えていない人も半数を超えているということがわかっています。このことから、自治会をはじめとする自主防災組織に対して防災講話や防災用品、備蓄物資などの紹介を実施するなど、防災意識の醸成に努めています。

また、近年高齢者を狙った悪質商法が多発しており、若年者に悪質商法を見聞きした経験を尋ねたところ、本人もしくは周囲に被害を受けた人がいると答えた人は 10.3%となっていることから、高齢者においてはさらに被害を受けている人が多くいると想定されます。

■ 方向性

防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページ、出前講座などによる啓発を行います。

災害時等いざというときに助け合える地域づくりを進めるために、避難行動要支援者の把握に取り組むとともに、避難行動要支援者が災害時にも安心して生活できるよう、地域団体や関係機関、サービス提供事業所などとの連携を強化し、避難や安否確認、避難所生活における支援などの体制づくりを進めます。

災害時に迅速な対応が出来るよう、日々の訓練や防災に対する意識向上に取り組むとともに、自主防災組織の育成・強化、福祉避難所の確保に取り組みます。

一方、消費者被害防止に向けて、消費生活センターと連携し、振り込め詐欺などの高齢者を狙った悪質商法について常に情報を収集し、迅速に高齢者のもとに情報が届くよう、広報紙やホームページなどを活用して、周知・啓発に取り組みます。さらには地域住民などとの連携した周知活動にも取り組めます。

消費者被害の予防や消費者からの相談対応などの取組を進めます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●守口市門真市消防組合、門真市消防団などと連携し、自治会や老人会などの行事を活用して、災害に関する知識の普及のための防災講話や防災用品などの紹介等などを引き続き行います。
避難行動要支援者に対する支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿を活用した避難行動支援の実施体制、実施手順、名簿の保管方法、安否確認の方法などの方策について検討を進めます。 ●避難行動要支援者マニュアルを必要に応じ改訂し、市民への周知を図っていきます。 ●避難行動要支援者を支える支援者が減少していることから、支援者の確保に努めるとともに、避難行動要支援者の基準となる年齢に引き上げなどについて、検討していきます。
要配慮者の福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、社会福祉法人6法人と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しており、災害時における要配慮者の二次的な避難所として、介護保険施設など、新たな協力機関の確保に努めます。
消費者被害の防止と対応	<ul style="list-style-type: none"> ●より複雑・巧妙化する振り込め詐欺や悪質商法の被害の防止に向け、その手口などを広報紙をはじめさまざまな媒体や機会を活用してさらなる啓発に努めます。 ●自治会や福祉施設、地域団体などに消費生活相談員を派遣し、消費者問題の基礎知識や消費者相談トラブル事例などの出前講座を継続して実施していきます。
安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人が安全で安心して暮らせるまちとするためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民一人ひとりの防犯意識の高揚と、これまで以上に地域で助け合う意識の醸成が必要であり、市・市民・地域・警察・門真市防犯協議会・関係団体・事業者などが一体となって、さまざまな防犯活動に取り組み、地域をあげて、犯罪から市民を守る体制を整備することにより、「公民協働による安全・安心なまち」の実現をめざします。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度末 目標値
避難行動要支援者名簿登録者のうち、同意者名簿に登録している人の割合	%	35.7	↗

6. 総合的な推進体制の充実

(1) 地域支援体制の充実（連携体制の構築）

■ 現状と課題

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け取組を進めてきました。

第6期中には、それぞれの事業を推進するとともに、それぞれの事業が有機的に連携し、高齢者のニーズに対し効果的な支援ができるよう、また、現在及び将来的な課題の抽出や調査研究に向け、行政、地域、関係機関等が協力できる体制づくりも進めてきました。

そのひとつとして、各日常生活圏域単位による個別地域ケア会議や今後開催する多職種による自立支援型地域ケア会議から、各圏域の課題を抽出し、市域単位とした地域ケア推進会議の開催をすることで地域の実状や体制の整備等の検討を進めていきます。

そのほか、医療と介護の連携強化に向けた在宅医療・介護連携推進事業の実施に向けた取組を進めています。

高齢者の身体状況や世帯状況によって、求められる支援は異なり、また地域における資源、住まい方によっても求められる支援は異なることから、地域におけるさまざまな団体・機関などと連携・協働で、高齢者を支える体制を構築していかなければなりません。

■ 方向性

地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向け、制度・分野ごとの「縦割り」ではなく、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな関係機関・団体・地域とさらなる連携・協働が図れる体制等の検討を進めるとともに、問題解決に向けて取組を進め、高齢者が安心して住み続けることのできる「門真市版地域包括ケアシステム」の環境の整備に努めます。

地域ケア会議をはじめとするさまざまな協議の場が、それぞれ協議・検討を進めるだけでなく、連携し、情報の共有を図れる体制などについて検討していきます。

身近な地域の中で、気軽に相談することができるよう、地域における相談機能の充実を図ることが重要であり、引き続き高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知に取り組みます。

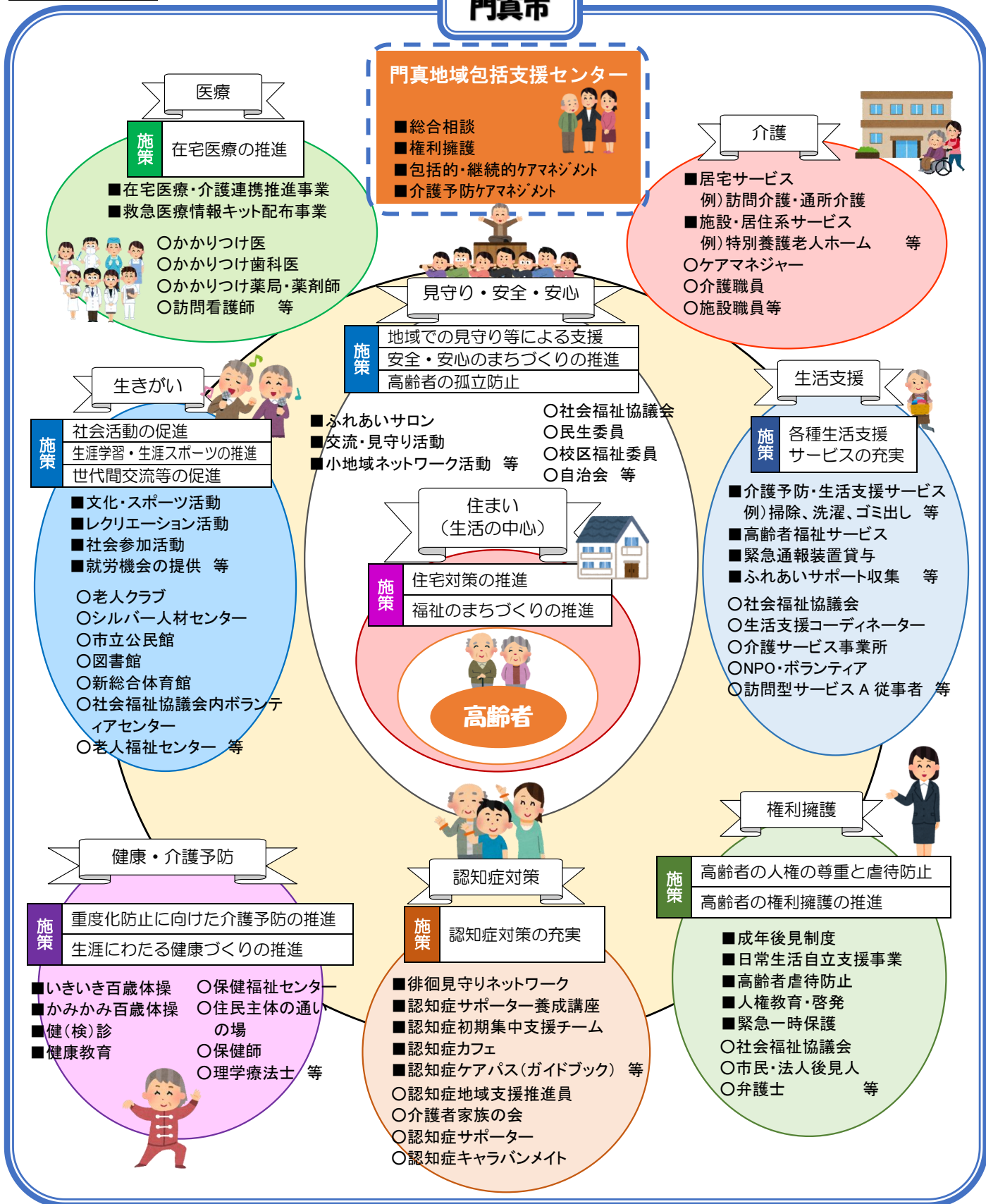
また、地域の相談力の向上のために、地域福祉の担い手に対する各種研修や講習会を開催します。また、地域における取組では解決できない福祉課題について、必要に応じて専門機関などへ適切につなげるための環境づくりを進めます。

さらには、地域包括ケアシステムの推進を図る中で、行政、地域住民、地域の多様な主体が協働し、高齢者に限らず、支援を必要とする高齢者と障がい者が同居しているケースなど、支援を必要とする人が抱える多様で複合的な地域の問題、課題を地域で互いに支え合っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

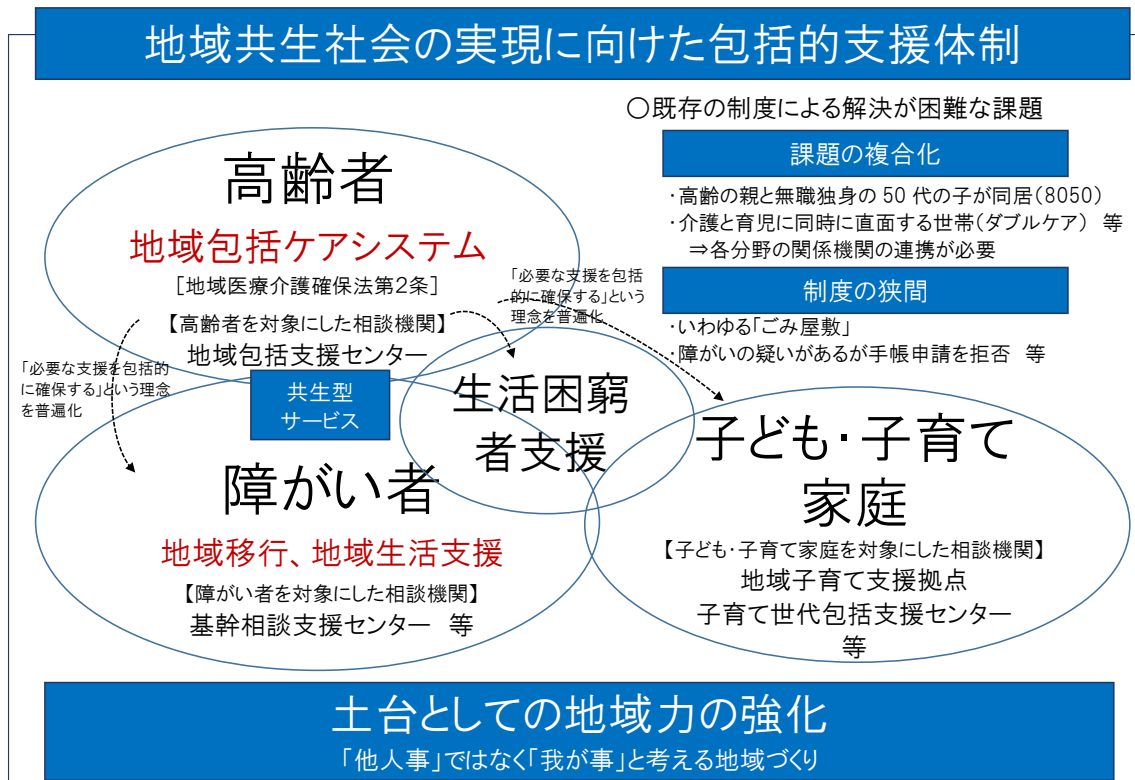
門真市版地域包括ケアシステム(イメージ)

施策 計画の方向・施策の内容
分野 具体的なサービス・事業
 ○担い手、場

門真市



地域共生社会の実現に向けた包括支援体制【イメージ】



資料：厚生労働省社会・援護局地域福祉課「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」（平成 29（2017）年 9 月 25 日）

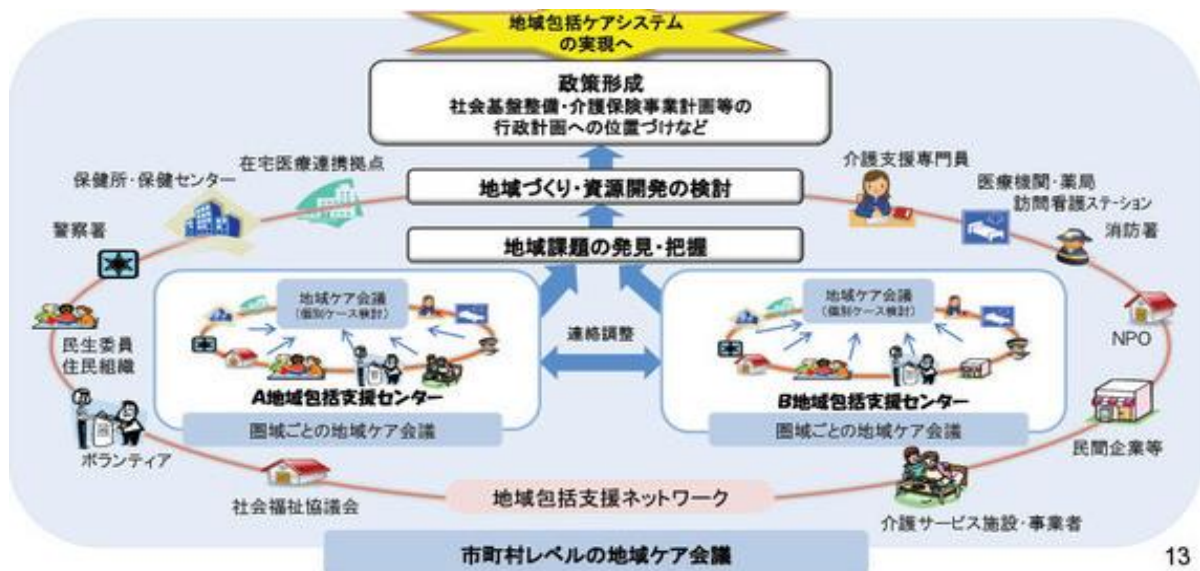
【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医師会・歯科医師会・薬剤師会などとの連携を深めつつ、困難事例などのケース検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、ネットワークの構築と地域に共通した課題を明らかにします。 ●門真市域包括ケア会議連絡部会や全体部会を開催し、地域包括支援センター間及び他機関における情報共有、連携体制の強化に努めます。 ●自立支援型地域ケア会議の実施に向け、地域包括支援センターをはじめとする関係機関とあり方について、検討していきます。
ボランティア・NPO団体等のネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人などと市との協働のまちづくりを一層推進するにあたり、各団体の領域を超えた幅の広いネットワークの構築を図ります。
地域支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、民生委員・児童委員や自治会、校区福祉委員会などとの連携を図り、地域における高齢者の生活実態の把握や見守り活動などを促進し、情報共有や課題解決などのための支援体制の構築をめざします。

【取組を測る指標】

指標	単位	平成 28 (2016) 年度実績値	平成 32 (2020) 年度末目標値
地域包括支援センターの認知度（若年者調査結果の「知らない」の回答）	%	46.4	↓

地域ケア会議の活用による地域包括ケアの推進



第6章 計画の推進体制

1. 計画推進について

(1) くすのき広域連合、大阪府等との連携

本市の高齢者施策をより充実していくため、介護保険事業の運営主体であるくすのき広域連合との連携を図ります。

また、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、大阪府や近隣自治体などとの連携を図ります。

(2) 地域・団体・事業所等との連携

高齢者にとって住みよいまちを形成していくため、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな分野で活躍する団体や事業所、地域の福祉の担い手などとの連携を図ります。

(3) 計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。

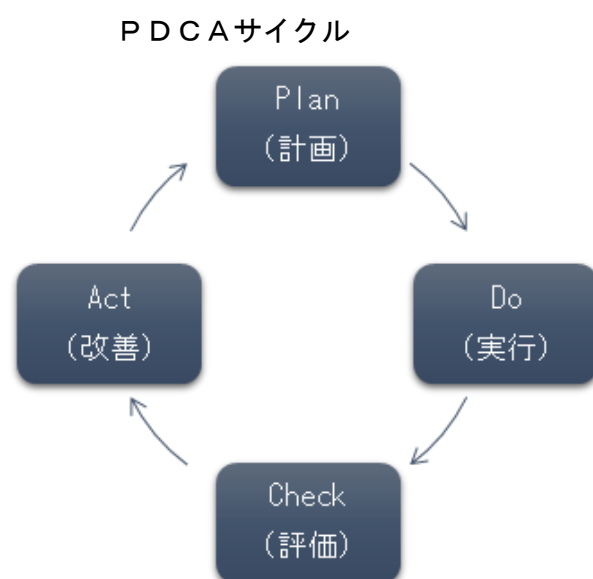
また、広報紙やホームページでの紹介、概要版の作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関などにもPRの協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の進捗管理、評価などを適切に実行するため、関係各課で構成する「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ」において、毎年度点検・評価を行います。

高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、労働力人口の減少、まちづくり等、幅広く市政へ影響が及ぶことが想定されていることから、全庁的な対応を検討するために、「2025年問題を検討する会議体」を設置し、同会議体における検討も必要に応じ反映していきます。

また、進行管理にあたっては、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルに基づき、進行管理を行います。



3. 情報提供の充実

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスや支援を適切に利用しながら可能な限り自立した日常生活がおくれるよう、また、安心して暮らすことができるよう、サービスなどに関する情報の提供の拡充に努めます。

さらに、外国人や障がいのある人など、情報が行き届きにくい人などに配慮したきめ細かな広報活動に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	今後の取組
制度の周知と利用意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、高齢者に関するさまざまな情報・サービスを当事者である高齢者が適切に利用できるよう、広報紙やパンフレット、ホームページ、市公共施設窓口などにおいて配布・情報提供を行います。 ●引き続き、老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センターなどにも協力を要請し、行事や交流の場での啓発や周知に努め、市民が身近に情報を手に入れることができる体制づくりを進めます。 ●引き続き、ホームページなどを活用し、さまざまな情報をリアルタイムに引き続き提供できるよう努めます。
障がいのある高齢者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き障がいのある高齢者に声の広報の発行などの地域生活支援事業による支援を行い、障がいのある高齢者が情報の入手を容易にできるように努めます。 ●文字を音声に変換する「音声コード」(SPコード)の導入及び普及と、意思疎通を容易にするためのツールであるコミュニケーションボードについて検討し、より一層、障がいのある高齢者への情報提供の環境整備に努めていきます。

用語の説明

あ行

【ICT】

ICTは、Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。従来よりパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉としては、ITが使われてきましたが、最近では情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で、ICTという言葉が使われるようになってきています。

【一般世帯】

国勢調査における一般世帯とは、次のものを言います。「(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含まれています。）」「(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者」「(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者」。

【NPO】

non-profit organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行う市民団体を意味します。平成10（1998）年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

か行

【介護予防】

要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減をめざすこととされています。高齢者が可能な限り自立した日常生活を送り続けていけるような、地域づくりの視点が重要となります。

【孤立死】

高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加などに伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、孤立生活が一般的になっています。明確な定義はありませんが、社会的孤立のために、自宅などで死後だれにも気づかれることなく、遺体があるままとなる場合のことをいいます。

【高齢者虐待】

平成18（2006）年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」では、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設等従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

高齢者虐待としては、以下のように分類されます。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
v 経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【合理的配慮の提供】

障がいのある人が「この障がいのために、こうしてほしい」など何らかの配慮を求めた場合、負担になり過ぎない範囲で、その人に合った必要な変更や調整、工夫などを行うことを言います。

さ行

【消費者被害】

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者の持つ「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安につけ込み、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。

【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた調整役を果たす人のことです。

【成年後見制度】

認知症などで判断能力の十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援することです。

【新オレンジプラン】

平成27（2015）年1月29日に厚生労働省が関係省庁と共同して策定した新たな戦略（認知症施策推進総合戦略）で、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に答えていくことを旨とし、7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととしています。

た行

【第2号被保険者】

40歳以上65歳未満の人で医療保険に加入している方のことです。

【地域支援事業】

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業です。平成26（2014）年度の介護保険法の改正に伴い、要支援認定者に対する訪問介護及び通所介護が、地域支援事業に移行することになりました。

また、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置づけられました。

【地域ケア会議】

地域ケア会議とは、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のことをいいます。

【地域包括ケアシステム、地域包括ケア】

高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。

な行

【2025年問題】

団塊の世代が平成37（2025）年頃までに後期高齢者（75歳以上）に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される問題です。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が十分でない人に対して、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うものです。

【ニュースポーツ】

グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年、我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、「力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追及する」「体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできる」「ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能である」などの特徴を持っています。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると100種を超えるニュースポーツがあるとされています。

【認知症ケアパス】

「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」であり、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容などをあらかじめ、認知症の人とその家族に提示する仕組みです。

【認知症サポーター】

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のことです。

【認知症初期集中支援チーム】

医療・介護の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

【認知症地域支援推進員】

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が十分でない人に対して、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行うものです。

は行

【バリアフリー】

高齢者や障がいのある人などが社会生活を営むうえで、社会のなかに存在する物理的、社会的、制度的、心理的などのさまざまな障壁（バリア）になるものを取り除いていこうとする考え方をいいます。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいいます。

【福祉避難所】

通常の避難所での長期の避難生活が困難と判断された人を二次的に受け入れる施設をいいます。市が長期の避難所生活が困難であると判断した場合には、市と協定締結した施設の被災状況などに応じて可能な範囲で福祉避難所を開設するため、災害発生時に直接、福祉避難所へ避難することはできません。

【ボランティアポイント制度】

ボランティア登録をした個人に対し、ボランティアポイントカードを交付し、概ねボランティア活動30分に対し1ポイントを付与します。30ポイントがたまると、活動に対するお礼の気持ちとして、市長からの感謝のメッセージなどをお渡しします。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、体型、障がいの有無・レベルや言語にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい製品、建築、空間などを設計することをいいます。

ら行

【レスパイトケア】

在宅介護の要介護状態の人が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のことをいいます。